

令和 2 年

# 第 1 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 2 年 3 月 6 日

閉会：令和 2 年 3 月 11 日

福岡県東峰村議会

## 令和2年 第1回東峰村議会定例会

招集年月日 令和2年3月 6日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和2年3月 6日 9時30分  
議長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 令和2年3月11日 13時12分  
議長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

3月6日・9日・10日 10名	3月11日 9名
-----------------	----------

### 欠席議員

3月11日 7番 長澤貞義議員
-----------------

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	日野正
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	梶原浩二
保健福祉課長	岩橋一成	建設水道課長	大塚健司
教育課長	伊藤勝枝	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	城辰也		

村長提出議案の題目

議案第1号	東峰村付属機関に関する条例の制定について
議案第2号	東峰村棚田保全基金条例の制定について
議案第3号	東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について
議案第4号	東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について
議案第5号	東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	東峰村新村建設計画の変更について
議案第9号	令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
議案第10号	令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について
議案第11号	令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について
議案第12号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第13号	令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第14号	令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 15 号	令和 2 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）

議員提出議案の題目

発議第 1 号	東峰村議会議長の不信任決議案について
---------	--------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
----------------------------------

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 125 条） 9 番 伊藤均議員          1 番 梶原伯夫議員
---

# 第1回 東峰村議会定例会会議録

令和2年3月6日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第1回東峰村議会定例会議事日程

令和2年3月6日開議

開会宣言

議事日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

追加

日程第 1 新型コロナウイルス対策について（緊急質問）

日程第 4 村長のあいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 1号 東峰村付属機関に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 2号 東峰村棚田保全基金条例の制定について

日程第 8 議案第 3号 東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 4号 東峰村棚田レストラン・農産加工品施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について

日程第10 議案第 5号 東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第 6号 東峰村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第 7号 東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 3 議案第 8 号 東峰村新村建設計画の変更について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 令和 2 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 令和 2 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 令和 2 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 令和 2 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和2年第1回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>議長の初版報告を行います前に、議場の皆様方をお願いをいたします。</p> <p>ただ今新型コロナウイルスが流行っておりますので、議場内で咳の出る方は、そのときはマスクの着用をお願いをいたします。議会の開会中には皆さん方健康に留意をされ、議事の進行にご協力をお願いをいたします。</p> <p>それでは、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 伊藤均議員、1番 梶原伯夫議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和2年東峰村議会第1回定例会の運営につきましては、去る2月27日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定が4件、条例の一部改正が3件、東峰村新村建設計画の変更が1件、令和元年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、令和2年度一般会計・特別会計の当初予算が4件、合計15件の議案が予定されております。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日から13日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に7名の議員の一般質問を予定しております。</p> <p>当初予算については、予算審査特別委員会を設置し、付託し、審議をしたいと思っております。</p> <p>最終日に議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いをいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日6日から13日までの8日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>



議 長	異議なしと認め、会期は、3月6日から3月18日までの8日間と決定をいたしました。
日程第3	
議 長	日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。 ここで、新型コロナウイルス対策について、3番 黒川隆康議員から緊急質問の申し出がっております。 3番 黒川隆康議員の、新型コロナウイルス対策についての緊急質問に同意の上、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数と認めます。 よって、3番 黒川隆康議員の新型コロナウイルス対策についての緊急質問に同意し、これを日程に追加し、追加日程第1として日程順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。
追加日程第1	
議 長	3番 黒川隆康議員の発言を許します。 資料の配布をいたします。 (資料配布)
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	この場を借りまして、緊急ではございますが、質問をさせていただきます。 現在、中国の武漢を発生源とする新型コロナウイルス感染症が大きな問題となっております。国内においては感染拡大により、感染者が、クルーズ船内での感染者約700名を含め、今朝の発表では1,056名ということでありました。死者も13名を数えました。 感染の勢いはとどまらず終息の目途も立っておりません。国として緊急事態宣言についての検討も始まるうとしております。 そこで、コロナウイルス対策について、議会を代表して質問をいたします。 まず、村長にお尋ねいたします。 1つ目の質問であります、今、防災無線においてコロナウイルスに対する注意喚起がなされておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての今までの取り組みをお聞かせいただきたいと思います。
議 長	村長
村 長	これまでの行ってきた新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、まず、感染予防、拡大防止の注意喚起として、2月上旬から東峰村ホームページや東峰テレビ、無線放送、高齢者が集まる場所や戸別訪問を通じて呼びかけております。 また、啓発の一環として、役場窓口や会議の場所において、手洗いや手の指の消毒、マスクの着用などを呼びかけております。 2月21日には、東峰村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同感染症に関する情報共有や必要な対策の検討を行っております。また、防災無線等で周知を図っているところです。 なお、東峰村新型コロナウイルス感染対策本部は、2月の21日、2月の28日、3月の5日と開催し、情報の共有を図っているところです。 また、国からの要請を受けて、学校やイベントの開催、外出について必要な対策を

	<p>講じています。</p> <p>具体的には東峰学園の休校やいずみ館、村民センター等の公共施設の利用制限、村主催のイベントの中止や延期、規模の縮小などの措置を現在とっているところであり ます。以上です。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。</p> <p>現在、感染しているか、いないかを調べるPCR検査につきましては、本日より公 的保険が適用可能になりました。</p> <p>ですが、暫くは検査を希望しても受けられない状況が生まれるとの情報がありま す。そういった情報は把握しておられるのでしょうか。</p> <p>また、PCR検査希望者に対する対応は考えておられるのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>PCRの検査につきましては、先ほど議員の述べられたことについては把握をして いるところであります。</p> <p>現在、PCR検査につきましては、保健所等が必要と判断された方に対して、国立 感染症研究所、検疫所に加え地方衛生研究所、民間検査会社や大学などの協力を得な がら行われています。</p> <p>現在、福岡県におきましては、福岡県、福岡市、北九州の3カ所の衛生研究所にお きましてPCR検査を実施していますので、検査希望者につきましては、保健所へ連 絡をしていただくよう周知してきました。</p> <p>ただ、本日よりPCR検査が保険適用となる旨の報道がっております。このPC R検査が医療保険の適用となれば、医師が保健所を経由することなく、民間の検査機 関に直接検査依頼を行うことが可能となります。</p> <p>また、同時に簡易検査機器の開発も進められており、これらの環境が整えば、医師 が必要と認めるすべての方が検査を受けられるようになる見込みと考えております。 以上です。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>それでは、3番目の質問に移ります。</p> <p>コロナウイルスに対しては、不安をお持ちの方は少なからずいらっしゃると思いま すが、先ほどのPCR検査の希望が叶えられないというような方もいらっしゃると思 います。</p> <p>そうした方も含めてですね、そうした不安を感じる方の相談を受ける窓口は、十分 な体制ができているのか、お伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在、新型コロナウイルス感染症に関する相談につきましては、広報等において村 民の方に周知を図っているところでもありますけれども、役場の保健福祉課、または北 筑後保健福祉環境事務所に相談窓口が設置されております。帰国者・接触者相談セ ンターにおいて実施をしているところでもあります。</p> <p>休日・夜間につきましても、別の専用窓口において対応が可能であります。これま でのところ相談窓口の混乱はないと聞いております。</p> <p>今後県内や近隣の市町村における感染の状況を踏まえ、必要に応じて体制の検討を 行っていきます。以上であります。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>この相談窓口においては、村ですね、相談がしっかりとできるような体制も確立 していただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、4つ目の質問に移ります。</p>

	今後、村で実施する様々な会合や事業等に少なからず影響を及ぼしかねない状況の中、村としてどのような方策を考えておられるのか、お伺いいたします。
議 長	村長
村 長	<p>今後の対策ということでございますけれども、今後の対策につきましては、国、県の通達、指針をはじめ、近隣自治体の対応も踏まえ、引き続き村の対策本部、会議におきまして、村としての対策を検討していきたいと思っております。</p> <p>先ほど述べました、これまでの取り組みに加え、新たな対応が必要となってくれば、その対応策について、その都度最新の情報を、引き続き村民の皆様迅速に周知を行っていくことが重要と考えております。</p> <p>また、村民の皆様におかれましては、今回のウイルスに関する最新の情報を注視していただき、心配事や相談事がございましたら、これまでどおり、まずは役場までご連絡をいただければと思っております。</p> <p>なお、催し物、会議等につきましては、中止または延期というような対応を取らせていただいているところであります。以上です。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではですね、次に、教育長に小中学校の一斉休校について、お尋ね申し上げます。</p> <p>休校にあたっては、県からの要請に基づいて実施されたものだと思いますが、実施にあたっては、各自治体の判断に委ねられたと認識しております。</p> <p>そこでお尋ねいたします。</p> <p>まず、1つ目の質問です。</p> <p>突然な休校に問題はなかったのでしょうか、問題があったのであればお聞かせをいただきたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>突然の安倍総理の発表でしたので、戸惑いはありました。</p> <p>しかし、県も国の方針に沿ってやるだろうということもありましたので、教育委員会の中で、それに準じて本村でも行おうというようなことで決定いたしました。</p> <p>保護者に対しては、2月28日から夜8時と翌朝7時に、東峰学園臨時休校について、防災無線の周知及び東峰テレビで臨時休校のお知らせをしました。</p> <p>保護者には、安心メールを使って、それぞれに連絡をしていただいておりますので、大きな問題はなかったと思っております。</p> <p>まだ判断の中には、近隣のうきは市とか筑前町等々の動きも確認しながら行ったところです。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>大きな問題はなかったという認識でよろしいですね。はい。</p> <p>それではですね、大きな問題がないということでありましたので、2番目の質問は省略させていただきます。また、関連してはですね、総括等でまた質問が出ると思っております。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>休校にあたってですね、教育委員会として学校やあるいは臨時教育委員会等での協議はなされたのでしょうか、お伺いします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>今おっしゃるように、教育委員会開くのは当然でございます。教育委員会は合議制ですので。</p> <p>28日に教育委員会を開きました。この席に学校長も呼びまして、このことについ</p>

	<p>てどうするかという協議をいたしました。</p> <p>とりあえず、その日の結果等々もありますので、緊急に必要なこと、当面の子どもたちの過ごし方とかですね、それから図書貸し出し等々について、まずできることを、その日のうちにできることを確認をし、学校長と確認をしております。</p> <p>それから、子どもたちへの配布物、休みの間の課題等々については、昨日と今日、5日と6日に保護者に来てもらって手渡しをするということで、確認をしております。実際にやってもらっております。</p> <p>それから、卒業式などはできるだけ縮小するとともに、短時間で終わるようにすること、終了式は中止にすることなどについて、その日のうちに確認をいたしました。</p> <p>また、3月3日の日に、休みになった2日目ですが、教育委員全員で学校に訪問をいたしました。その席で、その後のこと、例えば通知表をどうするかとか、それから3学期の学習内容、積み残し等々がありますので、そういったことについての話し合い、そういったもの、今後のことについての確認をいたしました。</p> <p>また、情勢を見ながら、その都度確認をしていくことにしております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。</p> <p>学童保育等が充実しない地域においては、学校での受け入れが要請されていると思えますが、今の現状をお伺いいたします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>先ほど3日の日に学校長と話をしたという中にもその件が出ております。</p> <p>国のほうも1、2年生を対象に、学校のほうで預かれないかというようなことが出ておりましたけれども、本村においてもその席で、保護者が仕事などによる不在で、自宅で過ごすことができない児童、親戚や知り合いなどの預かり先がない児童等については、学校のほうで朝8時半から16時まで預かるということで確認をいたしました。</p> <p>今、配布している文書の中にもそれを入れておりますので、希望のある保護者については学校に問い合わせをするようになっております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>それでは、最後の質問にさせていただきますが、今後長期の休校になれば各家庭では対応に苦慮されるかと思えます。その対策としてですね、PTAの皆さんとの話し合い、学校も含めてですが、そういうことは実施されるように考えておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>とても大切な問題だと思いますが、まず、PTAとの協議は、学校のほうが行います。必要であれば教育委員会も一緒になって、今後課題解決に向けての検討には入りたいと思っております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>ありがとうございました。</p> <p>いろいろな問題点につきましては、後日また質問があらうかとは思いますが、以上で、私の代表としての質問は終わらせていただきます。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 村長あいさつ及び提案理由の説明をお願いいたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日、ここに、令和2年第1回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中ご参照いただきまして、誠にありがと</p>

うございます。

また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきまして、ご尽力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、先ほど新型コロナウイルス対策についての緊急質問がありましたが、中国武漢市を中心に広がった新型コロナウイルス感染症は日本でも大流行となり、小中高の休校、イベントの中止等々社会や経済に大きな影響が出ております。

本村も先ほど申し上げましたように、2月の21日には対策本部を立ち上げ、村民の皆様への注意喚起を行い、2月28日には第2回、3月5日には第3回の対策本部会議を開催し、今後の方針等を確認し、取り組みを決定をしたところです。

いずれにいたしましても、手洗い、うがい等の感染防止に万全を期していただき、本村での感染を阻止したいと考えているところであります。

また、平成29年7月の九州北部豪雨災害から2年8カ月が経過し、災害復旧は着実に一步一步進捗をしておりますが、日田彦山線の復旧に関しましては、東峰村を除く参加自治体のBRT容認、受け入れの方針に、あくまでも負担なしでの鉄道復旧を主張する本村とのかい離が出てきているところであります。

令和2年度の当初予算につきましては、通常の前算に加え、災害復興費約10億円を盛り込んだ前算となっております。1日でも早い災害復旧・復興は当然のことですが、東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業も並行して進めていかなければ、子どもや孫に残せる持続可能な村づくりはできないと言っても過言ではありません。

いずれにいたしましても、本村がさらに活性化し、持続可能な村として生き残るためにも、その推進実現のためには議員各位のご理解とご協力は欠かせませんので、今後とも村政の運営に対しご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案について説明を申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正について7件、新村建設計画の変更について1件、補正前算について3件、当初前算について4件、合計15件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第1号、東峰村付属機関に関する条例の制定につきましては、村の執行機関の付属機関として、審査会、審議会、調査会、その他の審査、諮問または調査のための機関を設置することについて、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、東峰村付属機関に関する条例を制定するものです。

議案第2号、東峰村棚田保全基金条例の制定につきましては、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)であります。による寄附金を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために東峰村棚田保全基金条例を制定するものです。

議案第3号、東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定につきましては、日本の棚田百選「竹棚田」における宿泊・体験・交流活動により、関係人口を創出し、棚田景観の保全及び地域の活性化を図るため、東峰村古民家宿泊施設条例を設置するものです。

議案第4号、東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例の制定につきましては、観光誘客促進及び農林産物の地産地消並びに農産加工品の販売による地域の活性化を図る事を目的に、東峰村棚田レストラン・農産加工施設条例を設置するものです。

議案第5号、東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、東峰村監査委員条例の規定の整備を行うものです。

議案第6号、東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行され、地方公務員法第3条第3項に基づき設置される特別職の職員で非常勤の職種が限定されていることに伴い、東峰村特別職の職員で非常勤のもの報酬について改正する必要性が生じたため、この条例を制定するものです。

議案第7号、東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨今の経済情勢を踏まえ、使用料を適正な価格に改めることにより、小石原焼伝統産業会館の円滑な運営を行うために条例を制定するものです。

議案第8号、東峰村新村建設計画の変更につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間が被災市町村以外の市町村は5年間の延長とされたため計画を変更するものです。

議案第9号、令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,510万1千円を減額し、歳入歳出総額を5億6,876万1千円とするものです。そのうち災害関係は2億8,569万8千円の減額となっております。

歳出では、災害関連としては実績による減額などで、災害復旧総務費2,099万9千円、公共土木災害復旧2億円、農地農業用施設災害復旧8,702万8千円、農林産業共同利用施設災害復旧2,600万円をそれぞれ減額しております。

また、通常事業の実績による減額などで、災害派遣職員の人件費など3,638万円、財産管理費218万4千円、地域おこし支援事業850万円、まち・ひと・しごと創生事業100万円、移住・定住事業170万円、し尿処理委託300万円、合併浄化槽設置補助350万円、健康増進事業600万円、有害鳥獣防止柵設置985万円、水源かん養事業1,962万1千円、林道維持費130万円、荒廃林再生事業721万円、トーキョーディネート事業1,466万円などそれぞれの減額をしております。

増額としては、災害関連として、災害復旧に伴う光ケーブル移設200万円、前回以外の家屋解体撤去133万1千円、林道施設災害復旧300万円を計上し、災害以外の通常分として、ふるさと基金積立2,850万円、国保特別会計への繰入金705万6千円、棚田保全基金事業1,000万円、村道路線変更等による道路台帳変更200万円、消防施設費519万4千円、教育費ギガスクール整備事業2,711万9千円などを計上しております。

歳入としては、普通交付税の確定や寄附金、村債を増額し、事業減に伴う国・県補助金や繰入金など減額しております。

議案第10号、令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,622万円を減額し、歳入歳出総額を1億3,019万7千円とするものです。そのうち災害関係は1,521万2千円の減額となっております。

議案第11号、令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに389万3千円を減額し、歳入歳出総額を3億7,144万7千円とするものです。

議案第12号、令和元年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比20.4%減の41億9,939万7千円といたしました。うち災害関連連予算は10億1,943万2千円となっております。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明を申し上げます。

地方税及び交付金等につきましては、概ね昨年並みの額を計上しております。

地方交付税につきましては、前年度交付実績の1.5%減の11億3,088万2千円、特別交付税については、災害派遣職員等の経費や地域おこし協力隊、集落支援員の経費による額を3億2,000万円と見込んでいます。

その他、災害復旧事業の財源として国・県補助金や村債を計上しております。

財政調整基金については、昨年度比1億3,756万6千円減の5億844万4千円を計上しております。災害復旧関連事業で財政調整基金の減少はやむを得ないことと思いますが、今後も災害復旧や地方創生などの地域活性化への事業に取り組まなければなりませんので、財政状況を分析しながら着実な事業の遂行を行いたいと考えております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、議会費は、昨年並みの4,697万6千円を計上しております。

総務費は、前年度比6.4%増の11億7,320万1千円。災害関係として、災害応援職員関係経費8,071万4千円、被災弓道場新築4,374万円、ほうしゅ楽舎設計・造成7,074万4千円、光ケーブル移設2,081万9千円を計上し、その他地域おこし企業人制度を含む地域おこし協力隊事業5,460万円などを計上しております。

民生費は、前年度比6.1%増の5億1,354万2千円、集落支援事業費1,402万8千円などを計上しています。

保健衛生費は、2.2%増の2億192万7千円。災害関係として、家屋解体撤去補助300万円を計上し、その他、子育て世代包括支援センター319万6千円、塔の元し尿貯留槽フェンス設置583万円などを計上しております。

農林水産費は、4.4%増の3億60万6千円としました。災害関係として、用水対策支援50万円、農業振興対策支援補助500万円を計上し、その他、畦畔保護工事2,015万円、ため池ハザードマップ作成1,300万円、竹地区水利調査440万円、棚田保全基金事業1,600万円、森林環境整備事業1,791万6千円などを計上しております。

商工費は、0.8%増の1億3,291万8千円、トーキョーディネート事業5,311万円などを計上しております。

土木費は、4.8%減の5億4,017万6千円です。災害関係として、猿喰第2団地建替工事2,700万円、その他、小規模治山事業750万円、里山空間保全事業補助350万円、水源の森交流館工事3億6,540万円、小石原川ダムふれあい公園整備1,500万円、村有河川改良9,300万円などを計上しております。

消防費は、51.3%減の9,407万5千円。猿喰防火水槽土砂撤去110万円、防災無線屋外子局移設工事600万円、防災無線遠隔監視装置更新300万円などを計上しています。

教育費は、7.9%増の1億1,969万4千円。火砕流木の天然記念物緊急調査400万円、オリンピック聖火リレー関連事業952万6千円などを計上しております。

災害復旧費は、58.3%減の7億6,796万5千円としました。災害復旧総務費1億7,471万8千円、公共土木3億7,741万6千円、農地農業用施設2億745万円、林道施設29万4千円、地域防災がけ崩れ事業808万7千円を計上しています。

公債費は、5.1%増の2億6,980万5千円。諸支出金は、簡易水道事業特別会計繰出金として、8.7%増の3,351万2千円といたしました。

なお、詳細につきましては、予算特別委員会におきまして担当課長からの説明及び質疑応答により、審査のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、特別会計について説明をいたします。

	<p>議案第13号、令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比20.3%減の9,209万7千円としました。災害復旧予算として、橋梁添架(岩屋・伊王寺・中尾・延田・下蔵貫)及び竹浄水場系統配水管復旧工事として3,582万2千円を計上、その他、橋梁架け替えによる水道管切替工事1,200万円などを計上しております。</p> <p>議案第14号、令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比15.9%増の3億7,088万9千円といたしました。</p> <p>議案第15号、令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比3.9%減の3,959万3千円といたしました。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決等いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上であります。よろしく願いいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
休憩	
議長	前の時計で10時半まで休憩いたします。  (10時21分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  (10時30分)
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第20までの補足説明の終了後に行います。
日程第6	
議長	日程第6 議案第1号「東峰村付属機関に関する条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「東峰村付属機関に関する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由としまして、村の執行機関の付属機関として、審査会、審議会、調査会、その他の審査、諮問又は調査のための機関を設置することについて、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、東峰村付属機関に関する条例を制定するものでございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村付属機関に関する条例の制定について 東峰村付属機関に関する条例を次のように定める。 東峰村付属機関に関する条例</p> <p>第1条、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関については、法律又は条令に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条、村に別表のとおり付属機関を置く。</p> <p>別表につきましては、14ページに一覧という形で載せさせていただいております。</p> <p>地方自治法第138条の4第3項の規定につきましては、規定文といたしまして、普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより執行機関の付属機関とし</p>



	<p>て、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調定、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。という条項がございます。</p> <p>この条項に基づいて、村においては、この第1条の分でございますが、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、とあります。</p> <p>他の条例というのは、例えば、総合計画の審議会等については、条例において定められております。その他、要綱や規定等に基づいて設置されているものについて、今回機関の設置の根拠をはっきり定義をするために、条例において設置をする必要があるということで、別紙の14ページの一覧のとおり機関についてですね、付属機関という形で、この条例において、設置の根拠として設置をさせていただくものでございます。</p> <p>付属機関の名称等につきましては、数が多ございますので、詳細の説明については省略させていただきますが、表においてですね、村長部局、教育委員会部局においての付属機関の名称、またその付属機関のですね、担当事務について、関する事項ということで書かせていただいております。</p> <p>補足説明については、以上です。</p> <p>申し訳ありません、条文を飛ばしてました。</p> <p>13ページにお戻りください。</p> <p>第3条、前条に規定する付属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関が定める。</p> <p>要綱等においてですね、定めるという形にしておるものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>補足説明は、以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第2号「東峰村棚田保全基金条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>15ページです。</p> <p>議案第2号「東峰村棚田保全基金条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名です。</p> <p>提案理由といたしましては、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために東峰村棚田保全基金条例を制定するものでございます。</p> <p>16ページです。</p> <p>東峰村棚田保全基金条例</p> <p>設置の目的でございますが、第1条、棚田の保全・活用、棚田に付随する景観の再生により、農業の振興、雇用の拡大を図る施策の財源に充てるため、地方自治法第214条第1項の規定に基づき、東峰村棚田保全基金を設置するというものでございます。</p> <p>第2条、積立ですが、基金として積み立てる額は、地方創生応援税制により寄附される額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるものであります。</p> <p>第3条以降につきましては、従来より設置されております、他の基金条例と同じ条文ですので省略いたします。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。以上です。</p>
日程第8	

議 長	<p>日程第 8 議案第 3 号「東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>18 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 3 号「東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和 2 年 3 月 6 日、東峰村長名です。</p> <p>理由といたしまして、日本棚田百選「竹棚田」における宿泊・体験・交流活動により、関係人口を創出し、棚田景観の保全及び地域の活性化を図るため東峰村古民家宿泊施設を設置するものである。</p> <p>19 ページです。</p> <p>東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例</p> <p>目的、第 1 条です。</p> <p>この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 条については設置についてでございます。</p> <p>第 3 条、名称及び位置。</p> <p>名称が古民家宿泊施設、位置が東峰村大字宝珠山 5430 番地外 2 筆でございます。</p> <p>第 4 条では、管理及び運営ということで、第 5 条、宿泊施設は、設置目的を達成するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び食事等の提供に関する事業</li> <li>2 都市部との交流・体験活動の企画・運営に関する事業</li> <li>3 その他設置目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p>第 6 条では、宿泊施設の管理は法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人、その他の団体であって、村長が指定する（以下「指定管理者」という）にこれを行わせることができる。</p> <p>第 7 条では、指定管理者が行う業務を書いております。</p> <p>第 8 条、宿泊施設の利用時間、宿泊施設の利用時間及び定休日は、村長の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p>第 9 条、利用料金ですが、宿泊施設の利用料金は別表、23 ページのほうにありますが、定める額とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、同表の定める額を上限として、法 244 条の 2 第 9 項の承認を受けて定めることができる。</p> <p>10 条では利用の承認、11 条では利用の不承認、12 条では損害の賠償、13 条では委任を書いております。</p> <p>23 ページの別表ですが、宿泊施設の利用料金ですが、基本料金が 3 万円、それと使用人数によって、1 人につき 5 千円プラスをしていくという料金体系になっております。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上です。</p>
日程第 9	
議 長	<p>日程第 9 議案第 4 号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>

企画政策課長	<p>議案第4号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年3月6日、東峰村長名です。</p> <p>理由といたしまして、観光誘客促進及び農林産物の地産地消並びに農産加工品の販売による地域の活性化を図ることを目的に、東峰村棚田レストラン・農産加工施設を設置するものである。</p> <p>東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例です。</p> <p>第1条、目的といたしまして、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条、設置でございます。</p> <p>第3条の名称及び位置につきましては、名称、棚田レストラン、位置が東峰村大字宝珠山5171番地1.</p> <p>第4条では管理及び運営。</p> <p>第5条の事業です。</p> <p>棚田レストラン等は、設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地産地消を推進する食事の提供等のレストラン事業</li> <li>2 地域の農林産物を活用した加工・販売に関する事業</li> <li>3 都市部との交流・体験・活動の企画運営に関する事業</li> <li>4 その他設置目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p>第6条、棚田レストラン等の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人、その他の団体であつて、村長が指定するものにこれを行わせることができる。</p> <p>第7条、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第5条に規定する事業を遂行する業務</li> <li>2 棚田レストラン等の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>3 利用者の制限に関する業務</li> <li>4 上記業務に付随する業務</li> <li>5 第4号に掲げるもののほか、棚田レストラン等の運営に関して村長が必要と認める業務。</li> </ol> <p>第8条、棚田レストラン等の開閉時間及び定休日は、村長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>第9条では利用者の制限、第10条では損害の賠償、第11条に委任。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第5号「東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>議会事務局長</p>
議会事務局長	<p>ページは29ページでございます。</p> <p>議案第5号「東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年3月6日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行することに伴い、東峰村監査委員条例の規定の整備を行うものでございます。</p>

	<p>次の30ページをお開きください。</p> <p>東峰村監査委員条例の一部を改正する条例ということで、地方自治法ですね、条文の現行としましては、法第243条の2第3項でございますが、これが法第243条の2の2第3項に変更されたため、今回の改正をするものでございます。</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第6号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>31ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方公務員法第3条第3項に基づき設置される特別職の職員で非常勤の職種が限定されることに伴い、東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬について改正する必要が生じたため、この条例を制定するものでございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>非常勤特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表の改正になっております。</p> <p>別表にありまして、上から教育委員会、教育委員会につきましては、委員長という職がなくなっておりますので、委員長の欄を削除するものでございます。</p> <p>33ページの下の方になりますが、区長及び連絡員につきましては、報償費のほうから支払うというふうに変更しておりますので、この部分について、この報酬から支払うということが、今後の法律の改正によりましてできなくなっておりますので、この表からですね、削除するものでございます。</p> <p>次のページ、34ページ、上段の農事組合長についても同様の理由でございます。</p> <p>次、自治公民館につきましては、これも報酬で支払うことができなくなった部分によりまして、今回は、自治公民館の活動として、一括して委託契約を各自治公民館と契約をして、この金額についてですね、委託契約の中でお支払いをするという形で書いておりますので、ここの部分についても削除するものです。</p> <p>あと交通安全指導員についても報償費に変えておりますので、この欄から削除するものでございます。</p> <p>一番下段になりますが嘱託職員、嘱託職員につきましては、会計年度任用職員という制度に則りまして非常勤特別職という、第3条第3項という項目からは外れるということで、この条例に基づき支払いする根拠がなくなりますので、嘱託職員についてもこの表から削除をするものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第7号「東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例</p>

	<p>の制定について」  担当課長に補足説明を求めます。  農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>35ページです。  議案第7号「東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定について」  上記の条例案を別紙のとおり提出する。  令和2年3月6日提出、東峰村長名です。  提案理由といたしまして、昨今の経済情勢を踏まえ、使用料を適正な価格に改めることにより、小石原焼伝統産業会館の円滑な運営を行うため、この条例を制定するものでございます。  36ページです。  新旧対照表で説明したいと思いますが、第9条です。  消費税が昨年度改正されております。その分が改正されておりませんでしたので、100分の108から100分の110へと改正するものです。  第2項では、入館料のほかに体験工房における体験料を条例で定めておりましたが、別表にも出てきますが、この部分について削除をしたいと思っております。  37ページが別表となります。  基本使用料を、ご覧のと通りの改定を行いたいと思っております。  新たに身体障がい者の料金を加えるものでございます。  右側の一番下段、体験工房ですが、体験につきましては、組合のほうで自由に価格設定ができるようにするべきものだと思っておりますので、この体験工房の価格については削除したいと、そのように思っております。  38ページです。  38ページは、貸室の使用料を定めるものですが、現行の展示室4、研修室、この2つについては、伝統産業会館のほうで貸し出しをした実績もございませんし、現在貸し出しはしていないということでございますので、この2つについては削除するものでございます。  その他、エントランスホール、茶室、それから体験棟とこの金額について、改正案のとおり定めるものでございます。  附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第8号「東峰村新村建設計画の変更について」  担当課長に補足説明を求めます。  企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>39ページをお願いいたします。  議案第8号「東峰村新村建設計画の変更について」  市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、東峰村新村建設計画を別紙のとおり変更したいので議会の議決を求める。  令和2年3月6日提出、村長名です。  提案理由といたしまして、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間が、被災市町村以外の市町村は5年間の延長とされたため、計画を変更するものである。  40ページの新旧対照表で説明をいたします。</p>

	<p>真ん中辺りの(3)計画の期間、本計画の期間は、平成17年から令和6年までの概ね20年間、5年間の延長により、令和6年からということに変更しております。</p> <p>それから下のほうの事業概要、ICTを活用した教育の推進、それから事業概要、チームティーチング等によるというところで、文言の訂正をしております。</p> <p>それから財政計画、前提条件といたしまして、41ページの歳入のところの地方債、ここに災害復旧事業債というのを加えております。</p> <p>それから(2)歳出、人件費の中で、令和2年度から会計年度任用職員制度導入により物件費から人件費への予算移行を見込み算定しています。というのを加えております。</p> <p>それから、下の物件費、同様に会計年度任用職員制度の導入により、今度は物件費から人件費への予算移行を見込み算定しています。</p> <p>43ページ、財政計画の別表1でございますが、これは、令和3年度から7年度分を追加しております。数字につきましては、実績を基に計画を変更しております。以上です。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第9号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」</p> <p>各担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>45ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)」</p> <p>令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,510万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,876万1千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>46ページをお願いいたします。</p> <p>第1表の歳入歳出予算補正でございます。</p> <p>歳入につきましては、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、村債等の補正をおこないまして、補正合計3億2,510万1千円の減額で、合計55億6,876万1千円の予算とするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細書の中で説明を申し上げたいと思います。</p> <p>47ページをお願いいたします。</p> <p>歳出につきましては、総務費、民生費、保健衛生費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、次のページになります。教育費、災害復旧費、諸支出金において、同額の補正額を計上しているものでございます。</p> <p>49ページをお願いします。</p> <p>繰越明許費の一覧でございます。</p> <p>令和元年度から令和2年度に繰り越して使用する事業の内容でございます。</p>

上段から財政管理一般事業、伝説の桜公園銘板設置工事99万8千円。  
庁舎用備品購入事業、職員用のパソコンの購入費用でございますが、これについては740万円。

農林水産費として林道施設整備事業費、林道栗林線開発事業として3,587万3千円。

土木費、土木管理費として水源地域整備事業一般経費、唐臼整備工事・皿山交流公園（仮称）整備工事において2,500万円。

道路橋梁費、村道改良舗装事業費、村道宝珠山停車場線として540万円。

河川費、緊急自然災害防止対策事業（村有河川改修工事）として8,054万3千円。

消防費、防災無線屋外子局及び再送信局設置事業2,488万2千円。

指定避難所生活環境改善事業2,931万5千円。

教育費として、ギガスクール整備事業2,711万9千円。

災害復旧費として、災害復旧総務費610万円、公共土木施設災害復旧一般経費6億円、農地・農業用施設災害復旧一般経費4億1,000万円、林道施設災害復旧一般経費として8,000万円。

以上の事業につきまして、来年度に繰り越して使用するという事で、繰越明許の一覧としてあげさせていただいております。

50ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

まず、過疎対策事業債については、460万円の減額になっております。

これにつきましては、合併特例事業債の総務債が440万円という増額になっております。山村広場のトイレ改修等につきまして、過疎債で事業申請を行って、同意までをいただいていたんですが、過疎債の事業費の全国の枠が、枠を超えたということで、その分の一律市町村において減額の指示がございました。その減額については、合併特例債を利用できるということで、これについては、一部をですね、山村広場トイレ改修の過疎対策事業債として借りる分につきまして、一部を合併特例債事業に振替えて借りるということに運用上なっておりますので、この分の変更を行っているものでございます。

土木債につきましては、下郷・下蔵貫橋の拡幅改良工事、県代行事業でございますが、この部分についての拡幅等についてはですね、村から負担金を支払う必要がございます。この負担金について合併特例債を充てるものでございます。

51ページ、緊急防災・減災事業については390万円の増額、消防施設費の避難所の機能向上についての部分で、一部工事費の増額を補正で計上しております。この分についてはですね、緊防の起債の金額についての増額を行うものでございます。

学校教育施設等整備事業債については820万円の増額、これは、歳出のほうで説明があると思いますが、教育費のギガスクールの関係の整備事業で行う事業に対して、充てられます起債について、今回計上しているものでございます。

災害復旧事業債については、災害復旧事業債で2億1,170万円の増、これは、公共災、林道災等における増額、また小災害復旧事業債については、農地の該当事業費等の減によりまして、740万円の減額等になっているものでございます。

それでは、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

54ページをお願いいたします。

7款1項1目地方交付税3,452万4千円の増額となっております。これは、令和元年度普通交付税額が確定されたことによりまして、確定数値についてはですね、増額の金額を補正するものでございます。

9款1項5目農林水産業共同利用施設災害復旧費分担金については、事業費の減に

よりまして48万6千円の金額を減額するものでございます。

11款1項1目民生費国庫負担金については、障害者総合支援給付、また事業につきまして、国、また一番下に12款1項1目民生費県負担金でございます。これについて、事業に対してですね、国県の補助金についての精査と言いますか、を内容について今回補正において計上させていただくものでございます。

11款2項国庫補助金について、総務費の国庫補助金の682万1千円の減額については、歳出項目ではトーキョーコーディネート事業のですね、減額による分でございます。

保健衛生費については、合併処理浄化槽の設置費の減額によります217万円の減、教育費の国庫補助金については、先ほどのギガスクールの関係、学校ICT環境整備事業費ということで1,181万2千円の増額、災害復旧費国庫補助金については、事業費等の減によりまして4億4,480万円の減額となっております。

55ページ、12款2項県補助金につきまして、保健衛生費の分については、先ほどの合併処理浄化槽の県費負担分の減額でございます。

農林水産県補助金については、多面的機能支払交付金事業費の減によって44万9千円の減額、次の荒廃森林事業、木製品等展示事業についても、同様の理由によりまして508万1千円の減額でございます。

災害復旧費の県補助金についても事業費の減により2,048万4千円の減額。

14款1項寄附金でございます。寄附金については、企業版ふるさと納税として1,000万円の寄附金を見込んでおりました、この金額をですね、計上させていただいているものでございます。

繰入金につきましては、財政調整基金については、1億5,827万2千円の減額をいたしまして、5億4,429万8千円の繰入金の金額としているところでございます。

その他、特定目的基金につきましては、それぞれ事業の減、増によりまして、補正の金額を計上させていただいているものでございます。

56ページをお願いします。

村債、村債につきましては、先ほど地方債の補正の中で説明を申し上げましたので、項目ごとの説明については省略をさせていただきます。

続いて、歳出の説明でございます。歳出については、総務課の所管部分につきまして説明を申し上げます。

2款1項1目一般管理費については、報酬については、学習支援員等のですね、報酬について、元年度も県費のほうで見ていただけたということで、そういった部分について、報酬額をですね、一部減額しているものでございます。

職員手当については、災害派遣手当また19負担金の災害派遣職員の負担金については、当初見込みの計上よりも時数のほうがですね、少なくなったという実情がございますので、その分についてですね、それぞれ減額をいたしているものでございます。

5目財産管理費、公用車賃借料218万4千円の減額は、これは、公用車のリース料について、実績によって一部減額をするものでございます。

村づくり基金事業費については、生き生き事業助成金として82万円、これも実績による減額ということで、減額計上させていただくものでございます。

総務課の歳出は直接は関係ないんですが、59ページ、農林水産業費の林業費、59ページですね、その林道維持費の中で、財源のその他というところに397万4千円の金額。また60ページ、7款2項観光費の中の観光事業費として、その他の財源として616万円。また6、美しい村づくり事業費として1,307万5千円。それと62ページ、教育費、社会教育費、10款4項の社会教育総務費、支出については変更はございませんが、財源の組み替えとして、その他財源として57万円。その下、



	<p>文化財事業費として70万円、この部分につきましては、財源としてですね、合併基金を充てるということで、その部分として、歳入の基金繰入金の中で計上しておりますが、その基金を充てるという形で、特定財源としてですね、この事業に充てるものでございます。</p> <p>合併基金につきましては、利用としてソフト事業に充てられるというものと、その中で新市町村の一体感の醸成に資するもの。イベント等の開催、また文化の創造に関する部分、また、旧市町村単位の地域の振興で、地域の行事また伝統文化の伝承等にですね、充てることができるということで、この部分について、それぞれイベント等の祭りの助成金、夏祭りやそういったあたりの青年団の夏祭りとかですね、そういった部分に対して合併基金を充てるということで、財源を一部組み替えているものでございます。</p> <p>戻っていただいて、61ページをお願いいたします。</p> <p>9款1項2目非常備消防費47万円の増額です。被服一式と書いております。これにつきましては、機能別消防団員の制度が拡充と言いますか、変更されることによりまして、団員数が増える等にあたりまして、団服、訓練服等ですね、衣服の購入が必要になるということで、今年度補正予算に計上させていただくものでございます。</p> <p>3目消防施設費については519万4千円の増額、避難所の避難者の生活環境改善のための施設改修工事396万7千円。この事業につきましては、今、村民センターと村民グラウンドのトイレ並びにバリアフリー化等を行っております。村民センターについてですね、断水したときでもトイレの水等が使えるように貯水タンクと加圧ポンプを設置するようにしておりました。当初、最小限で考えてはいたんですが、やはり村民センター全体、トイレ等をですね、賄うためにはある程度の規模が必要という結論に達して、その分についてですね、変更の協議をいたしましたところ、タンクの容量を1tから4tに上げる。それに伴うポンプの増強等によって396万7千円の増額が必要ということで、今回補正を計上させていただくものでございます。</p> <p>あと消防用倉庫シャッター改修については、役場下ですね、指令車が置いてある倉庫でございますが、このシャッターについて老朽化が著しい部分と、今度新しい指令車等が来る部分によりまして、使い勝手の向上ということで、最近の消防の格納庫にありますオーバースライダーという、軽くガラガラッと開くやつですね、そのタイプに変更するというので、その金額をですね、補正で計上させていただいているものでございます。</p> <p>63ページ、一番最後になりますが、13款1項繰出金でございます。繰出金については、簡易水道事業特別会計に635万6千円の繰り出しを行っております。これについては、同額簡易水道事業の補正予算に計上されておりますので、内容については、簡易水道事業の特別会計の中で説明があると思いますので、この分についてですね、計上をさせていただいているものでございます。</p> <p>総務課につきましては、以上です。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>57ページをお願いします。</p> <p>2款1項11目地域交通対策費、16万7千円の増でございます。これは、西鉄バスの杷木線助成費の額の確定によるものです。</p> <p>22目光地域情報通信費200万円、これは、下郷橋付近における大肥川の災害復旧工事に伴う光ケーブルの移設工事費でございます。</p> <p>26目地域おこし支援事業費、850万円の減でございます。当初、協力隊9名の予算を計上しておりましたが、ライスセンター等の応募がなく、退職者が1名おりまして、現在7名の隊員による減でございます。</p>

	<p>29目移住・定住対策事業費、170万円の減。9節から14節につきましては、移住相談会が未実施のため減額するものでございます。</p> <p>19節におきましては、実績による減でございます。以上です。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>保健福祉課分につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>58ページ、3款1項3目国民健康保険基盤安定費、28節ですけれども、繰出金です。国保特別会計基盤安定繰出金が439万8千円、財政安定化支援事業繰出金が18万5千円の減額です。その他繰出金ということで、284万3千円を補正しております。こちらにつきましては、昨年度、平成30年度に予算不足のため、国保会計より繰上充用をいたしております。そちらのほうの補填として284万3千円を見ております。また、こちらにつきましては、国保会計のところでご説明させていただきたいと思います。</p> <p>それから、4目重度障害者医療費です。</p> <p>23節償還金利子及び割引料として33万4千円を計上いたしております。こちらにつきましては、平成30年度の事業の精算に伴います補助金等の返還になります。</p> <p>同じく6目ひとり親家庭等医療費につきましても、精算の分の30年度精算につきまます返還金7万5千円です。</p> <p>続きまして、同じく7目障害者福祉費でございますが、20節扶助費、こちらにつきましては、50万円の減額補正を見ております。地域生活支援事業給付金の減額となります。</p> <p>23節ですけれども、15万5千円の返還金、こちら先ほどと同じように、平成30年度の事業実績に伴う国への返還金となります。</p> <p>その下です。3款2項1目児童福祉費です。20節扶助費として、これは村単独事業分になりますが、30万円の増額補正をみております。</p> <p>23節、11万7千円。こちら先ほどと同じように、補助金等が確定されましたので、30年度分につきまして、精算の結果返還を行うという額になります。</p> <p>25節積立金につきましては、150万円のすこやか子育て基金積立金への増額を計上しております。</p> <p>続きまして、同じく3目児童福祉施設費、民間分でございますが、まず19節、500万円の増額補正を計上しております。こちらにつきましては、小石原保育園さんの運営費補助ということになります。当初予算から基本分それから定員割加算分として予算組んでおりましたけれども、ちょっとそちらでは不足が生じております。現状では不足が生じるということで、村の単独の助成として、合わせまして500万円の補正を計上しております。</p> <p>次の20節扶助費ですけれども、こちらは国県からの助成になりますが、措置費として500万円の減額をして、こちらは小石原保育園さんのほうに直接交付する分ですけれども、園児数等の関係もございまして、予算よりも減額されたということでございます。</p> <p>続きまして4節児童福祉施設費、こちらは直営分でございますが、9節旅費が1万円、それから14節使用料及び賃借料ということでバス借上料について1万円、それぞれ不足していますので、こちらを補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、59ページをお願いいたします。</p> <p>同じく3款2項9目健康増進事業費です。13節委託料です。こちらにつきましては、総合健診の委託、それから、健康情報システム対応業務の委託の、主には契約等の実績による減額になります。合わせまして600万円の減額を今回、補正をさせて</p>

	<p>いただきたいと思っております。</p> <p>保健福祉課については、以上でございます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目税務総務費の25節積立金ですが、ふるさと基金積立金としまして2,850万の積み立てを行うものでございます。</p> <p>2目の賦課徴収費、23節でございますが、37万4千円の増額ですが、これは、住民税の修正申告に伴いまして、還付が生じたため補正を行うものでございます。</p> <p>4款1項3目環境衛生費の13節ですが、し尿陸上処理委託料の300万の減額でございますが、これは、処理量の減に伴いまして減額をするものでございます。</p> <p>19節ですが、716万9千円の減額でございますが、これは、合併処理浄化槽設置整備補助金で、大字小石原地域の水源地域対策特別措置法に基づきまして、計画基数に対しまして、実績基数の減に伴いまして850万円の減と、全壊以外の家屋解体撤去に係る補助で133万1千円の増額ですが、これは申請が3件ありまして、補助金の不足が生じたので、補正を行うものでございます。</p> <p>以上で、住民税務課の補足説明を終わります。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>59ページの中段からになります。</p> <p>6款1項農業費ですが、4目の農業振興対策費、7目の多面的機能支払交付金、これについては、実績により減額するものでございます。</p> <p>19目の棚田保全基金事業費が新たに追加するもので、企業版ふるさと納税として1,000万寄附を予定しております。</p> <p>その中から委託料として400万円、棚田保全基金に積み立てる額が600万円を追加するものでございます。</p> <p>次に、2項の林業費ですが、2目の林業振興費、7目の絆の森整備事業費、8目の荒廃森林整備事業費、実績により減額するものでございます。</p> <p>60ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項5目のトーキョーディネット事業ですが、これも実績により減額するものです。</p> <p>14節の社用車リース、これは、今回事務所等の建設にあわせてですね、社用車を考えておりましたが、その事業には今回、今年度着手しておりませんので減額するものです。</p> <p>19節の負担金補助及び交付金です。伝統工芸技能向上支援補助ということで、これについては、実績がございませんので、減額するものでございます。</p> <p>次に、2項の観光費ですが、1目の観光事業費で観光パンフレット等に不用額が発生しておりますので、今回減額するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>59ページ目をお願いいたします。</p> <p>6款農林水産費、2項林業費の3目林道総務費でございます。</p> <p>治山林道協会、実績に応じた負担金の減となっております。</p> <p>併せて、その下4目林道維持費でございます。こちらにつきましては、実績に応じた精算変更となっております。</p> <p>60ページ目をお願いいたします。</p> <p>8款土木費、1項土木管理費、ダム対策費でございます。</p> <p>特別旅費、精算変更になるものでございます。</p>

	<p>4目水源地域活性化支援事業費、こちらにつきましては、先ほど歳入のほうでも説明がありましたけども、こちらにつきましては、補助対象外となった30万円につきまして、基金を充当したものでございます。増減はございません。</p> <p>5目水源保全事業費でございます。</p> <p>11節の需用費並びに13節の委託料のほうにですね、精算変更になるものでございます。</p> <p>61ページ目をお願いいたします。</p> <p>8款土木費、2項土木橋梁費でございます。</p> <p>1目道路橋梁費、委託料200万の増額でございます。こちらにつきましては、村道の認定等をいただきました第2尾崎線、また廃線となりました水浦1号、2号線等の道路台帳の更新作成に充てるものでございます。</p> <p>5目道の駅管理費でございます。88万円の増額でございます。こちらにつきましては、委託料としまして、道の駅の設備管理委託料として40万円。</p> <p>工事請負費としまして48万円を見込んでおります。こちらにつきましては、道の駅浄化槽の汚泥の引き抜き料として40万円、また汚泥のポンプ交換として48万円を見込んでいますものでございます。以上でございます。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>62ページをお願いいたします。</p> <p>下段となります11款1項1目災害復旧総務費、補正額2,099万9千円。</p> <p>19節負担金であります。これは、県代行工事でありまして、県が管理する河川の改良復旧に伴いまして橋梁の架け替え工事が行われております。このうち村が要望し、拡幅を行った部分に対して負担金が発生し、今年度に係る補正予算としております。これは2橋ございまして、1つが太行司地区と西福井地区を結びます下郷橋、それからもう1つは、鼓南区蔵貫地区に架かる下蔵貫橋の2橋であります。</p> <p>2目公共土木施設災害復旧費、補正額2億円の減額。29年災工事として計上してはありますが、前年度繰越金のほうで対応し、減額計上としております。</p> <p>3目農地・農業施設災害復旧費8,702万8千円の減額補正でございます。</p> <p>13節委託費、測量設計委託料4,310万円の減額であります。</p> <p>令和元年度災に伴うものでございますが、発注件数の減に伴い不用額としております。</p> <p>14節使用料、事務機・コピー複合機の共有化、それから、設計図化システムの登録台数のスリム化による不用額でございます。</p> <p>それから、15節工事請負費1,400万円の減、いずれも発注減に伴う不用額でございます。</p> <p>14節の負担金補助及び交付金2,900万の減、申請額の減に伴うものでございます。</p> <p>63ページをお願いいたします。</p> <p>4目林道施設災害復旧費、補正額300万円、工事請負費の増額であります。実施設計による精査と労務費の改定がございまして、その増額でございます。</p> <p>7目農林水産共同施設利用の災害復旧費2,600万円の減額であり、こちらは鹿侵入防止柵でございますが、工事請負費1,800万円の減、他事業の影響関連によりまして工事発注ができなかったものであります。</p> <p>それから、19節の負担補助800万円の減につきましては、当初見込みの需要額を下回ったため、減額の計上としております。以上となります。</p>
議長	教育課長
教育課長	61ページをお願いいたします。

	<p>10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、需用費、役務費につきましては、実績による減でございます。</p> <p>13の委託料の2,711万9千円は、ギガスクール整備事業で、校内通信ネットワーク整備事業の設置費、LAN工事費及び経費、及びネットワーク管理・保守料等が2,338万7千円、タブレットの整備事業費が373万2千円の合計2,711万9千円を計上させていただいております。</p> <p>18節の備品購入費につきましては、大型プリンターを今年度購入しなかったことによる減です。</p> <p>小学校教育振興費、小学校研究・研修費、62ページの10款教育費、3項中学校費、中学校教育振興費、中学校研究・研修費につきましては、実績による減となっております。以上です。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第10号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>64ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第10号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,622万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,019万7千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>65ページ目をお願いいたします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>歳入につきましては、繰入金、国庫支出金、村債、合わせましてトータル1,622万円の減額になってございます。</p> <p>繰入金につきましては、先ほど総務課長のほうから説明がありましたけど、635万6千円になるものでございます。</p> <p>また、国庫支出金の1,507万6千円につきましては、災害復旧工事費として国庫補助を受ける形としておりましたが、その工事が関係機関の関連工事との調整の結果、施工が叶わなくなったことに伴う減額となっております。</p> <p>また、併せまして、工事額の減に伴いまして、災害復旧事業債につきましても減額になった分が750万円となっております。</p> <p>66ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>総務費、補正額1,622万円の減額となっております。</p> <p>67ページ目をお願いいたします。</p> <p>地方債の補正でございますけども、災害復旧事業債でございますが、補正予算の歳</p>

	<p>出のほうで事業費の減が生じ、この分にかかる事業債の減額750万でございます。 70ページ目をお願いいたします。 歳入でございます。 繰入金635万6千円の増額となりまして、4,352万3千円となっております。</p> <p>6款国庫支出金でございます。1,507万6千円の減額となりまして、トータル1,206万4千円となっております。</p> <p>7款村債でございます。災害復旧事業債でございますけれども、750万円の減に伴いまして600万円となっております。</p> <p>71ページ目をお願いいたします。 歳出でございます。 1目一般管理費でございます。 13節委託料でございますけれども、水道災害復旧工事設計監理委託料の精算で60万円の減、計画等策定委託料、経営戦略、アセットマネジメントの検討業務を出しておりますけれども、その分の減額、精算変更としまして1万7千円。 15節工事請負費でございますけれども、災害復旧工事費1,681万2千円の減、水道監視施設システム工事費でございますけれども、こちらのほうが99万1千円の精算変更となっております。</p> <p>7目千代丸浄水場系統管理費でございます。 15節工事請負費、51万7千円の増になってございます。こちらにつきましては、排水管工事としておりますけれども、こちらのほうは延田住宅、大肥川の拡幅工事に伴いまして支障となります水道管の切り回しを行うものでございます。</p> <p>8目竹浄水場系統管理費、168万3千円の増額でございます。 15節工事請負費168万3千円でございます。こちらにつきましては、県道52号線のバイパス工事、現在、屋椎、竹地区に向かって進めておりますけれども、既設屋椎橋から直上流側に新たに橋が架かるものでございます。こちらにつきましては、架橋されることに伴いまして、架橋工事に支障のある水道管に影響がないエリアに、今回移設するものでございます。以上でございます。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第11号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について」 担当課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>72ページをお願いいたします。 議案第11号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）」 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,144万7千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年3月6日提出、東峰村長名です。 次の73ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。 6款県支出金、10款繰入金、12款諸収入ということで、歳入合計が、補正前の</p>

額3億7,534万円に対し、補正額、減額の389万3千円、合計の3億7,144万7千円になります。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

3款国民健康保険事業納付金、6款保健事業費、9款諸支出金、歳出合計、補正前の額3億7,534万円、補正額389万3千円の減額です。合計3億7,144万7千円になります。

事項別の明細の説明ということで、まず歳入のほうから、77ページをお願いいたします。

2の歳入です。

6款1項1目保険給付費等交付金ということで、普通交付金につきまして、実績に伴い810万6千円の減額ということになります。

次の10款1項1目一般会計繰入金です。1目保険基盤安定繰入金、これは保険税の軽減分ということで、287万8千円を一般会計より繰入れを見込んでおります。

2目保険基盤安定繰入金ということで、こちらは保険者支援分152万円を、こちらとも一般会計よりの繰入金として見込んでおります。

続きまして5目財政安定化支援事業繰入金ということで、こちらのほうにつきましては、18万5千円の減額を見込んでおります。

それから8目その他一般会計繰入金です。284万3千円。その他一般会計繰入金ということで、先ほど一般会計のところでご説明いたしましたが、こちらが平成30年度予算不足のため、5月の臨時会において、当初、前年度繰上充用金として組んでおりました。その分について一般会計より繰り入れるということで、その分の額になります。

その下の12款4項13目歳入欠陥補填収入、こちらを当初充てておりましたけれども、この部分を先ほどの一般会計繰入金の284万3千円を繰り入れますので、こちらの欠陥補填収入については予算から減額するというので、今回補正を行わせてもらうものです。

続きまして、78ページをお願いいたします。

歳出です。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分ということで399万円の減額です。これは保険の負担金ですけども、こちらは実績に基づきます。

次の退職被保険者等医療給付費分につきましても、同じく実績に基づき5万1千円の減額を見込んでおります。

次の3款2項1目それから2目につきましては、こちらもそれぞれ負担金でございますけども、実績により増額3万円と減額の1万7千円を見込んでおります。

3款3項1目介護納付金分、こちらにつきましても納付金でございますが、こちらは31万8千円の負担金の増額を見込んでおります。

6款1項2目按摩治療費ということで、ハリ・灸・マッサージ等の施術助成でございますが、こちらは実績により20万円の減額を見込んでおります。

それから、次の79ページです。

6款2項1目特定健康診査等事業費ということで、こちらにつきましては、財源の組替えということで、県支出金でございましたけれども、一般財源に繰替えをしております。

次の9款1項10目その他償還金ということで、こちらは国県等精算返還金ということで30年度実績に伴います返還金の補正でございます。

国保会計につきましては、以上でございます。

日程第17～ 日程第20	
議 長	<p>日程第17 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」  日程第18 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」  日程第19 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」  日程第20 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>は、一括議題とします。  2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>動議を提出します。  日程第17 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」  日程第18 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」  日程第19 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」  日程第20 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することを望みます。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	ただ今の梶原光春議員の動議に賛成します。
議 長	<p>ただ今、梶原光春議員より動議が提出されました。  令和2年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。  この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立をいたしました。  お諮りいたします。  ただ今の梶原光春議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いいたします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、令和2年一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。  2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>動議を提出します。  予算審査特別委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦したいと思います。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	梶原光春議員の動議に賛成します。
議 長	<p>ただ今、梶原光春議員より、予算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦するとの動議が提出されました。  この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。  お諮りいたします。  伊藤均議員を委員長に、黒川隆康議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	全員賛成と認めます。



	よって、伊藤均議員が予算審査特別委員会の委員長に、黒川隆康議員が副委員長に選出されました。
休憩	
議長	13時まで休憩いたします。 <p style="text-align: right;">(11時42分)</p>

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。  (13時00分)
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、7名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>の質問を認めます。</p> <p>3番 黒川隆康議員から質問を認めます。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>私は、行政区の区割りについて、質問をしたいと思います。</p> <p>1月29日水曜日でしたが、いづみ館において、我々議会と区長会の意見交換を実施いたしました。そこでは様々な問題提起がありましたが、その中の1つでありました各地域での役員選任問題について取り上げたいと思います。</p> <p>現在、村内においては、小石原地区で5地区、宝珠山地区においては10地区、併せて15の地区に区割りがされております。そして、それぞれに必要なに応じて各役員が決められております。</p> <p>しかし今、少子高齢化の中人口減少が進み、多くの地区では役員選任に頭を痛める現実がございます。また、それぞれの地域での事業の実施や伝統行事の継続、コミュニティのあり方など様々な問題が提起されるようになりました。</p> <p>こうした問題の対策にはいろんな方法が考えられるとは思いますが、私はその1つとして、行政区の区割りのあり方について、再度検討することが必要ではないかと考えます。</p> <p>行政区の区割りを新たにすることですべてが解決するとは思いませんが、手をこまねいていても問題解決には至りません。このまま放置しておけば、各地区の自治そのものが行き詰ってしまう恐れが考えられます。早急に議論の場をつくり、問題解決のための協議を重ねていくことが重要であると考えますが、このことについてどのような認識をお持ちであるのか、お聞かせいただきたいと思っております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましては、執行部といたしましても喫緊の課題であるということには捉えさせていただいております。</p> <p>区長会でも高齢者や独居世帯の増加などによりまして、各地区とも役員の選出には大変ご苦労されているということについては議論を行っているところであります。</p> <p>区長会でも集落の再編を提案し、2地区、奥畑、戸有などが合併をいたしました。1地区、戸有は再度地区再編成をやり直すなど、なかなか容易には進んでおりません。</p> <p>しかし、議員のおっしゃるとおり、各地区における様々な役員問題は、喫緊の課題であることは間違いありません。</p> <p>したがって、単に役職や会議を少なくするだけでは改善と言えないと考えており、現在区長会において、1つの解決策として、地域コミュニティ協議会の設立について、協議を行っているところであります。</p> <p>視察研修として、昨年は鹿児島県薩摩川内市祁答院へ行きまして、今年は長崎市野母崎のコミュニティ協議会の視察を行いました。その中で、必要性や設立に向けての</p>

	<p>取り組みや課題などについて研修を行ってきたところであります。</p> <p>村といたしましても、既に区長会では、大字単位や旧小学校区単位などの区割り案について、提示を行ったところであります。</p> <p>協議会の設立は、制度や組織の内容を十分検討する必要がありますが、住民自治組織として、地域のことは地域で決める。費用についても何らかの手当てを行うことで組織づくりを行うことが議員の言われる課題に対する大きな解決策になるのではないかと考えております。</p> <p>来年1年間、区長会議で議論を行い、実現に向けての合意を得たいと考えているところであります。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	今の答弁の中にですね、区長会等で地域コミュニティ協議会についての話し合いを持っているということですが、今までの、現在までの協議会の内容等についてですね、もう少し具体的にお聞かせいただけたらと思います。
議 長	村長
村 長	<p>まずはですね、区長の皆さん方に、どういった地域コミュニティづくりがと言いますか、活動がされているのかというのを、まずはご認識をしていただくという観点から、先ほど言いました鹿児島県それから長崎市のですね、地域コミュニティの状況を研修・視察をしていただいたというところであります。</p> <p>そういった中で、協議会の設立の経緯、それから、協議会内の自治組織の活動についての現状と課題、協議会と旧町、市とのかかわりについて、以上のようなテーマで説明をさせていただき、意見交換を行ってまいりました。</p> <p>第5回の区長会で研修・視察の感想等をですね、参加した区長さんから発表していただいたわけですが、31年9月3日開催の第3回区長会において、地域コミュニティについて、4つから5つの協議会の提案を示し、役員及び自主運営組織としての設立案について、概略を提案しております。</p> <p>その後、第4回区長会で地域コミュニティ協議会の先進地として、先ほど言いました長崎市の取り組みについて研修・視察を行おうということで、11月25日に研修に行ったということであります。</p> <p>先日、2月26日の第6回区長会におきまして、地域コミュニティ協議会の設立について、来年度1年間区長会議で協議し、結論を得たいというようなことを、あいさつの中で申し上げた次第であります。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	その協議を行っている中でですね、前向きな発言と言いますか、前向きに取り組んでいこうと、区のあり方についてですね、そういうことはもう出ているんですかね、意見としては。
議 長	村長
村 長	<p>これは、今回の区長さんに限らずですね、もうこの件は結構5、6年前あたりから出ている問題でありますので、いずれこういった地域コミュニティを作らなければ、人口減少が進んでいる当村におきましては、自治の、地域のですね、いろんなものが解決していかないということを思っておりまして、逆に言いますと、執行部のほうからこの提案については申し上げている次第であります。</p> <p>隣の朝倉市等におきましても、すぐ近くの松末コミュニティとかですね、いろんな形で活動していただいておりますし、各地区単位、15地区あるんですけれども、その中でのやはり役職が多くて、重複している方がたくさんおられます。</p> <p>そういったところをやはり重複しないようにしていくためにも、先ほど言いました大字単位並びに小学校区域とかですね、これから検討していくわけですが、</p>

	<p>ども、そういった中で1人の自治会長さん、そしてその下に事務を司る職員、これは役場のほうからでも派遣するような形でですね、地域の方々がやはりこの問題等について、荷が軽くなるようにと言いますか、そういったご苦勞をなされないような形で地域の活性化を図っていく、そういったことを考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、新しい年度になりまして、区長さん方と1年間いろいろ協議をさせていただいて、そして、こういった形で作るのが、一番地域の皆さん方にとっていいのか、そういったものも含めましてですね、今後進めさせていただきたいと思っております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>協議を行っていくことは、本当に重要だと思います。</p> <p>ただ、1年間かけてですね、この協議を重ねていく中にですね、これは区長さんだけで行っていくと、別に検討委員会みたいなのを立ち上げるのかどうか、あるいはもう、今行っている区長さんだけの協議会というのでいくのか、ちょっとお聞かせください。</p>
議長	村長
村長	<p>良いご提案をいただいたと感謝申し上げます。</p> <p>まずは区長さんのほうで、そういった方針を示しまして、それでその委員会等が必要であればですね、そういったところも検討をしていき、そしてやはりスムーズな地域コミュニティへの移行体制ができるような体制には取っていきたいと考えております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>ぜひですね、慎重な協議をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。</p> <p>ただ、その協議は行うことは重要でありますけれども、それを進める中で、やっぱり住民の皆さんにもですね、やっぱりそれは伝えていく必要があると思うんですね。</p> <p>やっぱり住民の皆さんの一人ひとりの理解と協力がなければ、これは、達成は不可能だろうというふうに思っておりますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>区長会並びに委員会等を作りまして、ある程度の方向性が見えるような段階におきましてですね、これは行政懇談会とか、そういったところも開催をさせていただいて、ご説明を申し上げる中でですね、この問題については解決を図りたいと思っております。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>ぜひですね、住民の皆さんには懇切丁寧な説明をしていただきたいと思います。それもですね、数多く、できるだけ数多くしていただきたいと思いますというふうに要望して、私の質問は終わります。</p>
議長	<p>1番 梶原伯夫議員の質問を認めます。</p> <p>1番 梶原伯夫議員</p>
1番	<p>私は、今日黒川議員が緊急質問でしていただきましたコロナウイルスがあったので、明瞭簡単に質問させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、復旧・復興ですね、大体進んできておりますけれども、国県道、村道等の、車の通りが多いからですね、大型の。傷みが激しいところが非常に多いと思うんですが、住民の皆さんですね、案外埃とかごみとかのあれをやっぱりがまんしていると思うんですね、復旧・復興のためと思ってですね。</p> <p>それで晴れば埃がするし、雨が降れば水はねで汚いしとか、いろんなことがあるとは思いますが、すぐにはできないと思うんですけれども、そういう傷んできた国</p>

	<p>県道、村道、また、ここはちょっと違うとは思いますが、つづみの里等の大きい駐車場ですね、公共と言いますか、誰でも止めていい駐車場ですから、ああいうところの傷みも激しいわけですが、そういうところの補修等をどうするのかということと、結局29年、30年、元年と3年続けて豪雨がありました。</p> <p>でありますので、29年は特に大きかったんですが、そういうところがあって、まだ、いろんな復旧・復興が長引くと思うんですね。その見通しですね、いつまで大型トラック等が通るのかという予想と言いますか、そういうのが分かれば教えていただきたいんですが。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われるようにですね、災害復旧工事につきましては、地元住民の皆さん方には、大型ダンプトラックが多いとかですね、埃がすごいとか、いろんなことは報告を受けておりますし、災害復旧ということで住民の皆様方も非常にご辛抱していただいているということにつきましては、感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>大型トラック等の道路の運搬等につきましては、国県道がですね、非常に状態が悪くなっているところについては、一応理解をしているつもりでございますけれども、そういったところにつきましては、当然、朝倉県土のほうの道路パトロール、そういったところが国県道につきましてはパトロールし、そして、修復をしているというようなことも聞いております。</p> <p>また、村道等につきましても、職員等の行き来、それから、住民の皆さんの連絡等によってですね、把握はしているところでありますし、また、現場等に直接行きまして、軽微なものについてはですね、職員自らが村道等におきましては修理を行っているというような状態であります。</p> <p>そういった中で、先ほどつづみの里の駐車場の問題等も指摘がありましたけれども、そういったところにつきましても、軽微な補修ができないところにつきましては、また予算等を議会のほうにもお願いをしながら、整備のほうは図っていきたく思っております。</p> <p>いつまで大型車が通るのかということにつきましては、今年が3年目でございます。3年目というのは29年災害から3年目ということでございますけれども、一応改良復旧事業につきましては、5年間の期間があるということでありますし、そういった意味では、あと2年は確実に続くものだと思います。</p> <p>しかし、それで終わるのかと言いますと、まだまだ先ほどのコロナウイルスの関係によりましても、工事現場はストップするというような状態にもなるかと思われまして、また、今年の夏、台風、そういったものがどういう状態になるのかまだつかめません。そういった中でもう暫くは、この災害復旧の車両等につきましては、終わることがないんじゃないかと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>だから村民がですね、できるだけそういうがまんとか、長引かないように、早急にやっていただきたいと思えます。</p> <p>関連はしていると思うんですが、工事状況の説明とかですね、前回、前々回ぐらいにも1回お聞きしたとは思いますが、工事状況の説明についてはですね、丁寧に地権者には説明をします。</p> <p>先日県議会でも質問が飛んでましたけど、そこでも知事もおっしゃったわけですよ。丁寧に説明をしますと言っていますけれども、たまたま自分が関係しているところが自分の地区にあるんですが、説明をしてくれないわけですよ。これは説明しましたと言うわけですね。</p>

	<p>そういうところがあるんですが、ものすごくだから不十分だと思うんですが、こういうことに対してですね、村はどれだけ県のほうに、その説明をしてくださいとか、言えるものなのか教えてください。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>この件につきましてはですね、昨年の9月の一般質問の前に、伊藤議員のほうからも質問等があります。</p> <p>災害復旧工事は公共災、農災等ですね、各事業ごとの復旧に際し、ほとんどの地権者から同意をいただいてですね、施工を行うという形となっております。</p> <p>査定を受けて実施設計を行い、工事発注ということになります、その後着工前に起工測量を行い、丁張りをかけ、その間に職員若しくは業者から地元説明を行い、着工されているということでございます。</p> <p>実際のところ工事発注前の実施設計の段階で、地権者や地元の意向を聞くことはありませんが、すべては査定設計書を基に原形復旧を基本として進められておりますので、意向を聞きながらの設計、そういったものはですね、なかなかやはり災害復旧、原形復旧という観点からしますと、できてないというのが実態であります。</p> <p>そうは言いますが、ほとんどの場合、業者が決まり次第着工の段階で説明会等の要望があった箇所ではですね、説明会を開かせていただいているという報告を受けております。</p> <p>具体的に梶原議員が言われますようなことにつきましては、県、朝倉県土のほうにもお使いをいたしますし、今後につきましてもそういう情報等をできるだけ村のほうに教えていただきまして、それで、やはり災害箇所の被災者の方が納得されるような工事の進め方というのは、やっていきたいと思っておりますので、今後ともそういった形でのご教授等をお願いをいたしたいと思っております。</p>
議長	<p>1番 梶原伯夫議員</p>
1番	<p>今言ったように、激甚災害でありますので、原形復旧か基本だとは思いますが、原形になってないわけなんですよね。</p> <p>自分たちのところは、川に下りる階段のことで、ちょっとそういう説明を受けてなかったわけなんですけれども、原形、そうなるものと住民は思っているけど、そうはならない。そういうところの説明ですよ。</p> <p>だから、そういうところの説明をですね、もう少し詳しく地元住民にはやっていただくように、県のほうにもお願いをしていただきたいと思います。</p> <p>また、これも同じなんです、災害関係なんです、砂防とか治山ダムについてですね、もう満杯になっているところが多々あるわけなんですけれども、今度2月の17日だったと思うんですが、自治体が管理する河川やダムが対象、土砂撤去や周りの樹木伐採も全額地方債で賄うことを認め、返済費の70%を交付税で手当てをすることがあります。これの説明をお願いしたいんですが。</p>
議長	<p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>議員がおっしゃられているのは緊急浚渫推進事業費というのが創設予定であることだとは思いますが。</p> <p>こちらにつきましては、今言われました砂防、治山にかかわらずですね、河川、ダムに関した部分について、浚渫ということですね、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けたところについては、予算措置が講じられるということで伺っております。</p> <p>事業年度は令和2年度から6年度ということですが、まだこれが固まったと言いますか、予算化されるかどうかはまだ聞いておりませんが、そういった動きがあることは存じ上げております。</p>

	<p>情報としましては、事業費としては約900億円ほど、全国でですね、あるということでございまして、地方団体がですね、地方自治体のほうから要求していく形ということで聞いてございます。以上でございます。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>そういうふうでですね、できるだけ砂防とか治山ダムですね、満杯になっているところの土砂撤去を早急をお願いしたいと思うわけでありましてけれども。</p> <p>他のところももちろんですけども、それこそ自分たちの関係あるところを例に挙げて言うんですが、花園川の例の砂防のことなんですが、あそこもいっぱいになっています。</p> <p>観光施設と言いますか、観光地であって一番滝と花園の滝というのがあるんですが、そこももう、そうですね、前は約10mぐらいあったと思うんですが、落差が、今は2、3mしかありません。</p> <p>だから、そういうところもですね、まだよそから写真とか撮りに来られる人もいるわけなんですよ。ですので、できるだけ早く土砂撤去をしてもらいたいと思うんですが、そういうのを1回覚書があると、自分は、村との覚書ですね、その掃除をするという、それがあって言っていましたけど、それからまだ全然なくて、結局そういう災害になったわけですけども。</p> <p>そういうところの順番と言いますかね、そういうところがあったら、そこを先にするとか、なかなか難しいでしょうけれども、そういうところの約束確認はこの前してたんですが、それから何もなかったわけですよ。そういうところはもうどうなっているか、ちょっとお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>砂防ダムと治山ダムというものがあまして、どちらも土砂をですね、溜めるような形になっております。</p> <p>砂防ダムにつきましては、土砂の撤去等は必要になってくるんですけども、治山ダムのほうにつきましては、その土砂が堆積することによって、そのダムの効果が活かされるというような話も聞いております。</p> <p>いずれにいたしましても、県土のほうには報告はさせてもらっているわけですが、県のほうがどういう判断をされているのか、花園の滝、これは私もよく知っておりますが、やはり10mぐらいの落差から落ちてきて、下には大きな滝壺があって、非常に景観的にも良いところでありました。</p> <p>それが29年災害後はですね、議員言われるように、ほんともう2、3m程度で、あとは土砂で全部埋まってしまっている。そういった砂防ダムであれば土砂撤去等についてはできるかと思っておるところです。</p> <p>いずれにいたしましても、再度県土整備のほうにまたご相談をいたしまして、この件については、また報告をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>そういう観光地があったりすればですね、できるだけ早く土砂撤去などをやっていただきたいと思っておりますので、そのところをよろしく願いしておきます。</p> <p>次にですね、前回定例会でも質問しましたとうほうTVについて伺います。</p> <p>言ったように、自分もこの前も言いましたように、今後とうほうTVの目指す方向と言いますか、どういうふうに持っていくのかお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>とうほうTVの設立した目的等がございまして、やはり村民の方への情報の提供、それから、いろんなお知らせ等とかですね、そういった関係であっていることと思っております。</p>

	<p>今後の目的等ということにつきましては、とうほうTVは審議会でいろいろな議論をされていると思っておるところでありますので、とうほうTV等の審議会です、今後どういった番組編成をやっていくのか、そういったところも併せて議論をいただければと思っておるところであります。</p> <p>また前回、番組の更新時期をですね、短期間に、1週間に1回ぐらいは変えていきますよというような答弁をさせていただいておりましたけれども、地域おこし協力隊員が1人退員をした関係で、現在そういったところが出来ないような状態です。地域おこし協力隊も再度募集をかけておりますので、そういった募集が来た場合にはですね、また新たにとうほうTVの放映の番組等の制作についても考えて、やっていきたいと思っておるところであります。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>前回お聞きしたときに、もうすぐ審議会がテレビ審議会があるということをお聞きしていたわけですが、自分としてはですね、やっぱり見やすい、楽しい、分かりやすいとうほうTVにすると、そうしてほしいと思っっているんですが。</p> <p>結局村外のことも案外やっていますけれども、自分たちはまだ村外より村内のことをちゃんと村民が見るようなテレビにしていきたいと思うわけなんです、そういうところとか、今言われた協力隊員が1人辞められたとか言っていますが、そういうところとか協力隊の仕事内容とか番組1本でどうのこうのとか言っているんですが、番組の1本の定義はどうなっているかとかですね、近年、2、3年でいいんですが、どれぐらいとうほうTVにお金を払っているのか、番組制作費ですね、そういうところを教えてください。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>とうほうTVへの番組制作費につきまして、現在株式会社プリズムのほうに委託契約を行っております。</p> <p>近年、28年から31年度につきましては、契約額が576万7,200円ということで、ここ近年ずっと同額で行っております。</p> <p>平成31年につきましては、消費税アップということで、その分はアップしておるところでございます。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	結構使っているんですが、言ったように、この前の東峰テレビ審議会の内容を教えてください。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>先ほども村長のほうから申したとおり、前回、1週間に1本の新規番組を作っていくということで、同じ番組がかなり長く流れているというようなことで、その辺を改善していこうというようなことで、そういったことの地域おこし協力隊が離任して、ちょっとできなくなったというようなことでの報告を行っているところでございます。</p> <p>次回以降にまた、そういったことに対してのご意見をお聞きするというので、説明をしております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>いろんな見直しをやってですね、村民がもうちょっと見るようなテレビにしていきたいと思っいます。そこのところをよろしくお願ひします。</p> <p>番組の途中でですね、風景とか音楽を流しながらやっているときがありますよね。ああいうとき黙って、音楽だけなんですよね。どうかそういうところを。何かナレーションを入れるとか。そういう改革と言いますか、いろんなやり方があると思うんですが、最初からもう風景画のときは音楽だけです。見る気せんって、村民が言われ</p>



	<p>るわけですよ。</p> <p>今、災害の後、災害の前とか、そういうところも説明してやってもいいのではないかと思うのですが、そういう番組の作り方とかは、審議会では話し合いはしないわけですか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>審議委員会の中では、番組内の内容それから番組内の発言とか表現など、差別的な表現、人権侵害につながる恐れがあるような表現がなかったかなどの審議をしております。</p> <p>そういった番組編成とか番組の内容についても協議は行うところです。審議会の中では。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>だから、番組の作り方等をですね、プリズムのほうに要望とか、そういうところもしていただきたいと思います。</p> <p>それで、とうほうTVの、名前いいですよ、言っても。とうほうTVのプリズムじゃなくて、とうほうTVの総合プロデューサー岸本さんじゃないですか。</p> <p>だから、そこのところがちょっと僕は分からないんですが、村営テレビですので、結局村のテレビであって、プリズム、会社の人の名前が冠しとるわけなんですよ。そういうところはどうなっているんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃっているのは、とうほうTVというのは、村のテレビであると。プリズムの代表が岸本さんであると。</p> <p>したがって、村のテレビの代表みたいな形で岸本さんの名前を、端的に言えば使うなどということだろうと感じております。</p> <p>そういったことについてはですね、今後ちょっと検討させて、是正すべきは是正をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>今言ったように、何回も言いますが、村民がとうほうTVを見たいというような番組編成なり内容にさせていただきたいと思いますので、そういうところもよろしく願います。</p> <p>次です。</p> <p>集落支援員さんについてと言いますより、集落支援員さん、民生委員さん、社協のヘルパーさん、仕事の内容は大体似ているとは思いますが、全然管轄が違うから、違うとも思います。</p> <p>ですので、仕事の内容をそれぞれ教えていただけますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>集落支援員さんにつきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域の点検活動を通じ、生活面などの条件が厳しい地域の状況を把握するとともに、地域を支援し、活性化する活動を行うために導入したものでありまして、平成29年度に65歳以上の独居、70歳以上の世帯のニーズ調査を踏まえまして、集落支援員4名を現在活動をしていただいているところであります。</p> <p>4名プラスの1名ですね。つまり宝珠山地区、それから大字福井地区、大字小石原鼓地区、大字小石原地区、それに加えまして、仮設住宅の関係で大行司・中原地区に1名の、5名の配置を行って、活動を行っているところであります。</p> <p>議員質問の民生委員、ホームヘルパーさんとの違いについては、担当課長のほうから説明をいたします。</p>
議 長	保健福祉課長

保健福祉課長	<p>今日、本日事前に資料をお配りさせていただいておりますので、そちらを基に概略ではございますが、説明をさせていただきたいと思っております。手元に資料があったほうが分かるかなと思ってお配りしましたので、よろしくお祈りいたします。</p> <p>まず、集落支援員とカッコ書きで書かれたほうの面をお願いしたいと思っております。</p> <p>集落支援員につきましては、国の制度に基づき自治体で設置をされるものになります。</p> <p>東峰村の嘱託職員として、現在週28時間、週4日間の勤務を行っていただいております。一番上の、その右のほうにですね、平成30年度末の県内の設置数並びに全国での設置数を記載しております。</p> <p>活動の内容につきましては、2段目からになります。まず、戸別訪問をしていただいております。こちらにつきましては、概ね65歳以上の独居世帯、及び高齢者の単独世帯ということで、具体的な活動内容につきましてはそちらにあります。安否確認、近況の把握、それから簡易な家事や作業ということで、下のほうに例として書かせていただいておりますが、掃除や草取り、屋内外の修繕、一番下のほうの生活ニーズ調査ということで、一応活動いただいております。</p> <p>もう1点は地区活動です。こちらにつきましては、概ね65歳以上の高齢者に関する活動ということで、老人クラブ行事やいきいきサロン活動への支援、それから、災害避難所における避難者への支援、生活支援体制整備協議会の出席、及び試行事業の支援ということで、今年度につきましては、買い物支援をそこに3回と書いてございますが、これは一部修正で、6回で修正をお願いしたいと思っておりますが、本年度につきましては6回実施いたしております、そちらの支援をいただいております。</p> <p>一番右の欄ですけども、効果としましては、現在担当課のほうにおいて、こういった効果が得られているということで、参考までに書かせていただいております。</p> <p>続きまして、民生委員さんの活動ということでございますが、その反対面のほうに民生委員さんの活動につきまして、概略を載せさせていただいております。</p> <p>民生委員、児童委員さんにつきましては、民生委員法それから児童福祉法により定められております。こちらはもう70年以上続く制度であるということで、厚生労働省より委嘱されたボランティア的な活動ということで、活動を行っていただいております。</p> <p>内容につきましては、各地域の全世代にわたっての、住民の方に対する一番身近な存在としての支援、サポートを行っていただいているところであります。</p> <p>この活動内容につきましては、全国統一ではございますが、主にはそちらの資料の中に記載しているとおりでございますけれども、1から5につきましては、主に民生委員さんとしてかかわっていただく活動、6から11につきましては、主に児童委員さんとしてかかわっていただく活動内容というふうになります。</p> <p>村ではこの他に、一番下の米印のところでございますが、東峰村緊急通報システム、サスケと申しますが、この設置者の方の把握、それから対応といたしまして、設置時の立会い、それから緊急時協力者として、近隣の方など2名をですね、連絡先として登録いただいておりますが、その方々とサスケの事務所が連絡不能となった場合等に、民生委員さんに対応いただくといった支援も行っているところであります。</p> <p>この他にもですね、社会福祉協議会それから学校関係の会議等の委員さんとしても活動をいただいているということになります。</p> <p>すみません、長くなりますが、最後にホームヘルパーにつきましては、先ほど議員さん申されましたとおり、こちらは介護保険法上の制度になります。</p> <p>自宅で暮らす介護認定を有する要介護者の方の日常生活の援助を行う、有資格、資</p>
--------	---

	<p>格を持った介護スタッフということになります。</p> <p>予めケアマネジャーさん、介護支援専門員さんですが、やサービス提供責任者と利用者や家族、ご家族の方との間で作成しますケアプランですね、介護計画書、これに基づき決定をされております。</p> <p>サービスの費用につきましては保険適用となりますが、これは、原則1割が自己負担となっております。</p> <p>また、社会福祉協議会のヘルパーさんにつきましては、現在村が業務委託しております介護保険事業の総合事業というのがございまして、こちらのほうの事業において、自宅を訪問していただいているということもございます。</p> <p>そういったことが、大体概ね、ちょっと長くなりましたけど、活動内容ということになります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>丁寧に説明していただきましたので、次の、人数、巡回方法とかは、今説明してもらったので飛ばします。</p> <p>それがですね、結局そういう人たちが各家庭を戸別訪問をするということですね、2人、3人で戸別訪問すればいいんでしょうけれども、たまたま1人で行かないかとかいうことがありますよね。そういう場合に、やっぱり人の目があるわけなんですよね。</p> <p>いろんな勘繰りをされる方がおまして、あそこに1人で行って1日中おるとか、午前中ずっとおったとか、何時間おったとか言わっしやる人もおるわけですよ。</p> <p>自分たちもタクシーしながら、1人でなかなか家までは、中には入れんとですよ、いろんな目があるから。</p> <p>そういう何と言いますか、そういう仕事で行くところの配慮と言いますか、そういうところはどうなっているのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今、お配りいたしました集落支援員さんの中の活動、戸別訪問の中に米印で、真ん中から以下ほどに書いておりますが、基本的にはですね、概ね1件当たり30分から1時間程度ということで訪問していただくというふうなことを、計画ではあげております。</p> <p>ただ、このヘルパーさんとかがですね、訪問されると、そのお宅に訪問されて、ヘルパーさんというのは時間が決まっておりますので、帰られる。そうすると、どうしてもやっぱり帰られた後に支援が必要になる方というのがいらっしゃいますので、そういった空白期間を、この支援員さん方をお願いしている部分はありますが、それプラス情報共有ということで、毎回、その毎月民生委員さん、それから集落支援員さん、社協、それから各福祉、特養の職員さんと情報交換をいたしておりますが、なかなかその場で情報共有ができない部分もございまして、そういった関連で、ちょっとそちらに長居をして情報交換を行うことはあるかと思っておりますが、基本的には先ほど申し上げたような時間帯で訪問をする。</p> <p>この中には簡単な掃除、草取りということではございますけれども、この辺りも若干時間が延びたりとかですね、する場合はございますが、基本的には今言ったような形で、巡回等をお願いしているところではございます。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>高齢者の方ですね、女の方で一人暮らしをしていると、そこに男の支援員さんが1人で行くというようなこともあるわけですよ。だから、そういうところの配慮もしていただきたいと、よろしく申し上げます。</p> <p>結局三者三様の仕事がありますので、連絡を密にして、そういう支援をしていただ</p>

	<p>きたいと、そういう要望をしておきます。</p> <p>次にですね、最後になりますけれども、また、日田彦山線問題なんです。</p> <p>いろんなことで、新聞等でも出ていますけれども、何回も言っても、結局知事がなかなかちゃんとした答えを出してくれないと。この前の県議会傍聴でも、自民党の人からでも言われてました。</p> <p>知事が、結局結論を今月中に、今年度中に出すと言っているけれども、これはちょっと難しいんじゃないかと。まだ地元の首長さんたちとの話し合いもやってない、それは一応陳謝と言いますか、謝りはしていたと思うんですが。</p> <p>そういうことがありましてですね、今、BRT問題がいろいろ出てきているんですが、BRTと、あれ、自分としてはどうもBRTとは思えないんですよ、トンネルだけです。彦山駅から岩屋駅までなら分かるんですけど、トンネルだけじゃ、ちょっとBRTって言えるのかな。</p> <p>だからマスコミの人たちにもですね、これはBRTじゃないというように言ってもらいたいと思うんですが、どうもあれ代行バスと思うんですよ、どっちにしても。トンネルはもう、あそこを通らないと仕方がないからそういうふうに通らせると、それをBRTというのはちょっと語弊があるのかなと思わないことはないんですが。</p> <p>そういうところで、うちの首長さんとか添田の首長さんたちともまだ話してない。結局住民の意見もまだまとまっていない、ということでですね、いろんな日田にしても添田にしても復興支援策と言いますか、自分たちこうやってくれといったことは出しているんですが、そういう全然話が違う方向に行っているわけですよ、他市町は。</p> <p>でありますので、うちはどうしても鉄道と言ってますけれども、足並みがなかなかそろわないと、村長も言っていましたけれども、改めてですね、完全復旧を鉄道で求めるということに対してのですね、村長の、もう1回、何回も聞いたらいけないんでしょうけれども、固い決意をもう1回述べていただきたいなと、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>この日田彦山線問題、被災してから2年と10カ月ぐらいもうなるわけですかね、その間なかなか問題解決に至っていないわけでごさいますけれども、そういった中で村民の方々、また日田彦山線の完全復旧を求める会の皆さん方の力強い支援に支えられてですね、私のほうもこの復旧会議等では、東峰村の立場のご意見を言わせていただいているところであります。</p> <p>当初におきましては、日田市、東峰村、添田町の首長さんたち、みんなですね、鉄道での復旧だということで、これは現在でも変わっておりません。去年の秋口ぐらいまでの復旧首長会議の中では変わっておりません。</p> <p>しかしそういった中で、やはりそれぞれの自治体による程度と言いますかね、被害と言いますか、不便さの程度の差があります。</p> <p>添田町は添田駅までは来ているわけでごさいますし、日田市におきましては久大線が、もう1年で花月橋は架け替えて通っているというような状況です。</p> <p>東峰村につきましては、全線が不通のままというような大きな違いがあるかと思っております。</p> <p>そういった中で、先ほど言いました住民の皆さん方の、鉄道での復旧という思いは、アンケート結果によりますと、98%が負担なしでの鉄道復旧、また負担をしてでも鉄道復旧してくれということでございます。</p> <p>そういった中で、BRTと先ほど言いましたけれども、BRTはもうバスなんですよ。</p> <p>それで本来ですと、これは私の思いですが、添田から夜明までは全部バスで行きた</p>

いんでしょうけど、線路の横を通ってですね、それが一番金がかからないわけでございますので、JRとしては。

しかし、どうしても切石峠を越えられませんので、やむなし釈迦岳トンネルをバスで通さなければならない。したがって、彦山駅から岩屋駅までをバスで通す、これが専用道路、バスの専用道路ということで、BRT、BRTと言っていますが、三陸鉄道あたりの事例をしますと、やっぱり線路の上をですね、専用で通っているのが、本来のBRTと呼ばれるやり方でありますので、これは、私は、完全にJRのほうの横文字を使ったまやかしだということは、私自身思っております。

このBRTを使った案が、今回の2月の12日に日田市のほうで行われました第5回日田彦山線復旧会議において議論され、福岡県、大分県、それから日田市、添田町につきましては、端的に言えばBRT容認論が主流を占め、東峰村だけがあくまでも鉄道での復旧だという形で、孤立化したというような新聞記事等も載っているところでもあります。

しかし、よく考えてみますと、この日田彦山線の復旧というのは、平成29年の九州北部豪雨災害において被災をし、不通になったわけでございます。

そういった形でありますので、他の河川、道路等につきましては、やはり国、県がですね、責任を持って改良復旧なり原形復旧をやっているわけでございます。

それはただ単に、そういった復旧じゃなくて、やはり地域の皆さん方がさらに生活基盤等が良くなるために、という形もあって、一步一步でありますけれども、進んでいるわけでございますけれども、JR九州のほうは、それが全く見られない。

もうこの話をしますと長くなりますので、あれしますけれども、やはり青柳社長が国会で言った約束事、それから経営安定資金3,877億円を貰ったこと、それから、この復旧会議はどういう目基で設立されたのか。鉄道での復旧による方策を言うところでありまして、BRTでの方策を言う場所ではありません。

そういったところを考えますと、JR九州が民間になりましたということで、やはり公共交通機関を預かるJR九州といたしましては、原形復旧が、私は基本だと思っております。

そういった中で赤字路線であるということで、毎年1.6億円被災自治体で出せと、そうしたら鉄道を通してやるよというようなことでございますけれども、日田彦山線自身が日田から小倉まで行っておりますので、その区間が本当に赤字なのか、黒字なのか、それも提示しない。

添田から夜明間というのは人口減少のところを通過しておりますので、これは、赤字ということは必ず、やっぱり我々でも分かるわけでございます。

しかし、鉄道ネットワークというのは、九州全体の鉄道の収益で考えて、そういったことを言いますと、まだまだ平成30年度の決算におきましては、鉄道部門だけでも250億は儲かっているわけございまして、不動産部門においても250億、合わせて500億は、JR九州は儲かっているわけですから、そういった黒字のところの収益を赤字のところの俯瞰すると言いますか、そういったことは当たり前のことだと思っております。

また、この29年の豪雨災害がなければ、今でもこの日田彦山線、添田から夜明間というのは通っていたはずですよ。それを元に戻してくれというのが私たちの、私の思いでありまして、しかも鉄道での利便性、それもあります、鉄道での速達性、定時性、安全性、それと利便性、そういったところをですね、BRTではカバーしきれない。したがって、私どもとしては、高校生が通学をする場合におきまして、東峰村は学校区制がないというようなことでございますけれども、日田のほうの学校にも行ける、うきはのほうの学校、ひいては久留米の学校まで鉄道が通れば行けていたわけ

	<p>でありますので、これがBRTになりますと、定時性というのは、本当に確保されるのか、定時性を確保するためには、さらに30分ほど早く起きなければならない、そういった中で子どもたちにかかる負担、そういったことを考えますと、村民の皆さん方の思い、それから完全復旧を求める皆さん方、17,906筆の署名も集めていただきました。そういった人たちの思い、これを私が変えるわけにはいきませんので、この件につきましては、あくまでも鉄道での復旧、これを目指していきたいと思っております。</p> <p>議員たちの4日からの県議会における代表質問等の傍聴をしていただき、本当にありがとうございました。</p> <p>4日の日からの代表質問等におきましても、この日田彦山線問題、各党派が質問していただいておりますし、情報によりますと、再度、再質問をすることも考えている。また予算特別委員会の中でもこのことをしっかりと行っていくというような情報も入っております。</p> <p>それと、明日あさってですか、8日の日には県議会の方々約25名ぐらいですかね、が東峰村に来ていただくということになっておりますし、村民の皆さん方の、やはりそういった願い、これはきっちり県議会のほうも受け止めてくれるのではないだろうかというようなことも考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、日田彦山線の完全復旧を求める会の皆さん方、また、そして鉄道の復旧を要望する皆様方の力強い支援に支えられて、私のほうも今後とも取り組んでいきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>私は二日市までJRで行きよったとです。久留米じゃないです。</p> <p>だから、そういうところもありましてですね、いろんなこの前議会の傍聴した場合に、県知事もBRTの改革案とかですね、言われてましたけど、途中のバス停にまたいくつも停まれば、また定時性が失われるわけなんですよ。便利は良くなっても定時性が失われる、安全性もない。長くなれば安全性も短くなるわけですよ、小さくなるわけですね。そういうのもあって、やっぱり鉄道が一番いいということは分かっています。</p> <p>わがこの東峰村議会でもですね、鉄道での復旧という決議をしたわけですよ。決議をしてるのに、他のことは絶対まだ言うてはいけなと、私は思うわけです。</p> <p>だから、そういう思いがありますので、村長もそのところを汲んでいただきましてですね、最後まで頑張ってくださいたいと思います。</p> <p>そういうところで、私の質問は終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>申し訳ありません。</p> <p>村議会の皆さん方も2回にわたってですね、この日田彦山線、鉄道での復旧を求める決議をしていただいたことを、先ほどの答弁の中で言うのを忘れてしまいました。本当に申し訳ありませんでした。</p> <p>それとですね、小川知事が答弁をしておりますけれども、BRTを考えた答弁の仕方しかしてないんですね。利便性とかバリアフリーとかですね。そして、結果的に今月末には、地域住民の皆さん方のご意見を伺いながら判断をしますと言っているわけですが、小川知事がどんな判断をするのか、非常に危惧される所でございます。</p> <p>そういった中でも、先ほど議員が言われましたように、最後まで東峰村としては拳を下ろすわけにはいきませんので、鉄道での復旧、この件についてしっかりとまた訴えていきたいと思っておりますし、世論のほうにもですね、そういった情報を発信し</p>

	ていく決意でございますので、議員の皆様方もさらに1つの1枚岩になってですね、この日田彦山線復旧問題については取り組んでいただきたいと、切にお願いをいたしたいと思っております。以上です。
休憩	
議長	2時25分まで休憩します。  (14時13分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。  (14時25分)
議長	9番 伊藤均議員の質問を認めます。 9番 伊藤均議員
9番	<p>一般質問を行わせていただく中で、通告書に従い、順序で質問はさせていただきたいと思っておりますが、ちょっと順番が前後することがあるかもしれませんので、その点についてはご容赦を願いたいと思っております。この質問事項についてはですね、前後することはございませんので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。</p> <p>まず、はじめにですね、平成29年の7月より、もう3年を迎えるという中でですね、職員の応援の方々が多く来られ、その中で順次復興はやってきておるといような状況の中でですね、まだ再任用の方、それから任期付きの方、それから会計年度職員、地域おこし協力隊、それからまだ残っております災害派遣の職員さんといったような、多くの職員が今勤務してあると思っております。</p> <p>その中で今般、会計年度職員の募集要項等を地域で回っておりました。</p> <p>それで、そういうものを踏まえた中でですね、今、令和2年度においてですね、職員の全体数、それから新規の職員が何名かと、それから会計年度職員は何名か、任用職員等の方が何名おるかといったですね、具体的な数字をまずお教えいただきたいと思います。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>一般正職員も含めてということではよろしいでしょうか。はい。</p> <p>いわゆる人気の定めのない職員、一般職員でございますが、につきましては、来年度4月1日見込みといたしまして、職員数としては61名でございます。</p> <p>それからですね、その内数として、任期付きの職員が7名おります。その内再任用の職員が2名となっております。これに労務職の方がですね、あと2名おられるということで、数としては63名。</p> <p>職員数が63名で、任期付職員が7名、内数になります。再任用職員が2名という形になっております。</p> <p>会計年度任用職員につきましては、現在のところ、地域おこし協力隊等については、そのときそのときで人数が変わるという部分がございますが、令和2年度予算としては、11名で予算組みをしております。現在7名ということで、その差等はございますが、予算書に書いております職員の状況についての数字については、会計年度任用職員は55名で、計画というか、の見込みとなっているところでございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	会計年度任用職員55名、この一般職とは別に55ということの表示でよろしいですか。
議長	総務課長
総務課長	<p>一般職と別に55名、会計年度任用職員。</p> <p>会計年度任用職員につきましては、これまでの嘱託職員、臨時職員を含めて、すべてを総称して4月1日から会計年度任用職員になるということで、先ほどの地域おこ</p>

	<p>し協力隊、集落支援員さん等もごございます。</p> <p>また、これまで一般事務の臨時職員という形で来ていただいている方、また、保育士、いずみ館の職員、あと公民館の関係、社会教育指導員とか地域活動指導員、そういった方たちにつきましても、この人数の中に含まれるということで、55名という形になっております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>会計年度任用職員が55名ということであるんですが、じゃあ、この前村内に回したこの会計年度募集要領、これは55名にはならないんじゃないかなど。</p> <p>職種のほうはですね、技術職種というようなことで番号を打ってありますから、20でしょう。</p> <p>これ6名とかいうのがあるんですけど、これ足したら55には確かにならないと思うんですが、この辺りのとこ。じゃあ、会計年度職員募集という中であって、数字が合わないというのはどういうことですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この1月に募集した技術職種とは別に、この中には地域おこし協力隊は含まれておりません。地域おこし協力隊は元々三大都市またはそれに準ずる地域からの募集ということで、村に配布するということはちょっと違いますので、この中には入ってない。</p> <p>集落支援員さんにつきましては、集落支援員推薦委員会という手順を踏んで、委員に就任していただくということになっておりますので、公募という形では、今回してないという部分になります。</p> <p>あと、学園の学習支援員さんについては、県とのやり取りの中で行います。災害以降ですね、県費のほうで支援していただいているということで、今のところ村のほうの支出はございませんが、来年度についてはまだちょっと未確定の部分がございますので、その3名分とかはですね、この中で募集等はかけていないということで、ご了解いただきたいと思います。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>地域おこし協力隊等が入ってないということで、この55の数字の中には入っているということですか。</p> <p>そうすると地域おこし協力隊、先ほど現状としては7名ということで説明がありましたが、そうすると集落支援員さんが5名、学習支援員が2名ということでよろしいんですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほどの分と、あと1人公民館長も会計年度任用職員という形になります。</p> <p>その以外の方については公募で、合わせて合計55という形になります。以上です。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうすると、公民館長もこの募集要項には入ってないから、あと1名あるということで理解していいんですか。</p> <p>そうした場合にこの学習支援員さんですが、今まで確か村での支払いをしていたんじゃないですかね。小学校の補助としてのものがあつたりしよってですね。</p> <p>今の説明によると、来年度からについては、そのものは村の負担ではなく県が負担すると、というようなことの説明だったんですか。違ったらまた違ったと言ってください。</p> <p>地域おこし協力隊、集落支援員についてはですね、これはもう国の事業の中で則ってやっているんですから、この数の中に入っていないのは分かりますけれども、この学習支援員さんについては、じゃあ、現在と次年度と、令和2年度のこの体系について、じゃあ、説明していただけますか。</p>



議 長	総務課長
総務課長	<p>学園の学習支援員さんにつきましては、29年の7月の災害ですね、それ以前につきましては、村のほうで3名分ですね、支出をしております。</p> <p>災害後ですね、県のほうが負担をしてくれるということで、29年の途中からと30年、31年の元年度につきましては、県のほうで職員の人件費については、負担していただいているということになっております。</p> <p>2年度につきましても、そういう形になるようお願いというか、しているところでありますが、これについては、ちょっとまだ分からないということで、予算上は村のほうで計上しているということです。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9番	<p>分かりました。</p> <p>それですね、これ将来像の話になってくるんですが、任期付職員さんが7名、その雇用した時点によって将来的に変わってきますよね。もうこれ期間決まっていますので、その、じゃあ、将来的にはどんなふうになるのかと。もう再雇用は決まっておりますからね、分かりやすいんですが。</p> <p>それと、まだ災害応援の方がおられますよね。これについては、では今から先どういふことで雇用していくのか、また、期間はどうなるのかというようなところをお教え下さい。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>任期付きの職員さんにつきましては、条例上ですね、原則3年で、状況によって5年まで延長というか延ばすことができるという条例の組み立てになっております。</p> <p>一番早い方で30年の2月から来られている方がいますので、その方については、3年であれば来年度の1月いっぱいまで3年満了という形になります。</p> <p>工事の進捗の状況によりますが、やはりまだ災害復旧のほう収束するとは思いませんので、基本的には3年、4年、5年、期間を見ながら、一応5年までは延長をさせていただきたいという、これはもうちょっと状況の判断によりますが、させていただくところで考える。</p> <p>どうしても足りないときには、再度募集という形にはなるかなというふうには思っているところです。今のところその計画はございません。</p> <p>それぞれ応援で来ていただいている職員さんにつきましては、それぞれ派遣元の自治体、県とか北九州市さんですね、のほうと派遣の協定を結んでおります。協定につきましては、派遣期間、今のところ1年単位で協定を結ばせていただいておりますので、今年度につきましては、3月で一旦この協定が切れます。来年度に向けて、またその派遣の協定で、同じ方が来るか、違う方が来るかというのはまだ調整中ですが、その人数についての協議や調整を行っているところでございます。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9番	<p>分かりました。</p> <p>その職員の状況としてはですね、今の説明を伺ったところで、概ね分かるんですが、その中でですね、1つこれはもうお願いになるのかな、それとも私の捉えているのが間違っているのかなと思うところがあるんですが。</p> <p>職員さん、これだけ61名、他諸々入れたら100名以上になると。この中でですね、多くの職員さんがどこにおられるのか、何をしておられるのか、この辺りがですね、もう一般の村民の皆さんは、顔も分からなければ何の仕事をしているのかなという、全く村の状況が見えないと。特に、私は、これは宝珠山のほうにおりますので、小石原のほうに行くことは、あまり数は少ないと。業務についてはですね、総合窓口で対応していただいておりますので、小石原の配置状況等なかなか知り得る機会が少</p>

	<p>ないと。村民の皆さんは、まだそれ以上に少ないんじゃないかというように思っているんですよね。</p> <p>それで、これは何年前になるのかなと思います。</p> <p>広報紙で、各課の写真やら仕事を、何を担当しておるといようなものを出されたことがあると思います。ちょっと何年か前か記憶にないんで、詳しい年数は言えないんですが。</p> <p>それで、今は新しい方が入ったら、広報紙でその分だけを流しとるといようなことでやってあるかと思います。しかし、それじゃあ異動等、また、何の仕事をしているのか、どこで相談すればいいのか。</p> <p>確かに全体を異動したときに、総合窓口に行ってください、案内しますからと。でも、そのときも当初は非常に戸惑って、なかなか不都合があったと。今だいぶその点は慣れてきてですね、できるようになってきているのかなとは思いますが、職員さんの顔が見えないとですね、やはりちょっといかんのじゃないかと。</p> <p>それで、もうこれはいろんなことを言うことじゃなくしてですね、そういう広報紙、まずは広報をやっていただけないかと、村民にこれを知らせてください。そうすれば、あの人はあそこにいるんだなということで、相談もしやすいでしょう。通常会ったときにも聞きやすいと。</p> <p>職員の見える形というものをですね、作っていただけないかと思いますが、いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>以前ですね、そういった広報等によりまして、やったことはあるかと思います。</p> <p>また、広報等には顔写真等は載せておりませんが、こういう方がいますよという形ですね、広報等はさせていただいているところであります。</p> <p>議員が言われますように、一般の村民の方に、そういった顔等が分からないということであれば、今後検討させていただきたいと思っておりますし、また、総合窓口というのをですね、一応設けておりますので、総合窓口に来ていただければ、自分の用件の行きたいところ、そういったところには、ご案内できる体制は整えているところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、再度検討させていただいて、写真と、それからどこの課にいるといようなことは、村民の皆さんに提示をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>できる限りですね、そういうのは取っていただきたいと。</p> <p>やはり村として使えるものであればですね、みんなに知っていただくということは大事なことで、予算もあるかもしれませんが、特段にですね、取り扱っていただければと思います。</p> <p>次にですね、ここに、先ほど言いました会計年度職員募集要項で、約20種類の方を募集をされてあります。</p> <p>それで、これの振り分けですね、先ほど言いました55名ですね、55名の中で、結局今と言いますか、令和2年度からはフルタイム職員とパートタイム職員となりますという形での説明を受けておるところなんです、そうしますと、この55名についてはですね、フルタイム職員が何名と、パートタイム職員が何名というものが、今現在で分かっておりましたら、お教えいただきたいんですが。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>会計年度任用職員のフルタイム職員につきましては、現在4名となるところでございます。4名としては、保育所ですね、担任付の方ですね、その方についてはフル</p>

	タイムという形で任用を行う。また、その他51名につきましては、パートタイムの任用という形で考えているところでございます。
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>その中でですね、また少し質問させていただきたいんですけども、この募集要項の中で15番、16番、17番と、保健福祉課、包括支援センターの職員という形で募集が載っております。</p> <p>非常にこれ、私分かりにくいんですが、それには社会福祉士または社会福祉主事、地域包括センター職員、それと看護師または保健師または助産師の3名という形で募集を載せてあります。</p> <p>現在もこの3名でやられるのか、ちょっと私の記憶が間違っと思ったらいけないんですけども、なんか2名だったような気がするんですが、この間のところの説明をいただけますか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今お尋ねのですね、まず、今設置されております地域包括支援センター、こちらにつきましては2名、今現在おらっしゃいます。今現在は社会福祉士さんと看護師さんが1名ずつおります。</p> <p>もう1名、今回採用というのはですね、今回、子育て世代包括支援センターというのを立ち上げなくてははいけないというふうになっております。これは母子保健法に基づきまして、令和2年度末までに市町村に設置を義務付けられるということになっております。</p> <p>そのセンターには、母子保健事業に関する専門的知識を有する看護師または保健師、助産師の専門職のうちから1名以上の職員を置く必要があります、ということで、今回、今いらっしゃいます2名プラス1名ということで、3名募集をさせていただいているところでございます。以上です。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>ちょっと分かりにくかったんですね。</p> <p>地域包括支援センター自体はですよ、これはもう介護法で定めてある中のものですかからいいんですが、結局センターは保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれるというのが、この包括支援センターの中の割振りではないかと思うんですよ。</p> <p>それで、結局今おられる方が、社会福祉士または社会福祉主事、それと看護師または保健師または助産師という今の説明でしたんですね。</p> <p>そうした場合、この包括支援センターの職員は、この中で主任ケアマネジャーと、一般的に、これ調べた中では主任ケアマネジャーと書いてありますので、そういうものを今度、そういう資格を持った方を募集したということで理解すればいいんですか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まずそちらにあります15番ですね、地域包括支援センター、それから16番の地域包括支援センター、こちらにつきましては、それぞれそちらに資格等を書いております。その関係の、今いらっしゃいます、その職員さんのところに当たります。</p> <p>17番が、今回新たに1名募集をかけた子育て世代包括支援センターということになります。</p> <p>事務所的には同じ場所の、小石原庁舎の保健福祉課の中に配属ということになりますけれども、業務的には、今までの介護保険の地域包括支援センター、それと今回新たに母子保健法で設置します子育て世代包括支援センターということで、今、位置付けとしてはそういう形で3名を、場所は一緒にございますけれども、設置を行って、</p>

	業務を行うというふうな計画ではあります。以上です。
議長	9番 伊藤均議員
9番	先ほどとちょっと答弁が変わったんで、もう一度確認します。 これで言いますと、分かりやすく15番と16番が現在の中で雇用をしている。先ほどは15番と17番で雇用しているとお答えいただいたんですが、どちらなんですか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	すみません。その前の自分の答弁が間違っていますね。 後で述べました15番と16番が、今包括支援センターのほうに配属されている職員さんです。 今回新たに募集をいたしましたのが、17番の子育て世代包括支援センターの職員さんということになります。訂正いたします。
議長	9番 伊藤均議員
9番	分かりました。 じゃあ、今回募集される方については、こういう資格を持った方を募集をするということで、認識しとってよろしいんですね。はい。 そうしますとですね、これの質問はもうやめたいと思うんですが、先ほど同僚議員のほうからですね、集落支援員それから民生委員、ホームヘルパーとの関係を質問されましたので、その次の内容については割愛をしますが、ちょっと私の感じるところによると、この仕事によるですね、区分けはされてあると。一応、こういう募集要項というか決められたことですね、ホームヘルパーはどういう仕事する、介護難民救助とか、集落支援員はどういうことをするといったような、募集の中にはですね、そういう決まりと言いますか、そういうものが入ってあるかと。 それで、なかなか今現状としては、なんとなくごちゃまぜと。同じところに何回か行ったり、なんか似たような仕事をしたりですね、一番分かりやすいのは、その集落支援員さんは買い物の手伝いをしたと。でも、ホームヘルパーさんもそういう似たようなこともしていると、いったようなことがあるんですね。 全体として、費用を負担しておるのは自治体だと。あと集落支援員さんとかは違いますよ、それは違いますけど、大きなものに関しては自治体がやっておるといって、これがもう少しきちっとした整理ができないものかと。 なかなか縦割りでですね、きちっとといったような形はできづらいかと思います。しかし、非常に分かりづらい中でありまして、これを少し整理したような形ですね、やっていただくようなことはできないのか、ということをお尋ねしたいんですが。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	おっしゃるとおりというかですね、確かにそういうところがあるかもしれませんが。ただ、基本的には先ほど申し上げましたように、制度が全く違います。介護保険制度と集落支援員さんは総務省の制度ですので、民生委員さんはあくまでボランティア的なことですので、制度がまずもって違います。ただ、業務的にどうかと申されたときに、確かに重複するところはあると思います。 ただ、その辺りは課においてもですね、毎月1回情報交換、毎月1回ではあります情報交換等をいたしまして、業務の確認なりを当然しているわけでございますので、まだその中においてでもですね、いろんな意見がございますので、そういったことを今後とも含めまして、基本的には業務が違いますので、そういうところをもう少し整理して業務に当たるように、課としては努めたいと思います。
議長	9番 伊藤均議員
9番	そのようにしっかり検討いただいて、分かりやすい形、整理された形で仕事ができ

	<p>ますよう努力方をお願いして、この質問は終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、老人福祉と関連という形でお伺いをさせていただきたいと思います。</p> <p>1月29日にですね、いずみ館で区長会との会談を開催したところであります。その会談の中でですね、買い物支援等何か問題がありますかというようなことでお聞きしたところ、いくつかの地区で困っているとか、将来は問題が出てくるといったようなことのご意見をいただいたところです。</p> <p>その中で残念なことでありますが、いずみ館の隣で長く経営をされておりました下川商店さんのほうがですね、本年の1月末に閉店ということになりました。</p> <p>それで、今、じゃあ宝珠山地区にですね、小売り商店としてやっておられるところは軒あるのかなと考えたところ2軒、小石原地区のほうを考えたときに3軒、というようなことではないかと思えます。</p> <p>それで、住民のですね、買い物等に不便を来すことが予想されるし、今現在もそういうものが出ているというような中でですね、じゃあ、何か対策が取れないのかと。</p> <p>私は27年の一般質問のときにもですね、福祉助成金等の考え方の中で、デマンドバス、またはデマンドタクシー等の代替手段を検討できないかと、というようなことを質問させていただきました。</p> <p>ただ、そのときの答弁ではですね、民間業者の経営を圧迫するから、今はこのタクシー券等でですね、対応するというところしかなかなかできませんよ。また、補助金負担がですね、安価でするのでというようなことでお答えをいただいたところです。</p> <p>確かにいろんな買い物の折に、村長の中にも、利便性またドアツードアといったような中で、こういうものは大事ですよという話はあっておるんですが、いろんな地域にもですね、週1回程度ですね、程度買い物の支援をするというようなことをやっておる自治体が多くあります。</p> <p>その中でちょっと思うのは、社会福祉協議会等とも協力して、そういうものを1回程度のみで、病院等に行けるような場所にですね、送って帰るというようなことを、今なかなかいろんなところに行ける機会のない方にですね、利用できるようなですね、送迎バス等の考え方ができないものかと思いますが、いかがですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>議員言われるとおりでですね、下川商店さんが閉店をいたしまして、買い物等にはですね、利用されていた方々には非常にご不便をかけているところだと思います。</p> <p>執行部といたしましても、この問題をどうするのかという形での検討は、いろいろとさせていただいているところでありますけれども、先ほど議員が言われましたデマンドバス、デマンドタクシー、それから、いろんな支援等についてですね、考えてみますと、やはり村内のお店も、商店もありますもんですから、なかなか踏み込めないというところがあります。</p> <p>しかしながら、この問題は早急に、やはり何度か対策を取らなければならないということをおもっておりますし、現時点ではAコープ等をですね、活用した支援の体制のあり方、そういったものも具体的に考えているところであります、Aコープさんのほうに、見やすいチラシ等を作っただいて、やっていこうかなと。</p> <p>しかしながら、高齢者の方がそういったことでも、できない方もおりますので、その辺りをひとつ集落支援員等の協力を得ながら、できないかなということも考えているところであります。</p> <p>集落支援員さんたちが、今まで6回程度買い物の支援をさせていただいているということでもありますけれども、こういったところも続けていながらですね、そういった形ができないかなと考えております。</p> <p>それからもう1点は、その移動スーパーマーケット的なことも考えられないことは</p>

	<p>ないんですけども、この辺りにつきましても、スーパーと連携をしまして、やるというところもあります。</p> <p>そうしますと、売れ残った品物がまたスーパーのほうに並べられるというような、利点があるということをお伺いしておりますけれども、なかなかこれを村単独でやるということは、非常にやっぱり厳しい状態ですので、何とか村の経費の節減も含めながら、そして買い物難民の皆さんが、どうすれば満足と言いますか、そういったところができるのかというのは、今後早急に詰めていかなければならないと思っております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>早急に考えていただかないと、大事な問題で、近々と増えてくる問題でありますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。</p> <p>続きましてですね、最後の質問なんですが、福岡県ですね、消防相互応援協定について、お伺いをさせていただきたいと思っております。</p> <p>確か本年の1月にですね、福岡県と各自治体で福岡県消防相互応援協定の覚書書の改正というようなものですね、調印を行っておるかと思っております。</p> <p>これについてですね、これ改正ですので、元々覚書があったんだと思うんですよ。これ、なかなか人に知れることがないんで分からないんですが、そういうものがあっておると思っております。</p> <p>これについてですね、じゃあ、改正前と後と、具体的にどういう形ですね、こういう協定があったのかということについて、お教え願えますか。</p>
議長	村長
村長	<p>福岡県消防相互応援協定ということは、平成元年度からあったということでございます。</p> <p>議員ご質問のとおり、本年の1月に、この改正の調印式を行ったわけでございますけれども、その前に、やはり平成29年7月の九州北部豪雨災害では、福岡県内をはじめ全国の消防本部から、いろんなご支援をいただいておりますことに、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>今回の福岡県消防相互応援協定の改定につきましては、平成29年5月に発生した嘉麻市産業廃棄物火災及び平成29年7月九州北部豪雨において発生した問題、課題点を解決し、福岡県内の消防広域応援体制を効果的に行えるように改正を行ったものでありまして、令和2年2月福岡県下の首長、消防長が調印をしているというところでございます。</p> <p>主な改正点といたしまして、対象とする火災について、大規模災害及び地震、風水害災害に加え、武力攻撃や放射性物質、バイオテロといった近年の実情に即した内容に、記載の変更が行われております。</p> <p>また、以前の協定においては、起債のなかった各市町村の消防団応援に関する事項を明確化する記述が追加をされております。</p> <p>なお、上記相互応援協定の消防団の応援に関する事項について、消防団広域応援実施要領が定められ、応援対象災害、応援対象地域、要請方法、費用負担などといった内容が明示をされるということになっております。</p> <p>消防団広域応援実施要領の内容でございますけれども、3点ありまして、災害発生時、応援を要請する首長、消防長、消防団長で協議を行い、県へ要請することとなっております。</p> <p>応援をする側は、県からの応援要請に対し、首長、消防長、消防団長で、派遣の可否を協議をすることになっております。</p> <p>3番目ですが、相互で県を通して、やり取りを完了後に、派遣元は出動を行い、要</p>

	請側の消防組織と協力して活動を行うという、内容等になっているということです。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	ありがとうございました。 こういうものがあるということ、やはり我々もしっかり覚えとって、それに対応していかなきゃならないのかなと思っておるところです。 これで、私の質問を終わります。
休 憩	
議 長	3時15分まで休憩します。  (15時08分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。  (15時15分)
議 長	5番 高橋弘展議員の質問を認めます。 5番 高橋弘展議員
5 番	それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。 先ほどの同僚議員同様、通告書を提出しておりますが、話の流れ上ですね、要旨の部分、順番が前後する部分ございますが、ご了承いただきたいと思います。 まず、初めに、宝珠山ふるさと村の経営について、お伺いをしてまいりたいと思います。 昨年の6月議会から9月、12月と連続して、このふるさと村にまつわる部分を質問させていただいております。 その中で、いろいろ村民の方から、ふるさと村という会社は、一体どういう企業なのかという部分で、すごく疑問を持たれた部分もあったかと思っております。 このふるさと村、設立をされてから、設立が平成16年4月と聞いておりますが、もうだいぶ経過してきております。 1番目に入ります前に、この株式会社宝珠山ふるさと村、一体どういう会社なのか、村長のほうからご説明をいただきたいと思っております。
議 長	村長
村 長	まず、ふるさと村のことでございますけれども、多少長くなりますが、まずですね、最初議員がご指摘の赤字額の話あたりでございまして、16年にふるさと村ができて、赤字続きで、どうすれば黒字化ができるのか、これまでの歴代の代表取締役社長、役員、それから株主の皆様も同じ気持ちで、何とかして経営の改善に努力をしてきたことだと思っております。 私も平成25年11月の株式会社宝珠山ふるさと村の臨時株主総会において社長に就任し、株式会社宝珠山ふるさと村の経営をなんとか改善し、黒字化をさせなければならぬとの思いでございました。 したがって、翌月の平成25年12月の株主会では、株式会社宝珠山ふるさと村の今後の事業について、また、資金等についてということで、早速協議をしたところでございます。 しかしながら、当初から赤字続きの株式会社宝珠山ふるさと村は、私が社長に就任した後も赤字が続いておまして、累積赤字は約4,700万円となっております。 株式会社宝珠山ふるさと村の赤字が続いている要因の1つは、山村文化館の設立経緯から説明する必要がありますので、先ほど言いましたように、ちょっと長くなりますが、概略を述べさせていただきたいと思っております。 平成12年9月に、第2次宝珠山総合計画策定の村づくり30人委員会というのが発足し、その委員会の提言で、山村文化館の建設となりました。

山村文化館のとは、歴史資料館にあたるもので、住民に村の歴史、文化について学習をする機会を提供し、宝珠山村の理解を深めてもらうと同時に、郷土への誇りや自信を醸成する施設として位置付けられた施設です。

しかし、山村文化館は、公民館、図書館、美術館、博物館などと同じ生涯学習施設であり、収益をことさら問う施設ではありません。

そこでレストランやショップ機能を併せ持つ施設として、展示、教育、文化部門を行政が担当し、収益部門を管理運営団体の負担とし、単なる学習施設にとどまらず、交流型産業創出の先駆けとなるように計画をされました。度々類似施設等を視察研修し、確実に収益が上がるとのコンサルタントの助言のもと、山村文化館の建設が動き出し、その運営は第3セクターを設立して行うということとなりました。

そこで、株式会社宝珠山ふるさと村の設立趣旨を述べさせていただきます。

本村では、文化振興、交流促進、産業活性化等を推進する組織として、第3セクター株式会社ふるさと村を設立する。

同社は、本村の地域づくりを行政とともに推進していくための民間組織の設立であり、これは、車の両輪としての役割が求められることになる。

同社は、文化事業や交流事業といった公益性の高い事業と物産の製造、販売やサービスの提供といった、収益性の確保を目的とする、2つの事業を展開していくこととなりました。

公益性の高い文化交流事業は、公共施設の管理、運営や交流活動推進のための文化事業、体験交流事業、イベント等の開催等で、行政が行う事業のコストダウンと民間活力の活用、及び産業開発のための需要の創出といった公益性の高い分野を実施することであり、この財源は行政における地域振興事業費からの業務委託を受けて、これを実施する。

一方、収益性を求める産業開発事業は、特産品の生産、販売、農林業における原材料の生産振興及び交流サービス事業、グリーンツーリズム等によって、村に新しい産業と雇用を創出する役割を担っている。

したがって、第3セクター株式会社宝珠山ふるさと村は、公益事業と収益事業を同時に行っていくことによって、総合計画に掲げた目的達成のための取り組みを行っていく組織である。

その上で、同社は、文化と交流、産業を通じて、宝珠山村に暮らすための精神的豊かさと経済的な豊かさを追求していく、いわば公的ミッションを担っている地域づくりの会社としての存在意義を持つ企業といえるということでもあります。

次に、株式会社宝珠山ふるさと村の設立理念を述べさせていただきます。

21世紀に入り、私たちはあらゆる面で大きな改革の時代を迎えています。これまで経済的豊かさのみを追求し、成長を続けてきたわが国は、一方で様々な歪みを生み出してきました。自然の生態系を無視して行われた乱開発による自然破壊は、今、地球規模で深刻な環境問題に発展しております。

一方で地域では、人口流出や少子高齢化が進み、地域産業が衰退するなど、地域活力の低下が懸念されています。さらに、厳しい財政状況を背景に推進されてきた市町村合併や地方分権が叫ばれる中、今、地域では、生き残りをかけて明確なアイデンティティを確立し、社会的、経済的に自立した地域を形成していくことが望まれます。

こうした時代を背景して宝珠山村では、地域の個性化と新たな魅力づくりに取り組んでいます。これは、連綿と受け継がれてきた地域の歴史、文化を今一度見直し、その価値を再評価することにより、新しい文化、産業を創造していこうとする試みです。そして、その魅力を享受しようと訪れる都市住民との交流により、地域づくりを推進していこうと、平成13年度に村の総合計画を策定し、その取り組みを進めています。



	<p>株式会社宝珠山ふるさと村は、こうした行政の取り組みと地域住民や各団体との協働による地域づくりを推進し、新しい地域産業を育てていこうとする機関です。地域全体を俯瞰し、新しい社会、経済システムを構築していくために、住民と行政が共に知恵と資金を出し合う第3セクター方式の株式会社を設立します。</p> <p>株式会社宝珠山ふるさと村では、文化交流事業、産業開発事業の2つを事業の大きな柱とすることで、地域力ある地域づくりに取り組み、宝珠山村の未来を切り開いていこうとする新しい住民組織であり、優れた環境の創造により、新しいライフスタイルを宝珠山村から提案していくことを目指します。</p> <p>以上、宝珠山ふるさと村の設立の趣旨と理念を述べさせていただきました。とりあえずここまでで。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>10分近い演説、ありがとうございます。</p> <p>今の説明で、村民の方は、宝珠山ふるさと村がどういう会社かというのが理解できるんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>このふるさと村の設立にあたりましては、先ほど言いました第2次宝珠山総合計画策定の村づくり30人委員会、そういったところで議論をされ、こういった理念、それから、趣旨に基づいて行われておりますので、当時、宝珠山村ですね、の皆さん方については、十分理解をされて設立したのではないかと考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>質問の内容を変えます。</p> <p>今、社長として運営、経営をされている澁谷社長にお尋ねします。</p> <p>現在、この宝珠山ふるさと村は、こういったビジョン、要は、何に向かってこの会社を経営されているのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど申しました設立の趣旨それから理念に基づいて、この宝珠山ふるさと村というのは営業と言いますか、活動をやっておられると思います。</p> <p>そういった中でふるさと村がいろいろと言われているとお聞きしたということでございますけれども、ふるさと村が黒字であって順調に進んでいけばですね、また、話は違って来るかと思っておりますけれども、赤字が、その会社を創設以来続いているというところであります。</p> <p>これにつきましても、当初の計画では、平成16年から平成25年、山村文化館、これ今からいぶき館と呼びますけれども、いぶき館でのレストランの開業ができなかったことだと、私は思っております。</p> <p>したがって、16年から25年のいぶき館の売上高は、平成16年創業時のプレオープンに、通常の2分の1の稼働率で計算をいたしましても1,817万6千円、平成17年、18年のいぶき館の売り上げは3,377万2千円、岩屋キャンプ場、棚田親水公園、ほうしゅ楽舎を含めますと7,207万2千円となっております。</p> <p>平成20年は、いぶき館の売り上げ4,338万5千円、新たに特産品の製造販売、総合ターミナル、これは道の駅のようなものだと思いますけれども、それを総合しますと2億7,007万4千円。</p> <p>さらに平成25年には、いぶき館の売り上げとして4,338万5千円、このいぶき館は変わらないんですけども、先ほど言いました岩屋キャンプ場、棚田親水公園、ほうしゅ楽舎、それから総合ターミナルあたりを合わせますと、3億5,133万3千円の年間の売り上げの目標としておりました。</p> <p>株式会社ふるさと村の売り上げの計画の柱でありましたレストランについては、平</p>

	<p>成15年6月11日に提出された浄化槽の設置届では55人槽であり、誓約書には交流棟の主な用途は、村民の集会や歴史、学習等の活動拠点であり、入館者の休息スペースとしての使用を想定しております。</p> <p>また、実習的調理を行うとのテーマであり、厨房施設を設けていますが、営利を目的として積極的に食事を提供する趣旨ではありません。との誓約書が保健所のほうに出されて、実質的にはレストランは開業できないような状態になっていたと思われます。</p> <p>そういった事実を知らず、当時の専務が業者を探し、平成20年1月にうきは市の業者の進出が内定し、朝倉保健福祉環境事務所に確認をいたしましたところ、現在の55人槽の浄化槽では、開業後十分な汚水処理能力がないことが判明し、この話は白紙に戻った経過があります。</p> <p>この浄化槽の問題については、当時の議会でも度々取り上げられ、平成26年6月の定例会の一般質問において、村は今後、村としては、合併浄化槽は設置せず、レストラン運営はしないと、というような答弁をしております。</p> <p>したがって、当初予定していたレストランが開業できなかったことにより、株式会社宝珠山ふるさと村の販売目標が根底から崩れてしまいました。</p> <p>このような中、平成26年1月の取締役会議で、当時の代表取締役専務から新規事業への取り組みとして、雇用対策事業の地域づくり助成金を使った菓子製造委託の提案があり、2月の取締役会議では、経営を少しでも改善させようということで、概ね新規事業が承認され、3月に新規事業として決定し、4月の株主会での承認を受け、菓子製造委託の事業がスタートしております。</p> <p>まだありますけれども、とりあえずここまでということで。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>議長に答弁の改善を求めます。</p> <p>議事進行動議です。</p> <p>今まで私が質問した内容に、全く答えてないです。このままでは正当な一般質問ができません。</p>
議長	<p>議長から答えます。</p> <p>議事進行の動議ですが、どういうふうな答弁かというのは、執行部の答弁ですから、自分の意に沿った答弁かどうかというのは分かりませんので、やっぱり最後まで聞くしかありません。</p> <p>そういうところで、この内容は、私ども知らない答弁でありますので、村長には答弁を続けさせております。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>では、議長に問いますが、私の今の質問に対して、村長は答えているとお思いですか。答弁が、私の質問に対する答弁が返ってきているという判断でよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>その議事進行の動議には、議長として答えるところにはありませんので、回答はいたしません。</p> <p>議事進行を行います。</p> <p>高橋議員は質問を行ってください。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>非常に残念としか言いようがないです。</p> <p>過去のことにさかのぼって、過去の経緯、説明していただくのは結構です。過去は過去として大事な部分はあるんですけども、これから宝珠山ふるさと村がどこに向かっていくのか分からない。そういう企業、本当にこの澁谷村長に託していいのか、</p>

	<p>甚だ疑問です。</p> <p>村長就任後、4,700万の累計赤字を計上しております。その間村長は何をされたんですか。</p> <p>過去のことをあさってですね、人の揚げ足を取ってですね、批判して、自分が悲劇のヒーローぶっているんですか。</p> <p>違うでしょう。これから宝珠山ふるさと村、第3セクターです。さっきも言った行政と両輪になって動いていかないといけない会社をどうしていくか、過去のことばかり言ってもしょうがないじゃないですか。</p> <p>結局のところ資本金2億3,560万ある中で、純資産は現在、平成31年の3月末の部分で1億6,340万しかないでしょう。そういった中で、この資本金はどこから来ているんですか。</p> <p>この後聞いたら、また別のことを言われるのでですね、質問しないですけど。</p> <p>この資本金は、旧宝珠山村と旧小石原村が合併時に、基金差があった部分の基金を、この資本金に積んだんじゃないんですか。その合併時の思いが詰まっているんですよ。</p> <p>それをどんどん、どんどん過去のことばかり言ってですね、ずっと累計赤字を垂れ流しているんじゃないんですか。</p> <p>そういうあなたに、このふるさと村は任せれないですよ。民間企業だったら、普通に言うと、とっくに倒産レベルの話ですよ。</p> <p>だが、しかし、このふるさと村は、合併以前に貯めた基金の部分で、そこを食いつぶしながらと言ったら悪いですけども、何とか運営ができています。</p> <p>いろいろ聞きたい部分はありましたけれども、一切話にならないので、最後のほうの質問にまいります。</p> <p>まず、住宅の件について、伊藤千鶴氏と解決したのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>一方的に過去の話ばかりということでございますので、私が村長に就任し、どういうことをやってきたかというのを、ちょっと述べさせていただきます。</p> <p>ふるさと村の組織体制を抜本的に見直し、健全な財政運営を図らなければならないとの思いで、私は、4月の取締役会議において、ですから1月に代表取締役社長に就任しておりますので、</p> <p>(「議長、休憩動議を求めます。」の声あり)</p>
議長	<p>村長、発言の途中ですが、暫時休憩します。</p> <p>(15時42分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>(15時43分)</p>
議長	<p>議長とすれば、この住宅の問題は解決したのかというふうな質問ですよということ、村長と先ほど話をしました。</p> <p>ですが、村長のほうがこの内容を答弁しないと皆さん方には理解してもらえないから、この答弁はしたいというような答弁でありましたので、再開をしました。</p> <p>村長、どうぞ。</p>
村長	<p>もう一度先ほどの話について、私の社長就任後の話をさせていただきます。</p> <p>私は、株式会社宝珠山ふるさと村の組織を抜本的に見直し、健全財政運営を図らなければならないとの思いで、翌年の4月の取締役会議において、株式会社ふるさと村の将来についての議題で、本来の設立目的である宝珠山地域の活性化を推進するために、現在の資本金である2億円を減資して、村に返還した後に、宝珠山地域へ返す、2つ目が、会社を清算し、資本金を一旦村に返すと言った提案をし、当初からの赤字</p>

	<p>続きの株式会社宝珠山ふるさと村を今後続けていくのか、解散するのかを検討することを提案し、取締役の了解を得まして、こういった問題に対する公認会計事務所への相談を開始をいたしております。</p> <p>翌年の平成27年4月から株式会社宝珠山ふるさと村の組織改正を行うつもりでしたが、平成27年3月の取締役会議で、菓子製造委託の経営不振の報告があり、平成28年12月まで処理に時間を要しました。</p> <p>その後、株式会社宝珠山ふるさと村の新組織体制の協議を再開し、スケジュールを含め株式会社宝珠山ふるさと村の新組織体制を平成29年6月27日の第13回定期株主総会に諮り、その作業にかかろうとしていた矢先に、平成29年7月の九州北部豪雨災害があり、中段を余儀なくされて現在に至っております。</p> <p>何もやらなかったわけではございません。こういったことをやって、やはり宝珠山ふるさと村を、設立趣旨に沿った会社につくり上げていくために、どうするのかという事は、やってきていたというのはお分かりいただきたいと思っております。</p> <p>それで、先ほどの質問でございますけれども、その件につきましては、現在係争中ですので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この案件に行くまで30分かけて、大変ご苦勞様でございます。</p> <p>この議場というのがですね、どういう場なのか。村長の自覚を持っていただきたいなと思います。</p> <p>住民の代表として出てきた議員が、住民を代表して質問をしております。それに対する明瞭明確な答弁が行われない。長々、長々と、一切私の質問の趣旨に答えていただけない。そして、係争中ということで、自分がミスをした部分に関しては答えられない。非常に残念です。</p> <p>3月2日から東峰学園休校になっております。この時間帯、子どもたちも家にいることでしょう。ひょっとこの東峰テレビ、中継を付けたときに、大人が質問と答弁を繰り返す中で、こういった部分、子どもたちに本当に見せていいんですか。</p> <p>大人ってこんななんなんですか、東峰村の大人って。非常に恥ずかしいです。非常に恥ずかしいし、自分もその大人の一員として非常に申し訳なく思います。</p> <p>残念です。今の村長の答弁は、人の気持ちを踏みにじっています。</p> <p>それだけ言い残して、このふるさと村のことについては終わります。</p> <p>ただ、しかししながら、伊藤千鶴氏の部分に関しては、継続して質問を、今後も続けていきたいと思っております。</p> <p>さて、村政に関しては、このふるさと村のことだけではありませんので、次の質問にまいりたいと思っております。</p> <p>ふるさと納税について、お尋ねしてまいります。</p> <p>現在、仲介業者であるさとふるとの契約を行っておりますが、去年の途中から、その他、ふるさとチョイスであったり、楽天のほうにも出品されるようになったと聞いております。</p> <p>しかしながら、さとふるのほうにすべて窓口を一本化しているため、なかなかこのふるさとチョイスあるいは楽天のほうに出品のほうに流れていかないという話を、出品されている方からお聞きしました。</p> <p>そういった部分の制限、なぜ制限が行われているのか、その辺について、まずお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	このふるさと納税の委託につきましては、当初はさとふるだけの契約でございましたけれども、令和元年度10月末にふるさとチョイス、12月末に楽天を追加をい

	<p>たしました。</p> <p>日々の返礼品の受け付けや在庫管理につきましては、さとふるが無料で行っておりますので、その代行サービスを村は利用してきたところです。</p> <p>ただ、議員ご指摘のとおり、さとふるが在庫管理をしているため、さとふるに優先的に割り当ててされております。</p> <p>来年度は出品数の委託内容につきまして変更ができるのか、さとふるに協議をしたいと思っております。</p> <p>なお、2社のポータルサイト立ち上げが10月と12月であったため、出品者等への説明が十分にできていなかったことはお詫びをしたいと思いますし、今後は周知を図っていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>さとふるの質問のときにもこれぐらい明確に答弁いただきたいですね。</p> <p>では、今、村長が話されたことを、出品されている方には、しっかりと説明をされているのか、お尋ねします。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>今さっきですね、村長も言われましたが、2つのポータルサイトの立ち上げがですね、10月と12月末だったためにですね、出品者には十分な説明ができておりませんので、今後周知を徹底したいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>このさとふる、さとふるとチョイス、楽天というのは、このさとふるの仲介される業者の中ではトップ3と言われる部分でありますので、やはり多くの方が閲覧されたり、要は、多くの方がこの3つを介して納税される部分が、だいぶはっきりと分かってきている部分があります。</p> <p>それに関して、さとふるを介することで、まだまだ始まったばかりと言いますか、東峰村としては、まだまだこれから伸ばしていくという段階においては、さとふる一本で頼むということは、手続き上やりやすいのかもしれませんが、慣れた事業者さん出てきております。</p> <p>そういった方々がやはり、この商品はさとふるとチョイスを狙いたい、楽天を狙いたい、いろんな狙いが発生して、より効率的にこの出品をすることによって、事業者さんが持っているものをですね、効率的に、要は、取っていただくということが可能になるという話もお聞きしているんですが。</p> <p>そういった部分、さとふる一本ではなく、他の事業者にも直接、要は、出品できるようにならないか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>慣れた事業者の方がいてですね、さとふるに委託していますように、いろんな職員等の業務等が増えないようであればですね、それは慣れた業者さんにやっていただき、そしてさとふると同じような無償で行っていただければ、願ってもないことだと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>行政のほうでそれを検討していただくのであれば、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>その代り今回、今、さとふるに一本化しているという部分に関しては、やはり事業者さんにとっても、いろいろ要は、初心者の方から熟達した方までいらっしゃるの、やはりそういう部分は残しておくというのも、一つありなのかなという部分は考えております。</p> <p>さとふるの窓口を介してさとふるとチョイス、楽天に出品できるということは、残しておいてもいいのかなという部分は思います。</p>

	<p>さて、このふるさと納税のサポート、現在地域おこし協力隊の方々されておりますが、どうやらもう辞められるという話もお聞きしたりしますが、現状、今後このふるさと納税の展開、要は事務であったり出品者の協力、応援、支援、そういった部分はどう進んでいくのか、どうお考えなのか、お尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>このふるさと納税につきまして、職員のほうのですね、業務的負担が多くならないように、地域おこし協力隊の協力をお願いをし、そしてやってきたわけでございます。そういう地域おこし協力隊さんが、議員のほうに告げているということであればですね、また新たに、まずは地域おこし協力隊のほうもまた募集をかけていきたいと思っております。</p> <p>将来的にはですね、やはりきちりとした組織を作った形でやっていきたいと考えております。</p> <p>具体的には、今考えますのは観光ステーション、つまりDMOみたいな形のところで、観光も含めこういったふるさと納税等の処理等もできるような組織体制ができれば、非常にまた違った方向での活性化の取り組みができるのではないかと考えているところでありますが、まだちょっと時間がかかるのではないかと考えております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>現在、ふるさと納税の額、令和2年度当初予算のほうでも3,000万規模の部分を見込んでいますかと思えます。</p> <p>地域おこし協力隊、制度的にはですね、願ったりかなったりの制度で、要は、400万の人件費、活動費合わせた部分、特別交付税措置されて、村からの持ち出しはありませんが、やはり3年間という部分の中での話なんだと思えます。</p> <p>その中で、今後も協力隊にお願いしていくという部分ありましたけれども、まずもって、今、村は協力隊に何を求めているんでしょうか。役場職員の事務代替をお願いしているのか、それとも新たな展開を期待しているのか、お尋ねします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>地域おこし協力隊の、やはり完成といたしましては、地域おこし協力隊がその事業によりまして、将来的にやっぱり自立をすることが原則であります。</p> <p>そういった中で、例えばふるさと納税の業務をやっている中で、そういった経験を活かして、自分が、先ほど議員言われましたように、業者あたりになってですね、そして、この物品の販売の手数料等によって、いろんな形での、自分も良くなるし、それから、地域のほうの活性化も繋がる。そういったところが望ましいところではないかと考えております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>現実は何か違うような気がするんですね。事務作業の部分はかなりしていただいている。要は、させているというのか分かりませんが。</p> <p>そういった部分もちらほら聞こえてきたりする中で、じゃあ、協力隊に何を求めているのかなという部分、役場として本当に明確なビジョンがあるのかなというところが、すごく思うところです。</p> <p>役場が手間がかかるから協力隊を取ろう、そういうことでは、絶対に村は良くなりません。</p> <p>このふるさと納税、いろんな使い方ができると思います。本当に自主財源中の自主財源、どういうふうにも使えらると思います。わざわざ特別交付税措置があるから、村外から人材を呼ぶのではなくて、そのふるさと納税を原資として、臨時職員、嘱託職員育てていながら、村内の人の雇用に繋げて、それがまた独立していく、そういった考えも、やろうと思えばできなくはないはずですよ。</p>

	<p>その部分で、このふるさと納税のサポートを村内事業者、団体に委託、また育成していくべきではないか、1つの選択肢として、そういう村が雇うという方法もありますし、さっき言われた、村長が、いつになるか分かりませんが、DMOという部分に関しても、今やっついていかないと、このふるさと納税の流れからはこぼれ落ちていくんですよね。</p> <p>例えばで言うと、商工会との連携であったり、今の商工事業者、いろいろ事業者出て行っている中で、その事業者を育成していきながら団体を育てていく、そういった部分もいろいろできると思うんですが、ちょっと何か現実とかけ離れていると思うんですが、もう一度村長の今後の所見を伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>ふるさと納税制度というのは、非常にいい制度だと思っておりますし、これが活性化すれば村民の方々の収入も増えますし、また、生きがいにも繋がるものだと思っております。</p> <p>したがって、このふるさと納税制度をどうやはり進めていくのか、そういった形の中で、職員がやっぱり張り付いてやるというような業務ですと、今でも災害後、非常に職員の方は業務量が増えております。</p> <p>そういった中で、外部の力等を借りれ、そして、そのふるさと納税の実効性が整うのであれば、当然地域おこし協力隊、そういった形での採用を行ったわけです。</p> <p>いずれにいたしましても、やはり先ほど商工会とかの話が出ましたけれども、商工会それから陶器組合、いろんな村内にあります産業の皆様方が力を合わせて、この村の活性化をどう取り組んでいくのか、それにつきましては、観光DMOをやはり真剣に今後進めていき、そして、そこが中核となって周りの人たちが潤っていく、そういった仕組みづくりが今後は、ぜひとも必要だと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>なぜ、僕が1つ目にふるさと村の話をしたか、ここにも繋がってくる場所なんですけれども。</p> <p>先ほど、折しも公益性と、要は、収益性が兼ね備えた宝珠山ふるさと村という話をされて、こここそふるさと村の出番じゃないかなと思うんですね。</p> <p>なぜ、ないDMOに頼ろうとするのか、あるものを使いましょうよ。なぜ、そこで動かないんですか。</p> <p>じゃあ、ふるさと村、動くところですかと、ほんと問いたくなりますよ。</p> <p>それが社長としてのご判断でしょうので、今、ふるさと村のふの字も出てこなかったんですけれども。</p> <p>次の質問、ちょっと準備前後したんですけれども。</p> <p>村内の観光施設等で、納税、返礼品の直接渡しができる制度を作ることができないか。</p> <p>これはどういうことかと言いますと、現在でも村直接窓口で、この寄附申込書を貰ってですね、要は返礼品、出ているものを選んで納税する。要は、さとふるを介さなくて直接できるふるさと納税の仕組みがあるかと思えます。</p> <p>現状この東峰村に至っては211号線、県道八女香春線も通っておりますが、交通量としてはすごく多く、直売所も2店舗、そしていぶき館、交流施設であったり、いろいろ立ち寄る施設あるかと思えます。今後もキャンプ場の改修、そしてゲストハウス関連事業ございます。</p> <p>そういったところで立ち寄っていただいた際に、要は現物、現品を見て、直接納税、納付することによって、その返礼品を持って帰れる。そういった仕組みが作れると、今、さとふるに介している手数料、そして要は、送料に関しては村が負担しております</p>

	<p>すよね、納税の中から。</p> <p>そういった部分を差っ引いて、村の中の要は経済の循環になりますし、落ちる部分多くなるかと思えます。</p> <p>やはりこのふるさと納税、問題は、お金がどんどん、どんどん外に流出していく仕組みが、どうも周りできつつあるので、そういった部分をぜひ、考えるべきではないかなと思うんですけども、村長いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど、なるほどという質問をしていただきました。</p> <p>そうですね、ふるさと村、こういったところにも使えますし、使えますしというのは、ちょっと語弊があるかも分かりませんが。</p> <p>そして今、今回の議案のほうにもご提案申し上げているんですけども、地域おこし企業人をですね、ぜひともふるさと村に雇って、そして特産品の開発なり販売、そういったところで活路を見出していこうかなと考えていたところですよ。</p> <p>このふるさと納税あたりもふるさと村がやれるようになれば、また収益のほうは繋がってくるかと思えますので、その件については、今後検討させていただきたいと思っております。</p> <p>それと、ご質問の返礼品の直接手渡しができないかということでございますけれども、例えば、小石原道の駅等で、寄附金の受領体制を整えば、可能かと考えられます。</p> <p>返礼品につきましては、その場で受け渡しができるもの、そうでないものが想定されますので、ふるさと納税の観光関連施設の事情や返礼品の直接渡しの体制についても、同様の事例がないか、そういったところも含めて調査を行いたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>なかなか私も調べたところ、ありません。さとふるの直接窓口はありましたけれども、実際の自治体がしている例はないので、ぜひ、副村長、このふるさと納税、かなり強気に押し進めて、今も増やすために尽力されているかと思えますので、ぜひ福岡県で、この事例を作れるように、県に戻られた際にご尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>ふるさと納税につきましては、私はふるさと納税推進委員会の委員長という立場です。就任以来納税額を増やすべく努力をしまいたところでございます。</p> <p>議員おっしゃるようになります。今、観光関連施設なんかで直接寄附をして、その場で返礼品を貰うような仕組みがもし可能であればですね、私もそういったところを知りませんので、おそらく県内で最初、若しくは全国でもですね、もしかしたら初めてになるかもしれません。</p> <p>しかしながらですね、実際にやるとすると、寄附金を観光関連施設で、直接そこで受け付けるということにもなります。通常であれば村の役場で受け付けるわけでございますけれども、その辺の公金の考え方をどうするか、そういったハードルがいろいろあるのかなというふうにも思いますけれども、せっかくご提案をいただきましたので、そういったこともできないか含めまして、検討をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>最後の、最新のチラシを作成すべきでないかは、現在最新のチラシになってないということなので、ぜひ、現状のチラシを作っていただきたいと思いますが、ふるさと納税、以上で終わります。</p> <p>最後、あんまり時間がありませんが、東峰村の今後の住宅施策について、お伺いし</p>



	<p>てまいりたいと思います。</p> <p>現在の東峰村の住宅施策は何に基づいているか、これに関しては以前、昨年9月定例会の決算委員会の折に、建設課長のほうから、この長寿命化計画についてご説明があったので、この質問をさせていただいているんですけども。</p> <p>現状、やはり東峰村住む家がなかなか見つからない、住める家と言ったほうが正解かもしれませんが。</p> <p>それで、東峰村に住みたくてもなかなか住めない。あるいは東峰村で残りたいんだけど、やはりちょっと村外に出てしまわないといけないという事例が発生しているかと思います。</p> <p>中原住宅についても、今、空いている部屋の部分が、応募が多数来たということを持ちつつお伺いしたんですけども。</p> <p>今後やはりどういうふうに住宅を、要は、維持していくのか、形成していくのかという部分、どう考えているのか、まずお尋ねしたいと思います。</p> <p>なぜ聞いたかと言いますと、今この近年で小松団地、上町団地、中原団地で、合計すると34戸新しくつくっているんですよ。これはあくまでも災害の部分、16戸というのが、村としては想定外になる部分もあったかと思います。</p> <p>ただ、つくったからにはそれを維持していかなければならない、その計画も含めて、現在の所見を伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>住宅のマスタープラン、これにつきましては議員ご承知のように、東峰村公営住宅等長寿命化計画としてやっているところであります。</p> <p>先ほど中原団地の話が出ましたけれども、4戸空き家があるということで公募をかけましたところ、やはり応募者が多いということです。早速5名の方の応募がありまして、残念ながら1名の方は入れないような状態であります。</p> <p>それと私も、本当によく耳にするんですけども、村内に住みたいけど、住むところがない。</p> <p>いろんなパターンがあるんですけども、親と同居はしたくないけど村内に住みたいとかですね、そういった方々もおられます。</p> <p>そういった中で、やはり住宅が、古い住宅にはやっぱりなかなか入っていただけないし、また村のほうといたしましても、古い住宅等につきましては、もう入居のほうを制限して、そして新しい建て替え等を行っていくというようなことも考えているところであります。</p> <p>そういった中で、本当に望むところは、やっぱり住宅をですね、もう少し建てたいなという思いはあるんですけども、現在九州北部豪雨の災害復旧費用のほうで、相当な財政調整基金なり、いろんな形で財政等も緊迫をしておりますので、その辺りが一段落すればですね、例えばPFIでやるとか、いろんな形でのやり方があり、行政のほうもそんなに資金力がなくてもいけるような形等もありますので、そういったことを含めまして、やっぱり若い人たちがこの東峰村から出ていかないような政策の1つとしても、住宅の建設というのはやりたいと思っているところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>議長、確認ですが、もうこれは時間どおりで終わりでいいですか。はい。</p> <p>なかなかこの宅地が見当たらないというのが、村長常々言われている部分かと思いますが。本当に見渡しても宅地と呼べる部分がない。そして農地を潰さないといけないじゃないか。ただ、農地も農振がかかっている、いろんな呪縛まみれの部分があるかと思うんですけども。</p> <p>今、災害によって崩れたりした部分、それが県の砂防工事であったり治山工事であ</p>

	<p>ったり、いろいろある部分で、土砂災害警戒区域、特別警戒区域というのが、その工事によって解除される見込みというのはあるんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>それを県に、やはり早急に求めていって、再度このハザードマップを見渡す上で、どうしていったらいいかというのを早急に考えていくべきじゃないかなと。</p> <p>いろいろ国交省の内容とか見ていると、やはり砂防とか、必要な措置がとられた場合においては解除ができるという項目が、しっかりと平成28年あたりに立てられているかと思います。</p> <p>そういった部分、もうでき上がっている部分はありますし、この災害に応じて県の方々にいろいろ協力いただいている部分はあるかと思うので、ぜひ、そういった部分も要請していきながらお願いできますでしょうか。</p>
議長	村長の答弁をもって終了といたします。時間です。
村長	<p>砂防ができたから土砂災害警戒区域等の解除はできるということにはなっておりますけれども、その辺りも含めてですね、県のほうとはちょっと相談をしながらやっていきたいと思っております。</p> <p>ただ、議員もご承知のように、なかなか農振、そういうのがかかっている現状の中で、特に鼓地区の人口減少が非常に加速化されているわけでございますけれども、なかなか鼓地区におきましても、そういった適地がないということにつきましては、人口減少に対しての有効な手立てができないというようなことでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、砂防等も相当入れていただいておりますし、土砂災害警戒区域等のことにつきましてはですね、県のほうと再度お聞きをし、検討をしていきたいと思っております。</p>
休憩	
議長	4時25分まで休憩します。 (16時18分)
再開	休憩前に引き続き、再開します。 (16時25分)
議長	7番 長澤貞義議員の質問を認めます。 7番 長澤貞義議員
7番	<p>私の質問は、東京オリンピック、パラリンピック選手村ビレッジプラザに出展している材木の件について、質問いたします。</p> <p>1月の29日に東京の晴海で、この東京の選手村ビレッジプラザの式典がございまして、村長もそれに参加してございまして、村長はよく分かっていると思っておりますが、このオリンピック用の木材を出展する経緯につきまして、ちょっと経過をですね、いろいろお話をしたいと思います。</p> <p>一番最初はですね、やっぱり29年の豪雨災害の何か月か後に、国会議員の原田先生の事務所の方が村にみえて、このオリンピックの選手村に納める枠を獲得したので、ぜひこれに参加して材木を納めてくださいということをお聞きしましたので、その前に、私のところに来る前に村に、村としてこれをやってくださいということをお願いしたそうなんです、しかしながら豪雨災害直後ということもありまして、そういうところまで、まだ職員たちもですね、豪雨直後ということでもてんやわんやだったということも考えられますし、木材のことが分かる職員もほとんどいなかったと思いますので、村からはちょっと受けられないということをお聞きして、回答を得たということで、どうかこの枠は、せつかく取った枠ですので、ぜひ納めてくれるようにしてくださいということでですね、私の会社が一応納めるということになったわけでございます。</p> <p>この件に関して、村長に当時のですね、災害後の事情がありましたでしょうか、どういった経緯で断ったのか、説明できましたらお願いします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>断ったということはありません。非常に厳しいですというお話はさせていただきましたけれども。</p> <p>実際、今、議員おっしゃるように、なかなか厳しい、災害復旧で厳しい状況でしたので、その業務をこなすことについてはですね、非常に厳しいという話は、お話をさせていただきました。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>本当に災害直後でございましたので、そういう余裕はなかったんだろうとお察しします。</p> <p>そういう経緯で私の会社がこの木材を納めるということになりましたので、全くやったこともないこういう事業でございますし、どんなふうにしてやるのかというのが全く分からない状況で引き受けたんでございますが。</p> <p>私の息子からは、どうしてそんな難しい事業を引き受けたのかと、ぶすぶす言われまして、もう本当に大変なときもありました。</p> <p>そういう経緯で始まったわけでございますが、昨年8月の初めに出荷をすることになりまして、アサモクさんの本当に多大なるご協力をいただきましてですね、木材を確保する工場も宮崎のほうに紹介、宮崎しか九州ではなかったもんでですね、宮崎まで運んで持って行きました。</p> <p>そして、このオリンピックの木材を納めるにあたっては、いろいろ書類的にたくさんあったんですが、これは職員の和田貴弘君が担当していただきまして、そこは本当に助けていただきました。私たちはもう、そういった書類は全く作ったこともないし、分からないということですね、職員の和田君が担当していただいて、彼も大変だったと思います。</p> <p>そういう経過をしてですね、ようやく8月の、ちょっと日にちは、たぶん3日だったと思うんですが、東京へ向けてですね、出荷ができることになりまして、村長をはじめ議長、副議長も来ていただきまして、無事出荷ができたんでございます。</p> <p>そして、今年1月29日になって、選手村ビレッジプラザで式典がございまして、その後すぐ内覧会があって、私たちの村の印刷された木材ですね、これの場所まで行って確認をしたわけでございます。</p> <p>このようにしてですね、1964年に東京オリンピックはあったわけでございますが、オリンピックという祭典がですね、自分たちの国で行われるというのは本当に珍しいというかですね、何十年に1回ぐらいしかできないような祭典でございます。</p> <p>だから、今年7月からオリンピック、パラリンピックが始まると思うんでございますが、こういう世界の若い人たちが東京に集まって、祭典が開かれるわけでございます。</p> <p>それにこの木材が、ビレッジプラザにおいて選手村の選手の人たちをもてなす場所としてですね、使われるということで、本当に誇りに思います。</p> <p>この木材の件はですね、福岡県では東峰村だけでございます。</p> <p>式典ではっきり分かったんですが、全国63の自治体がこれに参加しておりまして、岐阜県では県知事があいさつ等をいたしました。</p> <p>それで他の県はですね、県も絡んでそういう事業に取り組んでみたいと思いますので、福岡県では本当に個人的な私のところだけか、いろいろ苦心しながらやったんですが、今度ですね、大会が終わったら、その木材はこの村に返ってきますので、そのときにですね、メディア等に、それを全国に発信をしてもらいたいなど、私は思うんですね。</p> <p>昨年も出荷したときもですね、メディアのほうにほんと連絡をすればよかったかな</p>

	<p>という気持ちでおったんですが、そういうことでオリンピック後に、必ずこの木材はですね、各63の自治体に皆さん持って帰るわけですね。だから、東峰村の分も、必ずオリンピック後には返ってきますので、そのときに今後の取り組みをですね、メディアを巻き込んでですね、全国にPRする必要があるんじゃないかと思ひまして、この質問をいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどから長澤議員のほうがいろいろと説明をしていただきましたけれども。</p> <p>56年ぶりにですね、開催される世界のスポーツの祭典であるオリンピック、パラリンピック、この選手村のビレッジプラザの建築資材にですね、東峰村の木材が使用されることにつきましては、大変名誉なことだと思っておりますし、協力をいただきました長澤製材所並びに関係団体にはですね、心から敬意を表したいと思っております。</p> <p>また、議員言われるように、返ってくるということでございますので、その後の利用等についてはですね、また、いろんなアイデア等を出していけるような、仕組みは作りたくと思っております。</p> <p>そうは言ひましても、オリンピックの開催が近づきましたらですね、この件については、県庁の記者クラブとか、そういったところには投げ込みをさせていただいて、東峰テレビも含めまして、PR等は行っていければなと思っております。</p> <p>また、木材の立米数が6m<sup>3</sup>ということで、大小170本ぐらいの柱等がございますので、そっくりですね、ご覧になってお分かりのとおり、加工もされておりますので、そっくりそのまま返ってくるわけではありません。</p> <p>ただ、買い込み等あたりもいろいろ、どういう場合に使えばまた見栄えがするのかわですね、そういったことも考えて、村民の方々から多くのアイデア等を出していただいでですね、やはり後世に残るようなものが、できればつくることができたらと思っております。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>この選手村、ビレッジプラザの、全国の63自治体から寄せ集められた木材の建物はですね、オリンピック選手団の入村式の舞台として、多くの人の目にふれる選手村の代表的な施設です。</p> <p>そして、大会期間中の選手の生活を支える施設として、中には雑貨店等の店舗やカフェ、メディアセンター等が配置され、オリンピック、パラリンピックの選手のファミリーやメディア関係者、居住者の関係者が訪れる施設となっているそうです。</p> <p>だから、もう私と村長が中で体験できたのは、その後はオリンピック期間が始まれば、一般の方は全く入れない場所になると思ひます。</p> <p>そうして、このビレッジプラザの中で、世界の若い人たちがそこで集って祭典で、オリンピックを競うわけでございますが、そういった本当に記念になる木材でございます。</p> <p>これは後々村の将来ずっと残っていく木材になると思ひますので、今後の使い方、使われ方はですね、また学校にもですね、子どもたちが何か使えるような取り組みでもいいんだと思ひます。</p> <p>そういう今後ですね、そういった取り組みを、村内全域でやってもらいたいと思ひます。</p> <p>教育長、何か今の件に関して、お考えがあれば。</p>
議 長	教育長
教 育 長	貴重な木材ですので、やっぱり将来的に残したいというのはあります。

	<p>今言われたのであれなんですが、例えばジャングルジムみたいなものとか、そういうものができるとあれば、ぜひ、1つの案として考えたいと思いますし、これが170本とか書いてあったので、それでできるのかどうかはですね、あれですけども、ぜひ、活用できたらいいなと思います。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>今、教育長がお答えいただきましたように、学校にもですね、子どもたちが喜ぶようなものができていいかなと思います。</p> <p>今後ですね、オリンピック後に返ってきまして、村民の皆さんからもいろいろアイデアを募っていただきたいと思います。</p> <p>これをもちまして、私の質問を終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>3月9日月曜日は、引き続き一般質問を午前9時30分より開会し、一般質問終了後予算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時41分)</p>

# 第1回 東峰村議会定例会会議録

令和2年3月9日  
( 第 4 日 )

東 峰 村 議 会

令和2年 第1回東峰村議会定例会議事日程

令和2年3月9日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 3月6日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>2番 梶原光春議員の質問を認めます。</p> <p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>それでは、私は、日田彦山線の復旧問題について、お伺い申し上げます。</p> <p>昨日福岡県議会の方々、九州の自立を考える会の24名の県議の方が東峰村に来村され、そして被災した宝珠山駅から筑前岩屋駅、大行司駅を見て帰られました。そして意見交換会が行われました。そのことが今日の新聞にはですね、大きく取り上げられておりました。</p> <p>蔵内会長の言によれば、BRTありきじゃないと、結論も今月末という意味ではないというようなことを明言されております。</p> <p>そのことを踏まえて、質問をいたします。</p> <p>今後ですね、復旧会議に、これから加速されていくと思いますが、どう臨むのか。それから、何としても鉄道でやり遂げたいという意思を問います。</p> <p>これはですね、前段があります。</p> <p>私が過去、2度ほど村長に正したときに、どこかで落としどころを考えなきゃいけないんじゃないかなということ、2度にわたっています。ちょうど1年前の3月の議会するときにも質問をいたしました。</p> <p>しかし村長は、それは、落としどころは考えないというような発言をされて、回答しております。その考えに変わりはないかどうかを、まずお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、この議題に入ります前に、昨日は、九州の自立を考える会の県議団の有志ですね、24名東峰村に来村していただき、そして、この日田彦山線の現状を見ていただき、確認をしていただいたということにつきましては、東峰村民を代表して深く感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、その後のミーティングの場におきましても、先ほど光春議員が言いましたように、代表の蔵内会長につきましては、やはりBRTの、先ほど光春議員が言ったようなことを申しておりました。BRTありきではない、その3月末の結論もありきではない、というようなことを申し上げておりました。</p> <p>そういった中で、先ほど梶原議員の質問でございますけれども、東峰村といたしましては、東峰村の住民の98%の方が鉄道での復旧を願っている。そういった中で、日田彦山線の鉄道での復旧を求める会の皆さん方の署名におきましても、17,906の署名が集まった大きな事実があります。</p> <p>こういった中で、やはり東峰村の住民の総意としては、鉄道での復旧、これを求めているということで、私もその考えに沿った行動を今後とも行っていきたいと思っております。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>私ども村議会でもですね、最初に決議をしております。平成30年12月13日議会ですね、日田彦山線の早期復旧を、鉄道での早期復旧に向けて議会全員一致による決議を行われております。</p>



	<p>その後進まないから、行政、トップですね、両知事、それから各市町の首長との協議が進み、JRと一つとして進まないということで、業を煮やしたというか、日田彦山線の鉄道での復旧を求める会が立ち上げられ、片岡さんを代表とする方々がですね、8月30日に筑前岩屋駅において住民総決起大会を行われております。</p> <p>それを受け、私ども村議会としても、9月の13日にはですね、9月の議会のときに、議員全員による、一致による鉄道での復旧、早期復旧を求める決議をしております。</p> <p>このことを踏まえてですね、ようやく行政側だけとJR側だけとの話から、住民を巻き込んだと言いますか、住民の片岡代表をはじめとする皆様方の署名活動の影響がものすごく大きいと思いますが、そのことを受けて、私どもも一緒になって動いているという現状でございます。</p> <p>村長、承知のようですね、議会も全員一致でから2度にわたって決議を出していると。</p> <p>ですからこのことはですね、十分な重さがあると思います。そのことについて、村長はどう考えられるか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>12月の議会と、それから9月の議会でしょうかね。</p> <p>議員の皆様方も相違をもってですね、この日田彦山線の復旧に関しましては、鉄道での復旧という形で決議をしていただき、私も非常に大きく背中を押されたことだと感じており、そのことが現在の私の行動に繋がっているということ、理解をしていただきたいと思っております。</p> <p>これは、やはり昨日も県議会の皆さん方に申し上げたんですが、やはり私たちは、なぜ鉄道での復旧を求めるのか、それはやはり子どもたちの通学と言いますか、学校をやっぱり選択する自由、それからやはり学ぶ自由ですね、そういったものは我々大人としては、ちゃんと保証をしてやらなければならないと思います。</p> <p>そういったところで、JRが今提案をしておりますBRT、これは昨日も県会議員の中からも出ておりましたけれども、釈迦岳トンネルを通るところだけがBRTということで、これはバスじゃないかというようなこともお聞きをいたしました。まさにそのとおりだと思っております。</p> <p>そうしますと、定時性それから安全性というのは確保されないと、私は思っております。</p> <p>そういった中で、議員の皆さんの総意、それから求める会の皆さん方の総意、そういったものを勘案し、私は、今後ともこの日田彦山線の復旧に関しましては、鉄道での復旧という形で、今後も進ませていただきたいと思っております。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>福岡県知事が3月末に出すと、結論を出すと言ったけど、今日の新聞によれば、そのことは多少は変更する可能性があるけど、ただ、そうはならない可能性もあるということは、お互いに承知していなければいけないと。</p> <p>早期にということをお互い言われますけども、1つの例を出します。</p> <p>3月の初旬にですね、皆さんご存じかどうか分かりませんが、関東の中で東北本線と常磐線というのがございます。</p> <p>常磐線が9年前にですね、東北大震災で大きな津波を受けて被災しました。9年かかって復旧をしております。それから三陸鉄道、あまちゃんで有名なですね、三陸鉄道ですけども、それも7年かかっております。</p> <p>だから、時間というのは、そんなにですね、早期といっても、じゃあ、来年できるかと。それは予算も組まなきゃいかん、設計もせなやかんとということだから、私は土</p>

木専門ですけども、そういうことを考えたら2年、3年とかかるのは当たり前です。

例えば私ども、岩屋駅から竹地区は非常に狭まございます。今ようやく工事が去年からかかりましたけども、岩屋駅まで来たのは12年前です。図面もそのときできてました。実際にかかったのは、私が議員になった、1期目のですね、3年目だったと思います。それほどに時間がかかります。予算を含みですね。

ですから、早期ということは、私としては難しかろうなど。やり始めてもやっぱり5年くらいはかかるんじゃないかなと。

橋梁工事は、私は専門でございますけれども、大体2年、下部工をつくって、その後1年間経って、下部工が落ち着いて上部工、これは床版と言いますけども、床版を架設するというのが通例です。

ですから、そういうことを考えるとですね、早期というのは、今のところでは私は考えていないんですけども、まず、とにかく鉄道での復旧が決すればですね、それは待てると思います。私たちもですね。

何も難しい話をしているんじゃないなくて、災害の前に戻していただければ結構なんですよ。それほどは何かはない、それ以上の振興策とか何とかいうことはまた別の話ですね、そう思います。

それですね、これからは、村長が今まで努力されたことも私たちは評価しているし、私たちも、議員も一緒になって国会に行って陳情しましたですね。2年前だったですか。

だけでもこれからはですね、やはり住民の総意が一番だと思います。最終的には住民のですね、民意が一番大事だということなんです。これは、国でもどこでも変わらないと思います。世論というやつですね。

ですから、そのことをですね、肝に銘じてですね、私どもは動いているわけですけども、若い人たちが一生懸命やってくれていると。筑前岩屋駅周辺に来ていただいたら分かったと思いますけども、2年前に看板を立てて、してくれたのは若い人たちですね、地元ですね。

だから、私たちはあながち近ごろの若いものとは言えますけれども、やっぱりやるときはやるんだと、若い人も捨てたもんじゃないなというふうに思いました。

そのことについてですね、今後ですね、日田彦山線の鉄道での復旧を求める会と一緒にいかなきゃいけないと思います。それまではばらばらですね。昨日はたまたま一緒になりましたけども、それから8月31日の総決起大会、一緒になりました。これからはぜひ村長にですね、その辺のことをですね、気概を持って、気概と気力、よく物事になるかならないかは、気概と気力ですね。それと正義感、社会正義と言いますけれども、私はよく言葉を使いますが、社会正義がどこにあるのかと。

JRがですね、なぜあそこまで、たった1億6千万、JRにすればですね。年間500億も利益をあげてながらやってないのは、私の見るところではやっぱり自分たちの給料が下がるのが怖いからと、いうふうにはしか見れないですね。もうそれは明らかに分かるわけですね。

それから、国鉄時代から、旧国鉄時代からですね、現在に至るJRのことを思えば、かなりの税金を、多額の税金をつぎ込んでおります。国民はですね。国民の税金でJRはもっているようなものです。

ですから、そんなことを考えたらですね、災害復旧を民間になりましたから、もうやめますよと、儲からんからやめますよというのは、これはもう社会正義に反することです。

ですから、その辺のことをですね、ぜひ、村長にはですね、もちろん言われておりますけれども。

	<p>これは、公器であるメディアの方たちにもお願いしたい。そういったことを言わないと、ただ単純に東峰村民がですね、なんかわがまま言っているような感じが受けられるんですよ。やっぱり公器というのは、特に新聞それからテレビですけども、やはりそういう責任があるかと思えます。</p> <p>少しお話をしますと、あのトンネルができたのは昭和31年です。わたしが小学校1年のときに開通しました。盛大なパレードがあって、そして国旗を振って歓迎をました。それは戦前から、要するに国策によってですね、政府の国策によってあの鉄道というか、鉄道を通してトンネルを掘ったわけですね。犠牲者も二十何名、落盤事故によって亡くなっております。</p> <p>なぜ、竹地区、岩屋地区の人たちがそれを受け入れなかったのか、それはもう戦時中の前で、宝珠山炭鉱の石炭を新日鉄、現在の新日鉄の八幡製鉄所に運ばないかんからつくられたわけですね。そういう犠牲の上に成り立っております。おかげで全然水がトンネルの中に流れて、岩屋湧水という名前を付けていますけど、結局あれはその上で生活している人たちの水なんです。それまで豊かだった土地が、全然水がなくなったという経過があります。</p> <p>それに対する補償のですね、契約地図を私どもは持っております。こういうふうにしてから水を補償しますと。ただ、それはそのときの、戦前の状態の水がある状態での契約図面なんですけども。</p> <p>ですから、現在は大きく様変わりしております。もう全然水がないです。</p> <p>だから、JRはそういうことも分からないかん。もう誰も知らないと思えます。私たちの長老しか知らないし、私たちも祖父の代、おやじの代から引き継いできて持っておるところです。</p> <p>そういうことは少し余談になりましたが、村長ですね、今後のJRに対しての、たとえ一寸の虫にも五分の魂ですね、仮にどういう結果になろうとも、やれるだけのことはやっていただきたいと思えます。</p> <p>その辺の気力、気概をお尋ねして、私の質問を終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>東峰村議会の総意によります決議、2度にわたる決議、また、梶原議員の、先ほど言われました村長に対する要望、非常に大きく背中を押されていると、私も感じております。</p> <p>今後も、私は今、梶原議員言われましたように、住民の民意が大切でありますし、気概と気力それから社会正義、こういったものをですね、必ずや目指して、そして、この東峰村にとって何が一番大事なのか、これはやはり鉄道が復旧するということが一番大きなことでありますので、そのことに向けまして、また、県それから復旧会議等での発言等も行っていきたいと思っております。</p> <p>今後とも議員の皆さん、そして村民の皆さんと一緒に、このJR日田彦山線問題は取り組んでいきたいと思っておりますので、再度皆さん方の背中を押していただき、そして一緒に戦って、戦つてと言いますか、取り組んでいただけたことを心からお願いをいたしまして、ただ今の回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	引き続き、6番 高倉寛視議員の質問を認めます。 6番 高倉寛視議員
6 番	<p>私の質問書の通告の1の部分は、もういろいろ他の議員が聞きましたので、省かせていただきます。</p> <p>そして私も、先ほど梶原議員が言ったように、鉄道での復旧に当然賛成いたしました。それは、あくまで村は負担なしということです。それに賛成しただけです。</p>

	<p>次の質問に行きます。</p> <p>1月末にですね、東峰村は負担金を出してでも通したいとの発言を、村長はなされております。財政規模の小さいわが村がですね、そこまでして列車を走らせたいメリットというのは何でしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>これは、先般の全員協議会の中でも議題になったことでありまして、そういったご意見を議会のほうにもお伝えし、そして議会のほうからは、それに対する異論は出なかったと、私は申し上げました。</p> <p>それに対して、また高倉議員のほうからも問題提起が生まれて、それを最終的には議長のほうが確認を取ったと。その中でも異論は出なかったということで、このことは、いずれにいたしましても、これを実施するにおきましては、議会の議決権が要ります。</p> <p>ただ、こういったことにつきましても、やはり執行権の範囲内であろうと、私は考えておりますので、そういったところの、議員との相違はあるかも分かりませんが、先ほど言いましたように、日田彦山線の復旧については、議員も同じ気持ちだということを確認をできましたので、その件については非常に感謝を申し上げたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>私は、あくまで負担金なしでの鉄道復旧です。</p> <p>そして、今、村長、走らせたいメリットは何かということをお答えしたんですね、別にあなたがこれを出すということに対して、異論を言っているわけではないです。メリットという、そこを考えていますかということです。それに教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>これはですね、常々申し上げておりますように、鉄道ですと定時性、それから安全性、定速性、そして大量輸送というようなところが、鉄道でのメリットではないかと思っております。</p> <p>そういった中で、私が今重視しているのは、定時性それから安定性でございます。これは、先ほど梶原議員のほうにも説明も申し上げましたように、東峰村の子どもたちが高校に行くには、学校区制がないと言いますか、通常そういうことを言われておりますけれども、大分県の学校にも行けます。ましてや当然福岡県のうきは、久留米あたりまでの学校にも、この定時性がある鉄道がありますと行けるわけです。現に私も3年間列車に乗ってうきはのほうの学校に通ったわけでございます。</p> <p>そういった中で、やはりバスとなりますと定時性が確保されるのか、これは非常に疑問であります。</p> <p>そういったところで、夜明で乗り換えができないと、これは、子どもたちにも大きな支障を来しますし、現に、29年災害が起きた年の高校への進学につきましては、通常皆さん、日田校に行かれる方が多いかと思うんですけども、日田校には全然行けなかった、そういった事実もございまして、鉄道でのメリットというのは、やはりそういうことを考えますと、定時性それから安全性、そういったことに尽きるのではないかと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>すみません。4番のほうを先に質問したいと思っております。</p> <p>村民の方々がですね、2,000万ということをおっしゃられておりますけど、多額の金額をですね、毎年拠出することになると思っております。</p> <p>それに対して、村民の方が本当に理解されると考えておられるのか。</p> <p>先日の梶原伯夫議員の質問に、負担をしてでも復旧してくれとの意見があるという</p>

	<p>ようなことを言いましたけれども、どれくらいの方がですね、それを本当に、村の財政を圧迫してでも鉄道を走らせてくれという人が、先ほど村長が何べんも言います、今まで言ってきました。98%の人がと言いますけれども、本当にそうなったときに、98%の人が本当に賛成するのか。</p> <p>それこそこれを言うと、また、ある議員から、小石原とか宝珠山とか言うなとかいうふうなことを言われますけど、私は常々言ってきております。東峰村は宝珠山だけではありません。小石原も入っております。鼓地区も入っております。</p> <p>そういったことも含めて住民によく聞いていただきたい。そうしないと、本当の住民の意思とはならないと私は考えておりますけど、そこのところはどのように考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いろんな意見があるというのは、これはもう常々でございますので、敢えてそのことは言いませんけれども。</p> <p>議員であれば、やはり東峰村の議員でありますので、そのところによる判断というのは、当然述べて結構だと思っております。</p> <p>しかし、議員も現実に分かっておりますように、この日田彦山線を守る会の皆さん方、仕事を中断してまでもこの日田彦山線の復旧に対してご尽力をいただいているところであります。そういった人たちの気持ちに伝える、それが私は民意じゃないかと考えておりますので、先ほど梶原光春議員からも質問がありましたように、この民意を大切にして私は取り組んでいきたい。</p> <p>それとこの負担等につきましては、議会の議決が要るわけですから、またそのときに議論をしていただければと思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>私はですね、今復旧の運動をなされている住民に対して、その方々を別に否定するつもりはまるっきりありません。当然、応援もしてきました。</p> <p>私が言っているのは、本当に民意を聞くのであれば、全村の人の声を聞いていただきたいということなんですよね。そこのところをはき間違えないようにしていただきたい。はきち</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>JRに対して、自治体に負担を求めないということで、今までは話し合いやいろんな行動をしてきたと思います。今まで村長はずっとそれを言っております。</p> <p>でも、村長は、負担をしてでもということ、発言をなされました。ちょっと方針が違うのではないかと私は考えますけど、そこはどのように考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>高倉議員がよく全村の意見をと、いろいろ言われますけれども、住民説明会のときに聞かれた、そのアンケートを取ったというのは、先ほど申しましたように、98%の方が鉄道での復旧であります。2%の方が、今の代行バスでいい、BRTでいいというのは1人もいなかったということは、常々申し上げているところであります。</p> <p>じゃあ、一人ひとり村民の方に対して、どうですかということを知ること、非常に、これは時間があればできるでしょうけど、やっぱり不可能なことだと思っております。</p> <p>あなたがよく全村民の意見を聞くと、じゃあ、聞かせていただきますけれども、どの方のご意見を、</p>
議 長	村長、反問的な答弁はしないように。
村 長	<p>はい。失礼いたしました。</p> <p>圧倒的に鉄道での復旧を求める意見が多い中で、それは少数意見であっても、それ</p>

	は当然大事にはしていかなければなりませんけれども、先ほど言った民意というのは、どうしてもそういったアンケートとか、そういったものを参考として、私は民意として捉えているわけですので、高倉議員がどこを指してそう言っているのか、もしよろしければこの場で教えていただきたいと思っております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	私は今まで、村長がいろんな事業をするたびに、全村の意見を聞きなさいということをずっと言ってきております。あたり前の話じゃないですか。東峰村は、旧宝珠山と旧小石原村が合併してできた村ですよね。ということは、当然、全体の意見を聞くべきだと、私は考えておりますので、今までそのようにずっと言ってきました。そして、先ほどの村長の答弁は、私の答えにはなっておりません。私が言ったのは、負担を求めないということで運動してきたはずなのに、なぜ村長は方針を変えたのかと、その質問をしたはずです。答えてください。
議長	村長
村長	現在もですね、運行経費の、自治体での負担のない鉄道の復旧、これにつきましては、当初から申し上げているところであります。そういった中で、全協の中でも、先ほど言いましたように、申し上げさせていただきましたけれども、やはり民意からしますと、負担をしてでも鉄道の復旧という民意もあるわけですから、そういったところを全協の中で申し上げをさせていただいたことであります。先ほど全村民の意見をというようにございましてけれども、やはりすべてが全村民の意見を聞いて執行をしているわけではございません。そのために議会があるわけですので、議会の中で当然、高倉議員みたいに反対をされる方は堂々と反対をされていていいと思えますし、最終的には多数決によって決まる。それがやはり民意じゃないかと考えております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	5番の質問に行きます。確かにですね、先ほど梶原議員も言われたように、この鉄道で復旧するにしても、BRTというんですか、そういうものにするにしても、非常に時間がかかると思います。せつかく今ですね、JR側は代行バスを走らせております。これをですね、今だったらJRにある程度の交渉ができるんじゃないかなと思いますけれども、村民の方々がですね、利用しやすくなるように話し合いはできないかと思っております。例えば、岩屋駅から出ているバスをですね、竹地区まで延ばすとか、村民の方がどこでも乗り降りできるようにフリーバス化を求めていくとか、そういったことを私は話し合っていたきたいと思いますが、どのように考えておられますか。
議長	村長
村長	今、岩屋駅に来てるのは大型バスが来ていますので、竹地区辺りまでは上がれないと思います。まず、この代行バスでございましてけれども、あくまでも鉄道での代行バスという形で通っておりますので、これは西鉄あたりの路線バスとはちょっと違うということでもあります。今回、3月14日のダイヤ改正に伴いまして、小石原庁舎を代行バス停ということで停めるようになっておりますけれども、あくまでもJRが国に代行バスのバス停の許可等申請して、認められると乗降ができるバス停が作れるんですけども、なかなか話に伺いますと、法的に路線バスとして認定をされていないのがJRの今の代行バス

	でございますので、法的にはですね、非常にそういったところは難しいという話は聞いておるところであります。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	私もバスですね、停留所とか、いろいろそういった問題は少しは分かります。 でも、私が思うのは、例えば、先ほどから言われるように、鉄道を復旧したにせよ、例えば岩屋駅、大行司駅に行くまでに、例えば栗松の人、板屋の人たちが駅まで行くのに相当な距離なんですよね。車で送ってもらうか歩いて行くか、そういうふうな状態なんですよね。 私はやっぱり、先ほども言いましたように、いつ復旧するか分からないのだから、今、確かに法律で難しい面もあると思います。そこは村長の技量で、交渉して、どうにかならないかと、私はそれは思います。私はそっちのほうの努力をやっていただきたい。そういうふうを考えておりますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	議員言われるように、JRのほうとはそういうことを言って、そして今回、小石原の庁舎前のバス停というところを停めてもらうようになったわけでございます。 それから、栗松地区とかいろんな話が出ましたけれども、そこにつきましては、今、タクシー券を年間120枚補助をさせていただいているわけでございますので、そういった点につきましては、今までの鉄道が通っていたことに対して、手当を行っていたというわけで、同じだと思っておりますので、そういった議員の考え等にはちょっと当たらないんじゃないかと考えております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	確かにタクシー券があるのは私も分かっておりますけれども、それでもですね、やはり例えばわざわざ奥のほうの人がタクシー券を使って道路まで出るというのは、早い話が、正直もったいないんじゃないかなと、私は考えます。 それであれば、やはりバスをフリーバス化するというのが、私は一番理想だと考えております。 そういったことをですね、今後、先ほど添田から来ているバスが、小石原庁舎に停まるということで納得しないで、いろんな形でやはりJRに言っていただきたい。村民が乗りやすいように、動きやすいように、そういった努力を私はしていただきたいと思ひ、次の質問に入らせていただきます。 今まで何度も質問してきております。ゲストハウス事業についてということで。本来、ゲストハウス事業は、昨年6月議会で工事契約を可決して、工事期間は確か11月末となっていたはずでございます。しかし、未だに完成しておりません。とようになっておるのか、そこを伺います。
議 長	村長
村 長	端的に言いますと、昨年ですね、夏の天候不順、こういったことから、あそこに農業用倉庫が1つあったわけなんですけれども、その移転先の用地造成工事の遅れ等がありまして、昨年の10月に工期の変更を行い、現在に至っているということでもあります。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	いつ頃完成するつもりですか。
議 長	村長
村 長	今年度末には完成の見込みであります。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	ということであれば当然ですね、運営者というものが需要だと思います。今定例会にですね、古民家施設における条例の制定が出されています。運営者は決

	まったのでしょうか。
議 長	村長
村 長	指定管理制度によりまして、一般社団法人竹棚田に運営を行っていただくように考えておりますが、準備が整い次第、次の議会等での議決をお願いしたいと思っております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	今までもですね、社団法人の竹棚田の方々がなさるといってございまして。今まで私何度も言ってきましたけれども、施設を運営していくというのは本当に大変なことです。私もつづみの里の役員として4年間かかわってきましたけれども、本当に思うような結果には至りませんでした。竹棚田の方が運営してくれるということでございますけれども、例えばこのようなですね、宿泊施設などの運営に竹棚田の方が1人でも運営の経験とか、そういった方がおられるのかをお聞きしたいと思います。
議 長	村長
村 長	現在、竹棚田の方々が岩屋キャンプ場等の運営も順調にやっただいておるところであります。私としては十分竹棚田の皆さん方がやっただいと思っておりますし、もし問題等があればですね、村といたしましても、いろんな相談また助言、そういったところは行っていきたくて考えております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	村長、私の質問に答えていません。竹棚田の運営される方に、今までこういった宿泊施設を運営していた方が1人でもおられるのでしょうか、という質問をしました。
議 長	村長
村 長	経験をした方はおられないと思っております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	まだこういったところを運営するのにですね、おそらくまた地域おこし協力隊というふうな形になるのじゃないかと考えております。そういうふうなことは、協力隊をまた、協力隊の中で経験者というか、そういった人を考えておるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。
議 長	村長
村 長	運営に関しても地域おこし協力隊の雇用というのは考えているところであります。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	それは、考えておるということでございます。でも古民家も3月いっぱいまでできるということでございますので、早速やらなきゃいけないと思っておりますけれども、それはいつ頃募集かけて、いつ頃から稼働するつもりなのか、そこをお伺いします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	地域おこし協力隊につきましては、里山マネージャーということで、現在募集をしております。ゲストハウスのオープンにつきましても、竹棚田のほうと、今協議をしている中では、6月の初旬ぐらいに、火祭り等もありますので、その時期にオープンできればということで計画をしているところでございます。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	こういった事業を興すからには、本当につくったからにはですね、運営していくからには成功させなければいけません。運営される竹棚田の方々は本当にご苦労されると思いますが、やり遂げることを切にお願いして、私の質問を終わらせていただきま



	す。
議長	以上で、一般質問を終わります。 （「議長」の声あり）
議長	質問は終わったんじゃないですか。動議。 6番 高倉寛視議員
6番	動議を提出いたします。 内容は、東峰村議会議長の不信任案決議案についてでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ただ今の動議に賛成いたします。
休憩	
議長	10時45分まで休憩します。  (10時21分)
再開	
議長	休憩時間を超過しましたが、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  (10時46分)
議長	ただ今、高倉議員から東峰村議会議長の不信任決議案が提出されました。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。 高倉議員の動議を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることについて、採決を行います。 この採決は、挙手にて行います。 この動議を追加し、追加日程2として、議題としてすることに賛成の方の挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成少数です。 したがって、この動議を日程に追加し、追加日程2として議題とすることは、否決されました。
散会	
議長	10時55分まで休憩します。 休憩後は、予算特別委員会を開会いたします。  (10時48分)

# 第1回 東峰村議会定例会会議録

令和2年3月11日  
( 第 6 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第1回東峰村議会定例会議事日程

令和2年3月11日開議

- 日程第 1 議案第 1号 東峰村付属機関に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 東峰村棚田保全基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 東峰村棚田レストラン・農産加工品施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 東峰村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 東峰村新村建設計画の変更について
- 日程第 9 議案第 9号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第10号 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第11号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第12号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 1 3 議案第 1 3 号 令和 2 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 4 議案第 1 4 号 令和 2 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 2 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

日程第 1 6 発議第 1 号 東峰村議会議長の不信任決議案について

追加

日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）

日程第 1 7 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、9名です。          なお、長澤議員からは欠席届が出ております。          定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。          議事日程は、お手元に配布のとおりです。          これより各議案の質疑・討論・採決を行います。</p> <p style="text-align: right;">(12時00分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第1号「東峰村付属機関に関する条例の制定について」を、議題といたします。          これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。          これから討論を行います。          賛成討論はありませんか。          討論はありませんか。          (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。          採決します。          議案第1号「東峰村付属機関に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手をお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第2号「東峰村棚田保全基金条例の制定について」を、議題といたします。          これから質疑を行います。          質疑はありませんか。          5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>予算委員会でもだいたいが聞いたので補足的な質問で、事業主体がライスセンターをされる農事組合法人東峰村農業生産組合という部分でお聞きしておりますが、結局その使い道に関しては、協議する場であったりするのが、行政含めて、そういう基金の使い方について協議する場があるのでしょうか。それとももう完全に農事組合法人のほうに渡して、お任せという形になってしまうのでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この棚田基金からのですね、基金の取り崩し、補助金として交付する際に、補助金交付要綱を別に定めて、補助金交付要綱に合った内容での利用方法を定めたいと思っております。          原案は現在考えておりますけど、まだ決裁が通っておりませんので、案として思っておりますところでは、やはり先日申し上げたように、東峰村全村において、棚田に該当する部分を、少しでもですね、荒廃農地を防いでいけるような施策、そういったところに重点的に活用したいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。          ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	<p>これから、討論を行います。  反対討論はありませんか。  (反対討論なし)  賛成討論はありませんか。  (賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  議案第2号「東峰村棚田保全基金条例の制定について」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第3号「東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を、議題といたします。  これより質疑を行います。  質疑はありませんか。  6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>料金の明細書のところで、使用料、人数等が書いてありますけど、これお子様はどこから料金を頂くのかだけを教えてください。</p>
議 長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>料金につきましては、条例の中にありますように、上限を定めるということで料金設定をしております。詳しい部分につきましては、今後協議して決めていくところでございます。</p>
議 長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>何点が質問させていただきます。  21ページの宿泊施設の利用時間等の第8条のところなんですけれども、利用時間及び定休日は、村長の承認を得て指定管理者が定めるなんですけれども、他の指定管理施設を見ていると、この項目というのがなくて、要綱のほうに定められているパターンが多いかと思えます。  敢えて、今回こういうふうな記載をして、結構指定管理者に裁量権というかですね、定休日の裁量を与えている部分というのは、どういったところからきているのか、お尋ねする部分。  もう1点はですね、この条例は、公布の日から施行するという事なんですけれども、次の議案にも通ずるところですが、まだできておりませんが、できてないうちに条例が施行されていく部分なんですけれども、その点はどうなるのでしょうか。完成をもって、竣工をもって公布なのか、どうなのか、その辺をお尋ねします。</p>
議 長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>まず8条の利用時間及び定休日ということでございますが、基本的には定休日は定めておりませんので、指定管理者の裁量によって決めていきたいということでございます。  それから、公布の日できていないということでございますが、今現在建設中ということで、こういった設置条例を定めるところではございます。  公布の日からということで、完了後にというところで考えております。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>建物が建っている途中、公布の日から施行という件につきましては、従前これまで</p>

	<p>の施設につきましても、建物が建ちあがるときに、完了のときにはもう条例が必要ということ、それがまず1つ。</p> <p>それと今回につきましては、指定管理において、事前の準備等ございますので、特に公布の日、議決をいただいた後からですね、こういった手続きができるということで、建物が建ちあがる前に条例の可決をお願いしているものであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>公布に関しては理解ができました。</p> <p>8条の部分なんですけれども、他の施設は曜日を確実に定休日とか利用時間というのが設定されているにもかかわらず、なぜ、この2つの施設だけはそういうことになるのかという部分の、ちょっと説明としてはもう少しいただきたいなど。</p> <p>こういうことができるのであれば、他の施設もやはりこの状況というかですね、村内の災害後の利用状況の変化に応じた部分とか、やはり冬季、冬場に関してはどこの施設も落ち込む部分とかで、やはり施設利活用の考え方等が変わってくると思うんですね。</p> <p>今回このゲストハウスにおいてこういうことがあるのなら、もう一度指定管理の利用時間であったり、使い方の部分というのは再度検討されるべきではないかなという質問、大きな質問をして申し訳ないんですけども、そこが必要になってくる気がします。</p> <p>現段階で冬場等の、逆に施設活用自体を考えないという方向性もあるのかも含めてお尋ねするのが1点。</p> <p>もう1点は、このゲストハウスに関係する里山マネージャーでしょうか、このゲストハウス、キャンプ場、農家レストランを含む一番の束ねるようなゲストハウスにおらっしゃる地域おこし協力隊がまだ決まっていなくて聞いております。その方が不在のまま進んでいく部分について、運営面は大丈夫でしょうか。</p> <p>3点目、最後は、今竹棚田一般社団法人の方頑張ってらっしゃいます。その要は、拠点というのは一体どこになるのか、このゲストハウスが中心拠点ということで動かれるのか、その事務所機能的なものが存在するのかどうか、この3点お尋ねします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず8条についてですが、ゲストハウスにつきましては、1棟貸というようなことで、そのまま1日中貸すという形、宿泊すれば1日貸すというようなことでございます。そういったところもありますし、農家レストランにつきましても1年中開くか、そこ辺りもありますので、考え方にすれば土日とか祭日とか、そういった部分だけ開くとか、そういったところも考えられますので、そういったところで指定管理者が定めるというようなところでしております。</p> <p>それから、里山マネージャー、現在まだ決まっておられません。今募集はしております。1件打診があったというところではございますが、申し込み等についてはまだ来てはいないというところでございます。</p> <p>準備については、現在の協力隊含めて管理していただく竹棚田のほうとも、今協議はしているところでございます。</p> <p>それから、事務所というところでございますが、現在はキャンプ場の運営ということで、キャンプ場を中心にやっているとところではございますが、1軒空き家を借りて、そこを拠点にということで、今検討はしているところでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう3回目なんで最後になりますけれども。</p> <p>空き家を借りてという部分に関しては、あくまでも村が借りるのではなく、竹棚田の方々が借りられて事務所にされるということでよろしいのでしょうか、ということ</p>

	と、あと2点目の、さっき質問した2点目の地域おこし協力隊が決まってない中でという部分、なぜ言ったかという、この運営にあたっては、最初企画政策課のほうから聞いていた中では、ゲストハウス、キャンプ場、農家レストラン、要は、この3施設にあたる地域おこし協力隊を募集して、その方々が中心になって事業を行っていくという部分も聞いておりました。その中の1人が埋まらない中で、ゲストハウスは誰がどういうふうに、もし決まらない場合ですね、運営を行っていくのか、その辺の想定を、最後お尋ねします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	まず事務所ですが、これは法人として利用するというのでございますので、法人の費用で行うところでございます。 里山マネージャー、決まらないといった想定でございますが、できるだけ決めていかなければならないというところではございますので、現状としてはまだそこまで想定はしておりません。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	20ページの第7条、指定管理者が行う業務というものの中にですね、(4)利用料金の收受及び減免に関する業務ということで書いておられますが、減免というものについて、非常に、これ管理者が行うということになると、自由にできると言ったらおかしいんですが、重要な事項の減免というものを、そういう簡単なところでですね、考えていいものかと。どういう考え方をされているのかちょっと分かりませんが、ちょっと不審に思うのは、それはちょっと違うんじゃないかなという気がしておりますが、ご説明をお願いしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	ちょっと条例立ての話になりますので、総務課のほうでお答えさせていただきます。 指定管理者の部分につきましては、当然業務等を明示した上で条例制定しなければいけない。その中で料金の收受等についての要件もでございます。 その中で、地方自治法の中で、料金の收受については、例えば、うちで言えば村長ですけど、村長の承認を受けて料金の設定をするという形になっております。 減免についても同様の考え方ということで、当然従前の条例等にもですね、要件を明示しているものもでございます。 今回、たぶん障がい者あたりとかですね、そういった部分の要件を見ているのかなと思いますが、当然減免の要綱についても、村長の承認の上で料金を設定するという形になっておりますので、自由にそれができるといったものではないということで、こういう条立てにされているのではないかと考えております。以上です。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	なんか最後のほうの言葉がちょっとおかしいなという気がします。 それで、ここにですね、上げておると。ただ、それが細則とか規則とか、その中に謳いこんでいくということなら、普通に入れていますからという形になるんですけども、なかなかこういう言葉が出てくるといったのが少ないもので、今までの管理指定のときにですね、条例制定のときに、ないものもあるのかなと。 そこのところを、そういうもので謳いこんでいくということであれば結構なんですけど、ちょっとそこのところを心配しておりますので、もう一度お答えをいただきたいと思っております。
議 長	総務課長
総務課長	減免の項目等につきましては、他の、つづみの里等の条例につきましても条例の条文がございます。



	ただ、どういった場合が減免するかという要綱については、まだ十分なところがございませんので、当然村と協議の上で行うということで、規則等も当然定める形にはなりますが、たぶんその中で謳うかどうかという部分については、今のところその予定はないということでお答えをさせていただきたいと思います。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	だから、そこ辺りで謳いこんでおかなきゃいけないじゃないですかと。予定がないと、だからこそ、今質問をしているところなんですね。 だから、先ほども、謳いこめばいいんですけどねということで、私は質問をしたところですが。
議 長	確認の質問ですね。 副村長
副 村 長	議員が言われている第7条の第4号でございます。 利用料金の収受及び減免に関する業務、これは、減免に関する業務ということで、減免するかどうかの基準についてはですね、同じく第13条の中で、村長が必要な事項を別に定めることになっておりますので、その中でしっかり定めて対応をしていきたいというふうに思っております。
議 長	先ほどの確認の質問として扱っておりますので、もう1問だけできます。 9番 伊藤均議員
9 番	この条例については別に、細則で謳いこんでいただければいいんですけどと、だからそこをお答えいただきたいだけです。 これについて、じゃあ、それは捉え方はですね、いろいろで結構です。ただ、そこを入れとかないかんのじゃないですかということが質問の中身ですから、そちらをお答えください。
議 長	副村長
副 村 長	議員おっしゃるようになりますね、細則のほうで決めていきたいと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし) 賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第3号「東峰村古民家宿泊施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第4号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員

5 番	<p>27ページの第8条、また同じことをお聞きしますけれども、レストランについて主にお聞きしたいんですけれども。</p> <p>さっきの説明をもう少し確認する意味合いでお尋ねしますが、要は、決まった定休日若しくは開閉時間というものは、何か掲げられるということなののでしょうか。</p> <p>それを掲げずに、結構不定休みたいなことになるのでしょうか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>定休日についてはですね、8条の書いておられますとおり、村長の承認を得て指定管理者が定めるということになっておりますので、こういった形で掲げられるのか、そういったことについては、指定管理者のほうで検討されるものと考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>指定管理者が決めた部分を、要は掲示というかですね、村もこの施設やってます。でも、いつ休みか分かりませんという話ではないということですよ。要は、そこをしっかりと謳った後、開店していくということによろしいでしょうか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>指定管理者のほうで決められてですね、村長がそれを承認して、それで開業をしていくということでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>なかなかころころ設定が変わるとおかしくなるかなという部分もあります。</p> <p>ただ、やってみないと分からないという部分も、おっしゃられるとたぶん言われる可能性もあるので、言っておきますけれども。</p> <p>この承認を得てという部分、かなり自由に裁量権与えられているのかなと思います。最後にお尋ねすると、どれぐらいのスパンでこの定休日、開店時間を固められるのか、1回定めたらどれぐらい変えないつもりなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。</p>
議長	副村長
副村長	<p>一度決めたものがどれぐらいのスパンでやっていくのか、それについてはですね、指定管理者のほうで検討されるものと思っております。実際に営業を始めてみてお客さんがどの程度入るのか、また費用面等収支見合わせたところでですね、その辺は検討されるということでございますので、今の段階で、じゃあ1カ月ごとに見直しますとか半年、1年ですといったようなことは申し上げられないところでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第4号「東峰村棚田レストラン・農産加工施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	

議 長	<p>日程第5 議案第5号「東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。  これより質疑を行います。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  議案第5号「東峰村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第6号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。  これから、質疑を行います。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  議案第6号「東峰村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第7号「東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。  これから、質疑を行います。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p>

	採決します。 議案第7号「東峰村小石原焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第8号「東峰村新村建設計画の変更について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第8号「東峰村新村建設計画の変更について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第9号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5 番	61ページをお願いいたします。 10款2項1目学校管理費の中のギガスクール整備事業についてです。 配布資料のほうで確認はさせていただいて、内容は理解できているんですけども、今般のこのコロナウイルスの影響で休校にならざるを得なかった。残りのやはり教育機会というのを失われた部分、かなり子どもたちにとっては大きな損失かなと思わざるを得ないんですけども。 要は、このタブレットを導入するにあたって、やはりそのタブレットを自宅等でも活用できる部分というのが、検討されることができないのかなという形の質問です。 要は、中国のほうがすごくてですね、完全に自宅学習がかなり進むような状況が、この一気に1カ月間の間に進んでいるというのも聞いております。 未だチャンスと言ったらそれまでなんですけれども、せっかく導入されるのであれば、そういう予算措置もできないのかなという質問で、今、予算的に見ているタブレットの購入自体が、Wi-Fi環境だけなのか、あるいはセルラータイプという携帯のシムを入れればできるようなものになっているのか、お尋ねします。
議 長	教育長
教 育 長	今のところ、そこまではないのではないかと考えておりますけれども、将来的、せ

	<p>つかく今度大きな事業をしますので、そういったことも視野に入れながら、例えば学校でやっている授業を、家庭でも見れるような環境も含めて、今後検討したいと思っています。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>61ページ、9款1項消防費、今回機能別の関係で被服費が出ております。私もその年齢に入りまして、機能別に入るようになっておりますけれども、そのときに地区で話が出たんですが、機能別になるのは結構だけれども、適正の年齢の人たちですね、そういった人たちに改めて勧誘は行っているのか、お聞きします。</p> <p>団員の年齢があるじゃないですか、その中で入ってない、そういった方もいらっしやいますので、そういった方たちに消防団に入るように勧誘しているのか、お聞きします。</p>
議長	総務課長
総務課長	質問としては、いわゆる幽霊団員という形の方ということですかね。
議長	8番 大蔵議員、再質問してください。
8番	幽霊団員の方は団員ですよ。そうじゃなくて、団員にもならない人がいるでしょう。そういった人たちを勧誘しているかということです。
議長	総務課長
総務課長	<p>当然、その分団のですね、所管するところにおきます名簿等によりまして、勧誘は常々行っているところであるというふうには伺っております。</p> <p>実際そういう方についてもですね、村として、例えば勧誘しないことにおけるペナルティ等ができるのか、できませんので、やはりもう説得と言いますか、分団の中で鋭意その取り組みをしていただいているという状況でございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>63ページ、7款1項7目、鳥獣害フェンス工事、マイナスの1、800万ということで修正を行っていただいて、鳥獣害に対しては非常に今、災害を絡めて苦勞をしているところであるかと思えます。</p> <p>それで、災害との兼ね合いによってですね、マイナスが出ているということは分かるんですが、できる限り早くやらないと、これについてはもうお米を作っている方々が非常に困っておるということが現状かと思うんですよ。</p> <p>今回のマイナスについてはですね、それはもう現況としてなかったということで理解をしておるんですが、じゃあ、これをどれだけスピーディーに次年度やっていくかということ、やはり少し聞かせていただきたいなと思えますので、ちょっと質問させていただいたところです。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>議員ご質問のとおりですね、喫緊の課題としてこの鳥獣フェンス、もう間もなく水稲作付けの準備も始まっていくということもでございます。</p> <p>やはりご質問の中にごございましたように、多事業の関連によりまして実施ができなかった。そういったところが大きな要因として、この減額となります。</p> <p>この鳥獣フェンスの災害復旧工事につきましては、今年度をもって3年間ということになりますので、この復旧事業での工事はできない形となります。</p> <p>今後は新規の設置という形に乗り換えてですね、対応をするということで、農林観光課のほうと調整、連携しながら引継ぎと言いますか、復旧ではもう財源がなくなりますので、新規という形で、今協議を進めているところでございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうすると、財源がなくなると。じゃあ、このマイナスの分もですね、何で補正するのかと、繰越しができないのかと、形にもなるかなと思うんですよ。</p>

	<p>新規と災害復旧ということで、負担割合もですね、じゃあ変わってこないのかと、個人負担が。そういうところまでかかってくるのではないかと思うんですよ。</p> <p>両方ですね、新規になった場合個人負担がどうなるということまで、じゃあ、お教えいただきたいなと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>災害復旧事業につきましては3年間と、それから、他の事業につきましてもご案内のように、繰越明許というか、それから、さらに3年目は事故繰越しというような形になりますので、それができないかという前段のご質問だと思います。</p> <p>この予算の枠につきましては、福岡県のほうで当初予算として国の予算を得てですね、確保して運用というか、交付というようなことになっております。</p> <p>それが3年目で、もう事故繰越というような状態と今現在がなっておりますので、村はその財源を得ることができないということで、新規事業しての対応ということになっております。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>議員ご質問の繰替えと振替ですね。災害でできなかった分の振替については、新年度予算の農業振興費の中に、農業振興対策費の中で有害鳥獣防護柵設置工事災害復旧分を2,000m計上しておるところでございます。</p> <p>災害と通常の設定で個人負担の割合が違うんじゃないかという点もございまして、それについては、現在協議をしているところでございます。</p>
議 長	9番 伊藤均議員、3回目です。
9 番	<p>すみません。</p> <p>2,000m、ありがたいことだと思うんですよ。ただ、やはりこの事業をですね、できるだけ目安としてどれぐらいでやると、早くやるという、早くやってほしいというのが一つの質問なんですけれども。</p> <p>その中で、考え方として新規の分について、今までの負担割合があったですね、防護柵の。災害によつての事業でできた人とできなかった人とがというところがあるからですね、この辺りのところをしっかりと前の絡みと、災害とそれから新規というところをですね、しっかりと協議いただいてですね、差別感のないようなですね、やり方をやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	ご指摘のとおりです、不公平の生じない方法は取らなければならないと思っております。今後十分検討させていただきたいと思っております。
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p> <p>賛成討論ありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第9号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	全員賛成と認めます。

	よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第10号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>（反対討論なし）</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>（賛成討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第10号「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第11号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>ページは78ページ、6款1項2目のマッサージ治療費の関係なんですけど、マイナスの20万という形で出ております。</p> <p>それで、今までこのマッサージの対象者と言いますか、業者、してある方ですね、してある方のほうが、確か3件くらいで指定されてあったかなと思っております。</p> <p>それで、毎年大体これ予算残がないような形であったかと思っております。それは受ける方が減ったのか、それをしてある方が減ったのか、この辺りのところを教えてくださいたいんですが。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>現在ですね、このハリ・灸、マッサージをされている事業者さんは3件、変わりません。</p> <p>実際には細かい数字、今、把握しておりませんが、こちらの助成を受けられる、要するにこれを、サービスを受けられる方が、回数が減ったのかなというふうには思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>コロナウイルス関係でお聞きしたいんですけども、PCR検査が保険対応的な形で医療機関から受けられるようになりましたでいいんでしょうかね。</p> <p>結局、自己負担に関しては、自己負担分は国から補填されるんでないということで、その保険料分というのは、やはり国保の場合はこの国保から拠出されるべきものになるのでしょうか。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	医療費対応が可能になるということですので、国民健康保険に加入されている方は、基本的には国保からの医療費支給になろうかと思われま
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	この特定指定感染症というのは僕もよく分からないので、そう指定されたもので検査については、あとから国から給付があったりとか、そういうものがないのかというのと、もし感染してしまった場合ですね、その負担的な部分、ひょっとしたら再度の質問になってしまうかもしれませんが、そのかかった方は国の制度的にどういふふうに、要は治療費というかですね、見ていただけるのか。分かる範囲でご説明をお願いします。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	すみません。6日の日にですね、それが可能になるということで、特段の今現在で通知が、詳しい中身の通知があったわけではございません。 確かに可能になりましたけれども、その手続き等で、まだスムーズに検査ができるような態勢になるには、もう少し時間がかかるだろうという報道もあっておりますので、その辺りの、じゃあ、いくら国から助成があるとかいうところまではですね、今の時点ではちょっとまた把握しておりませんので、分かり次第そういうところは広報なり、ご報告をさせていただきたいと思
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	もう一度確認の意味合いで、もし村の人が感染された場合に、どういった負担というかですね、治療費に関して特定指定感染症に指定されているので、すべてそういう範疇で、もう国の保護下というかですね、補償で見ていただけるのかどうか、お尋ね
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	ちょっと確かにですね、その辺りが一番気になられるところだろうと思
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし) 賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第11号「令和元年度東峰村国民健康保険事業歳入歳出補正予算(第4号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第12～ 日程第15	
議 長	日程第12 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」



	<p>日程第13 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第14 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第15 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>は、予算審査特別委員会に付託をいたしました。</p> <p>予算審査特別委員会報告をお手元に配布いたしております。</p> <p>それでは、予算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>予算審査特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>令和2年東峰村第1回定例会、3月6日本会議において予算審査特別委員会に付託を受けました案件について、会議規則第76条の規定により審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件は、議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」、以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は、令和2年3月9日、10日、11日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。審査結果は、原案どおり可決するものと決定をいたしました。</p> <p>予算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませているところも、併せて報告いたします。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長の報告がなされました。</p> <p>議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」</p> <p>議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>一括して採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 発議第1号「東峰村議会議長の不信任決議案について」を、議題といたします。</p> <p>本件については、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、私は退場いたします。</p> <p>(佐々木議長 退場)</p> <p>(議長 伊藤副議長に交代)</p>
議長 (副議長)	<p>会議を再開します。</p> <p>日程第16 発議第1号「東峰村議会議長の不信任決議案について」を、議題といたします。</p>

	<p>提出者 6 番 高倉寛視議員の説明を求めます。 6 番 高倉寛視議員</p>
5 番	<p>発議第 1 号 東峰村議会議長佐々木紀嘉殿 東峰村議会議長の不信任決議案について 上記の議案を別紙のとおり、東峰村議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。 令和 2 年 3 月 9 日提出、提案者、東峰村議会議員 高倉寛視、賛成者、東峰村議会議員 大蔵久徳、同じく高橋弘展、同じく長澤貞義。 提案理由の説明をさせていただきます。 東峰村議会議長の不信任決議 本議会は、東峰村議会議員の佐々木紀嘉君を信任しない。 以上、決議する。 令和 2 年 3 月 9 日、東峰村議会。 理由、令和 2 年 3 月 6 日の高橋議員の一般質問において、村長は質問に対し真摯に答弁することもなく、一方的に約 1 0 分にもわたる答弁を繰り返し行ったことに対し、議長は、村長に対し、明瞭明確な答弁を求めるべきところで、何も処置を講じることなく、議員が公平に質問する権利を奪った。これは、村長に忖度し、公正中立であるべき議長としてあるまじき行為であり、そして東峰村議会の品位及び信用を失墜させる行為で、議長の資格はない。以上でございます。</p>
議長 (副議長)	<p>以上、説明が終わりました。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長 (副議長)	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし) 賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)</p>
議長 (副議長)	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第 1 号「東峰村議会議長の不信任決議案について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長 (副議長)	<p>賛成少数と認めます。 よって、本案の採決は、否決されました。 (佐々木議長 入場)</p>
議長 (副議長)	<p>ただ今の議決について、報告を行います。 貴殿に対する不信任決議案は、否決されました。 暫時休憩します。  (12時57分)</p>
議長	<p>会議を再開します。  (12時58分)</p>
議長	<p>お諮りします。 ただ今、村長から、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて (専決第 1 号)」が、提出されております。</p>

	これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。 (日程表・議案書配布)
追加日程第1	
議長	追加日程第1 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 建設水道課長
建設水道課長	承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和2年3月11日提出、東峰村長名でございます。 裏をお願いいたします。 東峰村専決第1号、専決処分書。 林道大日福井線3から9、第1屋椎線災害復旧工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。 令和2年3月3日、東峰村名でございます。 林道大日福井線3から9、第1屋椎線災害復旧の変更契約について、地方自治法第96号第1項第9号により、議会議決を得た林道大日福井線3から9、第1屋椎線災害復旧工事の契約に対し、設計変更が生じ、契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。 契約の目的 林道大日福井線3から9、第1屋椎線災害復旧工事 契約の変更内容 現契約金額6,750万円 変更後の契約金額5,863万8,600円 変更する額、886万1,400円の減額でございます。 契約の相手方、福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地3、株式会社大藪東峰営業所でございます。以上です。
議長	災害対策室長
災害対策室長	お手元に配布の位置図でもって補足説明をさせていただきます。 赤文字で第1屋椎線、それから大日福井線書いております。 第1屋椎線は、屋椎地区上部から北側に延びる林道、それから、竹地区から岩屋地区方面の山間部をぬって通っております大日福井線、こちらの変更の減額でございます。 右下の表をご覧くださいと思います。 構造物には変更ございません。土工事の残土処理、真砂土購入に対する原料になります。 合計額のほうで申します。1,524m <sup>3</sup> を、変更後28の残土処理、それから真砂土購入が2,223を、全額購入が減額となっております。 特に残土処理につきましては、中尾の土砂処理場に運搬処理するところを、林道敷き内で盛り土等の処理が可能となったため、この変更減額となっております。以上です。
議長	以上で説明が終わりました。

	<p>これから、質疑を行います。          質疑はありませんか。          5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>内容については、もう説明で理解ができるんですけども。          専決処分書が、専決処分が令和2年の3月3日に行われてて、定例会が開かれることが分かっているにもかかわらず専決をして、この議会で承認するという、この流れがちょっとよく分からないんですね。          そのまま変更契約について、ここで議決をすればよかつたんじゃないかなと思うんですが、なぜ、この専決ということをして、このタイミングでせざるを得なかったのかの、その理由について伺います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>こちら、変更契約日が3月3日でございます、こちらの工期、3月の27日というところでございます。          この工種の内容、それから変更の時期につきましては、3月3月上旬に工事の変更を行わないと、工事が円滑に進まないというようなことがございました。          この変更の議会の議案に上程することにより、工期が3月を超えてしまう可能性もある等々ですね、想定がなされましたので、3月3日の段階で変更契約をさせていただき、専決処分でお諮りさせていただいたという状況でございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>この時期において、増額であれば早急にとすることは分かるんですけども、減額になっているので、急ぐ理由としてはいささかどうなのかなと思ったりはしました。          その要は、その予算の範疇でできること、設計の変更という部分が入っているわけでもないですね。やり方を変えたということだけなので、なぜ減額なのにここまで急ぐ必要があったのか、あまり理解ができないんですけども、もう一度説明をお願いします。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>前段の説明のとおり、構造物等々には変更の内容はございません。          ただ、今後27日の工期に向けて、設計の変更に伴った手続き、竣工検査に向かった準備作業等ございますので、早期に変更の契約をさせていただいて、年度末の27日の竣工検査、その27日以降になるかもしれませんけど、その準備等のために、変更の契約をさせていただいて、専決をさせていただいたということでございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。          ないようですから、質疑を終結いたします。          これから、討論を行います。          討論はありませんか。          (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。          採決します。          承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手をお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第17	
議 長	日程第17 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。

	<p>本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生調査検証特別委員会から、閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。</p> <p>これを許可します。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>3月6日より本日まで令和2年第1回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>令和2年度の当初予算並びに議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を今後の行政運営に活かし、誰もが住みたくするような魅力ある村を目指し、邁進していく所存でございます。今後とも議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、今月末に開催が予定されている第6回日田彦山線復旧会議では、本村が主張する負担なしでの鉄道の復旧については、本村を除く参加自治体のBRT容認受け入れの方針の中で、非常に厳しい状況になることが予想されております。</p> <p>しかし、東峰村民の日田彦山線にかける思い、願い、また17,906名の署名をいただいた人々の思いを、今後も訴えていく所存です。議員各位並びに村民の皆様とともに今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、応援をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、今月14日には東峰学園中学部の卒業式が挙行され、それぞれの進路へ旅立っていきます。また、17日は小学部の卒業式が挙行されております。東峰学園を卒業する中学生の皆さんが前途に希望を持ち、東峰村で育ってよかったと誇りを持って、都会の子に臆することなく渾身することを願っております。</p> <p>そして4月になると東峰村消防団の入退団式、さらには入学式と公式行事が軒並み予定されております。議員各位におかれましては、お体をご自愛の上、さらにご活躍いただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。</p> <p>なお、コロナウイルスの感染等につきましては、議員の皆様方もくれぐれも注意をされていただきたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>これもちまして、令和2年度第1回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(13時12分)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員